

論 説

清沢洌渡米時期の排日運動状況 —— 在米領事館等の報告による ——

山 本 義 彦

はじめに

- 1 清沢洌の渡米と日本人学童排斥
- 2 大正初期のシアトル総領事館報告
 - (1) 排日土地法問題の登場
 - (2) 缶詰製造所労働者の日本人排斥運動
 - (3) 洗濯業者の日本人排斥運動
- 3 ワシントン州の排日運動の底流
 - (1) 国際連盟による民族問題の扱いに対する認識
 - (2) 排日運動の諸相と対抗の論理

むすびにかえて

はじめに

清沢洌が渡米した時期、アメリカ西海岸では、サンフランシスコにおける日本人学童排斥運動をはじめ、排日運動が盛んに見られた。清沢は、そうした時期、ワシントン州シアトル近郊のタコマに移民者となって、アメリカ生活を開始した。排日運動が清沢にいかなる精神的ストレスを生じたものかどうかは、当時、シアトルで発行されていた北米時事や、その後、ロスアンジェルスの日系新聞「羅府新報」に寄せた彼の論文のいくつかを読むだけでも把握可能である。これらについての基本は拙著『清沢洌の政治経済思想』御茶の水書房、1996年でも述べたことがある。しかしその際にも意識していたことであったが、彼はタコマでの生活においても当然排日の動きを知る機会を得ていたにも拘わらず、清沢はそこから極端な排米主義者になっただけではなかった。このあたりの事情をどのように見ればよいかということは、その後の彼の執筆した論著でも十分には捉えることが出来ない。タコマの地が、それほど大きな排日運動にも回れなかったということも可能性としては

考えられるかも知れない。しかし先に挙げた当時の労作での主張からすれば、やはり相当に大きな精神的痛手を負ったと見ても良いのである。

そこで本論では、一つの手がかりとして、敢えて詳細に、当時の排日運動の情勢と社会の動向を捉える上で貴重な資料ともなる、シアトル総領事館の報告史料を繙くことにした。読み進んで頂ければ、清沢在米の同時期に、この地域ではどのような動きが見られたかを捉えることが可能であり、そこから清沢の自由を尊び、多元主義的価値を重視する精神の形成に、いかなる意味を持ち得たかを探り出せるのではなかろうか。本稿はその調査中間論文として、捉えて頂きたいと考える。実は本稿は、近く刊行予定の拙著『清沢冽—その多元主義と平和思想の形成』（仮題）の一部に位置づけるべき粗稿であることを、予め述べさせて頂く。

1 清沢冽の渡米と日本人学童排斥

清沢冽はその師で内村鑑三と同じく無教会派クリスチャンであった研成義塾井口喜源治の奨めた「ピルグリム・ファーザーズ」の精神で、北米タコマ、シアトル方面に同塾生とともに移民した。1906年日露戦争後のことであった。多くの人々は労働移民、農業移民としての足取りをたどった。しかし彼は数少ない同地のウィットワース・ハイスクール（後にスポケーンに移転）に通う学生として勉学を続けた一人であった。むろんグリル（店名は、彼の故郷への便りに使用した便せんから Silver Grill と判明した。筆者はこの店が当時存在していたことを確認した。拙著『清沢冽の政治経済思想』御茶の水書房、1996年、参照）の皿洗いなどの労働もしたことが知られる。こうして在米日系紙の記者などの経験をも積んだのである。たしかなことは追求できないが、さらに同地の大学にも通ったともいう。それに1918年にはいったん帰国し、早稲田大学に合格しながら、再び帰米し（このようなあり方は私が現地調査を試みた1995年の時期にも、決して少なくはなかった。その場合、一世が子息を日本の学校教育につけようとして帰国させるが、そのまま日本にいつくケースもあれば、やはり幼い時期からのアメリカ生活の習慣から、再度帰米するのである）、そして1920年には再度帰国し、母国のジャーナリストとしての道を歩んだ。

実際にも彼が渡米した際の旅券記録によれば、

旅券番号 六二六三四 清沢冽 平民 市弥三男 一六年一ヶ月 南安北穂高村一三三 研学 下付
年月日 明治三九年一月一七日

とある（外務省外交史料館所蔵、旅券簿冊四六、マイクロフィルム）。

つまり彼の場合は、渡航理由が「研学」と明記されていることから、師井口の教えであった「労働移民」（「名も無き市井の人であれ」）とは必ずしもあうものではないが、それでも彼はシアトルの穂高倶楽部に所属して活動しており、その組織はほとんど労働移民者によって占められていたといつてよかろう。この点、従来に彼に関する諸氏の記述や私の認識を訂正しておきたい。

なおこの史料を収める外務省の「明治四十年二月二日」付「自卅九年十月一日至全十二月参拾日」の「旅券用紙受払表」によれば、同期に長野県から渡米した人物を数えると、清沢を含めて104人、ハワイが66人、メキシコ29人、カナダ12人、その他4人であった。また91人が保証人又は移民取り組み人として「大陸殖民会社」と記載されている。旅行目的には「移民」「研究」「研学」「神学研究」「農業研究」「農業視察」「商業視察」「布教」「商業」「商業見習」「漁業」「夫ノ内助」など多彩である。概して「大陸殖民会社」という場合は「移民」が多い。さらに「再下付」者も一定数に上る。

移民と渡米後の就業に関して、清沢の渡米に先立つほば十年前、「明治三十年五月七日発遣」文書に警視総監・兵庫県知事・大阪府知事・広島県知事・熊本県知事・和歌山県知事宛の外務省通商局長高田早苗の文書がある（外務省外交史料館382-21「北米合衆国に於ける本邦人渡航制限及排斥一件」第一巻）。

「渡米移民ニ関スル件」にいう。「北米合衆国ニ於ケル目下ノ事情多数ノ移民ハ到底就業ノ見込無之候ニ付多人数渡航周旋ノ儀ハ可成見合候様取扱人等ノ訓示相成度旨在タコマ齋藤二等領事ヨリ別紙写之通申越候条別紙ノ趣移民取扱人へ御諭示相成且又多数ノ渡航出願者ニ対シ同時ニ御許可不相成様致度依命別紙写相添此段申達候也」としているように、渡米して職を得るのは容易ではなかったことが記されている。実はこの時期すでに「移住民排斥事件」が起きているということを齋藤文書が伝える。

その趣旨は、

移民上陸制限法案先般合衆国議会ニ提出以来全国挙テ其渡航ヲ嫌忌スルノ念慮ハ益々其度ヲ加へ而シテ幸ニ該法案ハ大統領ノ否認スルトコロトナリタルタメ一字ハ苛刻ナル制限ノ厄ヲ脱シタルカ如ク相見ヘ候ヘ共現今地方政權ヲ掌握シタル^{民主黨}民衆殊ニ労働者連合仲間ニ於テハ外国移民嫌忌ノ心依然其勢力ヲ逞フシ其断乎タル排斥ノ挙ハ只時機ノ来ルヲ待ツノ姿ニ有之候当合衆国ニ対スル我カ移住民後来ノ事証ニ関シテハ拙官只今其報告書編成中ニ付追テ詳細御報告可致ノ処現今ノ事情多ノ移住者ハ到底就業ノ見込無之候ニ付可相成ハ移民取扱人等ニ御訓示ノ上永遠ノ利害ヲ顧ミズ徒ラニ眼前射利的ノ私欲ヲ唱ヘ我カ帝国人民ヲ危険ノ地ニ遺棄スルカ如キ挙動無之様御注意ヲ仰候 敬 具

というのであった。この文書は明治34年4月4日付の在タコマ二等領事齋藤幹から外務次官小村寿太郎に宛てられていた。ここに収録されている文書から、岡山県の渡航者はアイダホ州の鉄道会社工夫に就職予定者がいたこと、また兵庫県知事からは、外務省のいう「一時ニ多数ノ移民」は無理というばあいの、数字上の具体性がほしい、そうでなければどの程度の人数ならば可能という見通

しが立たないという指摘を行っていた（明治30年5月26日付文書）。また在タコマ二等領事齋藤幹から明治30年5月22日付で外務次官小村寿太郎に宛てられた文書によれば、日本人労働者は低賃金で働くこと、しかも鉄工場、製紙場などの勃興でその運送用の木箱製造場などの比較的訓練を要しない職場に就業することから、当地の「下等土民」の反発と排日紛争を招いていることを報じている。要するにこの地のエベレット港では製造事業が充分に発達していないことのために、在住米人を雇い入れる職場がないことから、ようやく仕事にありつけている状況にも拘わらず、日本人の低賃金が、彼等米国人の職域を荒らす結果となって、排日気運を招いているとのことであった。

日本人側は米国人労働者からの異議申し立てに対して、「我々は企業に雇われているに過ぎないので、止めるとの脅しを言われても、企業社長の考え方に依らねばならない」などの反論を行ったという。文句が有れば、外交を通じて行えとも言ったようであった。もちろん正論であるだけに米国人の側からの反発のあり方を変える結果になった。あるいは我々の低賃金を非難しているようだけれども、我々の労働能力の未熟さの故に雇い主側の低賃金設定となったのであって、直接には非難されるいわれはないとも応酬したのである。決して米国労働界に擾乱を巻き起こす予定はないのだと。彼等米国人は日本人の退去を要求していた。

外務大臣から在米国特命全権公使星亮に宛てられた明治30年7月7日（発信は8月12日）の文書には、日本側で「出稼ぎ」目的の渡米希望者が増加している状況の下にあって、アメリカで移住民禁止条例が元老院（上院）を通過しながらも、大統領がこれを裁可せずとのことに注目を寄せている。大統領クリーブランドの考えは、「合衆国ニ渡来ノ後善良ノ市民トナリ合衆国ノ開発ヲ扶ケタルモノ多ケレハ該法案ノ制限」は無用という立場であった。もちろん当時の大統領選挙ではレパブリカンの綱領ではアメリカ市民の品位を汚すような外国からの移民を排除するという色彩が濃厚な方向付けが行われていた。この点を星亮公使が現地から伝えてきていたのである。筆者はここにある種のアメリカ人の優越意識を見る思いがする。といっても白人優越の思想であり、諸民族の垣塙、交流のアメリカ社会というイメージとはおよそ異なる独善的傾向そのものであった。

次のような史料がある（外務省外交史料館 3-8-2-21 「北米合衆国に於ける本邦人渡航制限及排斥一件」(1)）。

公第二二号

移民検査事件ニ付キ星公使ニ稟報ノ件

日本移民排斥論合衆国各地ニ勃興シ遂ニ桑港移民検査官迄胡乱ナル口舌ヲ弄スルニ立至リ居候義別紙新聞記事切抜之通りニ有之候而テ之ヲ各州ノ新聞ニ転載致居候条添付公信ノ通り其予防策トシテ在華府我カ全権公使ニ稟報致居候為念及報告候 敬具

明治三十年五月十日

在タコマ二等領事 齋藤 幹 印
外務次官 小村寿太郎 殿

この鑑文書の後に同日付の報告文書がついている。それによると、「近来合衆国ニ於テハ各地ニ我カ日本移民排斥ノ挙動紛起」し、サンフランシスコでは痘瘡患者検疫事件に付帯して口舌をもうけて日本人移民上陸検査を嚴重にする動きがあるとの「教唆風」が流されていることは承知されていることである。齋藤領事はシアトルとタコマの移民検査官がかねてから親しいので、この事情を聞き協力を得た。しかしながら新聞報道が行われることから日本移民排斥家の口実を助成する状況が生まれ、ついに合衆国外国移民取締総長の新考案になり、移民検査が当然厳しさを増すところとなった。こうした状況を踏まえて全権公使としてアメリカ当局に理解を得るよう努められたいというものであった。このように、明治30年（1897年）という時期には、入国管理の面で、新聞報道に影響を受けながら、日本人排斥の動きがあったことが伝えられている。まだ日清戦争から二年程度の時である。

以下の史料もまた興味をそそる（外務省外交史料館3-8-2-21「北米合衆国に於ける本邦人渡航制限及排斥一件」(6)）。

2 第式十六号

在「エベレット」港日本労働人排斥事件ニ着落ノ件
華盛頓州「エベレット」港木箱製造場ニ雇用中ナル日本人十八名排斥事件并ニ其無地^{無事}着落ノ義別紙ノ通及稟報候敬具

明治三十年五月廿二日

在タコマ二等領事 齋藤 幹 印
外務次官 小村寿太郎 殿

この鑑文書の後に次のような文書がつづられている。

「在エベレット」下等土民等我カ労働者排斥ノ挙動并ニ其着落
「エベレット」港ハ「シヤトル」港ヲ凡ソ式拾哩太北鉄道会社最初ノ終極点ニシテ爾後追々人口モ増進シ從テ諸製造業モ開始ノ運ニ向ヒ鉄工廠製紙場等相次テ勃興シタル内近来又木箱製造場ヲ起シ広ク地方産物ノ荷造り箱ヲ製出シ稍々其利益ヲ見ルニ至レリ尤モ本港ニハ未タ日本人ノ開店シタル者ナク僅カニ居住スル者ハ無頼ノ日本男女四五名ニテ其評判ハ元来太タ宜シカラス

然ルニ右木箱製造場ハ其事業ノ拡張ト同時ニ賃金低廉ノ職人ヲ備ヒ入シカタメ本年四月初旬ヨリ日本人ニテ該製造所ニ労働セント欲スル者ハ差当リ三十名許^{ばかり}ヲ限り雇入スヘシト新聞紙ニ広告ス是ニ於テ曾テ「ポートブラックレー」材木製出場ニ働キ居タル高橋轍夫ナル者早速「シヤトル」近方無職業ノ日本人十八名ヲ引キ連レ本年五月六日該製造場ニ赴キ菓物入木箱壹千箇ニ付キ六十^{セント}仙ノ賃金ヲ受クヘキコトノ就業契約ヲ締結セシトコロ（從來米國労働人ハ千箇ニ付キ卅式十仙ヲ受ク）其夜該地ニ於ケル無頼米人多数ノ者林檎畠ノ内ニ集会ヲ開キ早速式十名ノ委員ヲ選ミ之ヲシテ右日本人等ニ告ケシメテ曰「エベレット」港ハ未タ製造事業充分ニ発達セズタメニ在住米人モ傭工ノ途ナキニ苦ム最中ナリ 而テ此節木箱製造場始メテ起リ我々米國労働者モ聊カ糊口ノ資ヲ得タルヲ悦フノ秋ニ方リ汝等日本労働人低廉ノ賃金ニ甘ンジ我カ労働区域ヲ擾乱スルコト太タ其理ヲ得ス 是ヲ以テ只今ヨリ一同其当地退去ヲ命ス若シ我等カ言ニ従ハス其儘工場ニ就業スルニ於テハ不得已腕力ヲ以テ退去セシムヘシ 其朝ニ段々後悔スルコト勿レ云々高橋轍夫等ハ右威力排斥ノ意外ナルニ驚キタレトモ一同相談ノ上答テ曰ク我々日本人ハ決テ低廉ノ賃金ヲ申立テ米國人労働界ヲ擾乱スル者ニ非ス只タ本事業ニハ未熟ナルカタメ木箱千箇ニ付キ六拾仙ノ賃金ニテ当方見習旁勞工スルノミ又タ我々ハ会社頭取ヨリ雇入レラレタル者ナレハ進退ハ全ク頭取リノ意見ト我々ノ勝手ニアルヘシ故ニ我々当会社雇入一条ニ付テハ汝等ヨリ頭取ニ直談判アリタシ又タ日本人当地ニ在住スルノ権理ハ汝等ヨリ拒絶サル、理由ナシ若シ強テ退去セヨト云ハ、我々ハ在「タコマ」日本帝國領事ニ招致シ正当ノ手續ヲ經テ汝等政府ト談判ヲ開クヘシ云々是ニ於テ土人無頼漢^{ネイティブ}ハ余リ理屈ノ高上ナルニ驚キ返ス辞モナク其儘引取りシヲ暫クアリテ又タ來リ告テ曰然ラハ來ル月曜日迄汝等ノ沈思熟考ヲ許スヘシ其後ニ至リ尚ホ退去セサレハ断然タル処置ニ及ブベシト右ノ次第二付高橋轍夫ハ其夜当領事館ニ電報シ且ツ製造場掛員ニモ委細ヲ告ケタルヲ以テ早速相方ヨリ地方政府ノ注意ヲ乞ヒ巡查ノ派出鎮撫ヲ得テ右無頼漢外地人ハ悉皆退去ヲ命シ日本人ニハ^{約束}約ノ如ク夫々業務ニ就カシメーツ先ツ鎮定ノ姿ニ帰スルヲ得タリ

当夜林檎畠ニ会合シタル土人ハ見物人ヲ合シテ彼是三百人ニ達シ寔ハ一場ノ騒動ナリシ由又タ木箱会社ハ最初三十名ノ日本人ヲ雇入ル、積リナリシモ右ノ抵抗ニ妨ラレ当方現在ノ十八名ヨリ増員スルコト能ハサル姿ナリ

本騒動ノ落着ハ該木箱製造会社ヨリ在「タコマ」日本領事ヘ宛テタル別紙洋文回答書ニ詳ナリ

以上が記述しているところは次のようである。要するに日本人労働者が得る職場としての木箱製造業は単純労働のために低廉な賃金で甘んじることが出来るのであって、決して白人労働界が問題視するような、意図的に低賃金で働こうというものではないはずだ、それにより白人労働者の職場が得られないが故に現地を退去せよなどの言いがかりを認めることは出来ないということが委細

をつくして、述べられている。白人労働者の側にたてば、彼等の低能力水準の労働分野を日本人が奪うことから、危機感を持ったとしても、あながちお門違いとは言えないであろう。まさに民族間対立、あるいは人種間対立とは多かれ少なかれこうした日常的な生活次元での摩擦が大きく左右していることは重要であろう。人種偏見が19世紀末に醸成されるには、ドイツのウイヘルムⅡ世皇帝によるキャンペーンが一つの契機であることは知られるところであるが、まさにこの時期、アメリカ西海岸の日本人流入が急増していたことから、摩擦が一層強められたのであろう。

発第一三〇三号

北米合衆国ヘノ移民ハ全時ニ多数ノ渡航ヲ許可セサル様可致旨本年五月七日送第一六六号ヲ以テ御通牒有之右ハ御通牒ニヨレハ渡航者少数ナルトキハ之ヲ許可スルモ差門ナカルヘク存候得共少数者ト雖モ数次許可ヲ与フルトキハ多数トナリ自然御通牒ノ趣旨ニ背戻スルニ至ルナキヲ保シカタク依テ全国ヘノ移民ハ其后全然許可セサル事ニ致来候然ルニ此頃ニ至リ強テ渡航ヲ願出候モノ有之ニ付目下ノ状況招致致度候間尚ホ多数移民ヲ渡航セシメカタキ事情モ候ハ、本県下ニ於テ一ヶ月凡ソ幾十名位迄ハ渡航ヲ許可スルモ差門無之候哉折返シ御回示ニ預リ度此段及照会候也

明治三十年七月六日

滋賀県知事

折田平内 印

外務省通商局長 高田早苗 殿

このように合衆国への渡航の自主規制をどのようにすれば、渡航可能なかを問う地方からの照会が届く状況であった。これに対する通商局長の明治30年7月9日付回答には、まず第一に多数の渡航が現地の感情の軋轢を呼ぶので控えるべきこと、かといって絶対にひかえるべきだというわけではない、第二には、就業機会を保証しうるわけでもないの、是非とも就業機会が確定している人物の渡航を進めるというものであった。しかしそもそも渡航理由の大きな部分が就業機会を求めたことであった以上、これでは渡航を停止せよと言うに等しい回答であったとみなすほかないであろう。ただしこの回答の末尾に一旦、記載予定をしながら、抹消された一文が残されている。当然の不満への解消策であろう。すなわち「一ヶ月大凡三十名位ノ渡航ハ当分ノ処御許可相成候」という添え書きが、それである。明治30年11月24日付の在桑港領事館事務代理領事官補船越光之丞から外務次官小村寿太郎に宛てられた判断に説明資料として加えられているサンフランシスコ建築業組合からの決議文によれば、合衆国は100万以上の失業者を数え、陸続として流入する移民によって職域が荒らされているとの認識を持っていた。「今後」、機械化が進展する下で、低賃金労働者化の道を確保することが困難であろうというのである。その間、しばらく外国人の流入を停止してお

くのが得策との方向付けを行っている。

次に「明治四十年北米合衆国ニ於ケル本邦人渡航制限及排斥一件 第六卷」(外交史料館所蔵 382-21)を見ておく。当時、サンフランシスコの大震災によって、交通機関が復旧せず、通学経路の面で問題が生じていたにも拘わらず、当局は日本人学童に、隔離主義的な、白人等の通学する学校への通学を禁じる措置を取った。この事情は、当局側が、日本人が白人と異なり、衛生面等で社会的にも問題が生じるという理由を挙げていたのである。このように白人と「モンゴロイド」だからとして日本人を差別主義的に扱われると、南米諸国に移民を始めている日本人にとっても不利な扱いを受ける結果となるので、困るのだとし、さらに中国人とも異なっている日本人を差別的に扱うなども主張している。むろんこの主張自体中国人その他アジア人種に対する差別主義に貫かれた不当な内容であるにせよ、当時の日本側の認識を示して余りあろう。これについて、明治40年(1907年)1月18日、サンフランシスコ領事が林薫外務大臣に宛てた長文の書簡「学校問題ニ関スル訴訟ノ提起并其後ノ模様」において、縷々述べられている(この文書は外務省で同年二月二五日に接受されている)。当時、カリフォルニア州議会では州法によって白人の日本人との婚姻を禁止する動きもあった。その中には中国人、モンゴリア人、黒人、朝鮮人、マレー人等が含まれていた(明治四十年一月三十一日付上野季三郎サンフランシスコ領事から林薫外務大臣宛報告「加州学務令改正及日米人雑婚問題ニ関シ桑港学ム当局ノ州会議員ニ対スル運動」)。

ここに興味深い文書がつけられている。以下要旨、説明しておく。

「乙秘第三二二号 三月七日 対米同志連合会員ノ協議会」として、同日午後六時から東京京橋区明石町のメトロポールホテルでこの協議会が開催された。この会合には巖本善治、田川大吉郎、高橋秀臣、松本君平、片山潜らが参加した。松本の発言は、今回の日本人学童排斥運動の底流には、アメリカ側の一般の日本人は歓迎しても低賃金日本人労働者への反発があること、まずは本来、日本当局が国際条約の基本であるアメリカとの移民条約を締結すべきこと、まさに学童排斥問題は日本人労働者排斥のきっかけに過ぎないと述べている。日本人の帰化を認めさせるべきことも重要だという。もちろん松本も見ているように、現実にはアメリカの裁判所で、帰化を認めるよう訴えても、容認されない状況である。仲介裁判所ではこれが認められても高等法院では否認されるというのである。だからこそ日本政府側として先のように根本的な条約関係の交渉をすべきだとしている。実際のところ彼の言うようには推移しなかったことは周知の如くである。これに対して日向輝武のように、むしろアメリカ側の、ハワイには入国を認めてきた合衆国が、本土への移動を認めない事実こそが問題だとしている。すでに認められている事実があるのに、松本の指摘するように、他のヨーロッパからの移民ならば、「国内移動の自由」が当然の如く認められているにも拘わらず、日本人にはこれが許されない不当を問題視せよというのである。1860年の清国人に対する措置と同じことを日本人に許している我が国の「弱腰」ぶり、まさに「当局者の失政」こそ問題だと強硬であ

る。協議の結果従来の七名の委員に片山潜、松本等六名をを加えることにし、政党や団体への働きかけ、政府当局者への意見書送付、元老への働きかけ、東京、横浜、大阪、神戸等での演説会の開催、アメリカ在住同胞と連携などを決めた。

アメリカではポートランド市の知名人（前市長、商業会議所代表者、地方裁判所判事など）の意見が収録されている。それによれば、当時、大統領教書で日本人の白人との混合による入学許可方針が出されるが、これに対して、確かに日本人の遵法精神と労働意欲は強いし、問題はないかに見えるものの、祖国への忠誠心が強いのが問題だという指摘が行われている。また白人労働者がその職業から駆逐されてしまうことも問題だという。だから小学校学童として日本人を迎えることは、大学留学とは違うのだとしている。当時の小学校入学と言っても日本人の場合、実際には15、6才が対象となる渡航後の教育という場合が多いので、なおのことである。こうした青年教育では認めるべきではないが、児童の入校は認めるべしとの発言も見られる。もっともこれら知名士の人々は日本が最恵国待遇を受けている以上、清国人とは異なって扱われるべきだと認識していたことは事実である。またオレゴン州選出知事は、もしも大統領が「劣等人種」と白人を混合して教育せよと教書で言うのならば、ワシントンにおける白人・黒人の混合教育を実践してからにせよと迫る見解も記録されている。（「米国大統領ノ教書中日米児童分離教育ノ件ニ関シポートランド市知名士ノ意見概要」）。

写 8 6 7 (平)

桑港発

本省着四十年三月十四日 后零時二十二分

在米日本人連合協議会

理事 吾孫子久太郎

林外務大臣宛

日本人排斥条約ガ帰結セラルベシトハ我が在米同胞一般ノ到底信スル能ハザル処ナリシガ此ノ度大統領ヨリ加州知事ニ宛テタル公信ニ依レバ大統領ハ友誼的妥協ニヨリ日本人ヲ当米国ヨリ排斥セントシテ談判進行中ナルガ如シ、学校問題解決条件トシテ日本人ノ布哇^ワ航禁止ハ頗ル排日党ヲ喜バシメ学校問題ノ為メ十年ヲ要スベキ排日運動再興シタリト恐悦^{コウツク}（恐懼？一筆者）シツ、アリ、目下欧州ヨリ来リタル多数下等労働者ハ何等故障ナク入国シ得ベキニモ拘ラズ日本人ノミ当国ニ渡来スル能ハザル如キ条約ヲ締結スルコトハ唯ダ排日運動ヲ煽動シ且ツ彼レ等ノ奸策ヲ助成スルノ懼レアリ、該条約ノ成立ハ現時非常ナル発達ヲ成シツ、アル在米日本人ノ事業ヲ根底ヨリ破滅スルモノナリ、加州産業界ハ日本労働者ヲ必要トシテ歓迎シツ、アレバ日本労働者ノ渡来ハ決シテ多数米国人ノ悪感ヲ購フモノニ非ズ。何レ委細ハ書面ヲ以テ請願スベ

シト雖モ不取敢閣下ノ賢明ニ訴ヘ特ニ同伴ニツキ御考慮アランコトヲ望ム次第ナリ。

ここに見るとおり、セオドア・ルーズベルト合衆国大統領は、排日気運に動かされて、日本人排斥の方向に向かうことがあっても、実際には現地であるカリフォルニア州では、産業界が実は日本人労働力を求めているという事実があるので、大統領の法的措置が取られないことを在米日本人連合協議会としては願っているというのである。

868 (平三四) 桑港発

東京着 四十年三月十四日後三、四〇

林外務大臣

上野領事

第三八号

学務局ハ三月十三日午後ノ会議ニ於テ日本人学童離隔命令ヲ取消シ電第三四号ニテ報告セル修正条項ノ通決議セリ右ハ一般外国人ニ適用スルモノナルモ支那人及朝鮮人ニ対シテハ昨年十月十一日決議ノ離隔命令ヲ施行ス明日ヨリ我学童ノ入学ヲ許スコト、ナレリ

日本人学童の排除の動きに対して、この報告では、遂に学務局が取り消し措置を行い、日本人学童問題の決着が図られた。もっとも中国人、朝鮮人に対しては依然として差別的であった。こうして、次のように、日本人学童はサンフランシスコの学校には登校が許されたのである。こうして、以下のような史料が登場したのである。

四八八号 (平一七) 桑港発

東京着 四十年三月十五日 後二・一〇

林外務大臣

上野領事

第三九号

当地合衆国検事ハ本月学校問題ニ関スル訴訟ヲ撤回セリ我児童ハ今朝ヨリ夫々故障ナク入学シツ、アリ

次に清沢冽の渡米との関連で注目すべき極めて詳細な記述を含む史料がある。以下、それを紹介しつつ検討しておきたい。筆者によるアンダーラインを引いた点に明らかなように、カリフォルニア州の重大問題として生起していた学童問題について、ルーズベルト大統領はカリフォルニア州代表をホワイトハウスに招致して、翻意をするよう説得した結果、同州側も同意を示したという経過を説明している。まさに、清沢冽が渡航した時期にこの問題が重大局面にあったのであり、これへ

の大統領の対応こそは彼に希望を持たせる要因だったと思われる。セオドア・ルーズベルト大統領（在任期間：1901-1909、共和党）はアメリカ合衆国を楯にとり、カリフォルニア州が日本人迫害に及ぶことを阻止すべく、恫喝的ではあるが、手を打ったのである。もしもこの時の大統領が、西海岸の一部指導者と同様の判断をしてしまっていたら、まだ十六歳前後という多感な清沢はきっとアメリカを信頼するに足らずとの判断を持つことになったかも知れない。ほぼこの時期のアメリカのあり方が彼のその後の、対米態度を形成したのであろうし、いかなる意味でもアメリカの社会と政治に希望を失わず、日米対決論が活性を帯びていたいくつかの時期にも、日米友好の立場を堅持したのではなかろうか。

またこの史料には、ジャーナリズムの多くが排日的ではないが、少数とはいえ排日に流れる傾向の新聞があることを指摘している。その事例にワシントン・ポスト紙を取り上げているが、アンダーラインにも示したように、それは同社がイエローペーパーの性格を持った経営に走り、そのことで大衆受け（史料では「群盲」と呼んでいるが）をねらい、読者層の拡充を図ろうとしている事実を見ている。ジャーナリズムの持つこうした通弊について、実は清沢洌が、1930年代の初めに厳しく指摘していたところである。すなわち、その「現代ジャーナリズム批判」という講演において、日本が「満州事変」を経過する中で、ジャーナリズムが大衆迎合と強硬論に傾きがちであることを問題にし、一つには資本規模の拡充を図ろうとする志向性がこれを加速化することの指摘を行っていた。筆者は、読者獲得競争の中で、この外に、大衆動員の格好の場として戦争が利用されている点も見ておく必要があるように思う。例えば、満州事変と共に、電送写真による号外を競う、あるいは「満州の戦地」に赴いた兵士たちに学童から慰問作文を募集する、慰問袋の募集、義捐金の募集などは何れもこうした取り組みを表現し、この活動の結果、「朝日新聞」「毎日新聞」は一地方紙から全国紙へと販路を拡大していったのである。ここでの外務省記録もそのような状況を、アメリカの場合における展開で、示唆して興味深いものであろう。

機密公第四号

桑港問題ニ関シ日米間開戦ノ機迫レル云々ノ浮説ノ流伝シタル事情説明ノ件

「外務大臣林子爵ハ本日本下院ニ於テ一議員ノ質問ニ対シ答弁シテ曰ク桑港事件ニ関シテ米政府ニ於テ能ク我主張ヲ諒トシ誠意之カ解決ニカメツ、アル以上日本ハ宜シク黙シテ徐ニ本件ニ関スル裁判ノ結果ヲ俟ツヘキナリ若シ其判決ニシテ我ニ非ナランカ加州ニ於ケル排日本の運動ハ全合衆国ノ与論ヲ代表スルモノト思料セラルヘク其曉ニ於テハ外向的調理ヲ要スヘシ」云々客月廿九日附東京発新聞電報ノ当地ニ着シ及ヒ加州上院ニ於テ学校問題ニ関スル大統領ノ干渉ヲ否認セル決議案通過シタル当日即チ同廿九日大統領ハ会商ヲ要スル件アルニ付其翌三十日午後ヲ期シ ^{ホワイトハウス} 白色館ニ来集アリ度旨加州所該議員等ハ此招請ニ応シ予期ノ通り大統領ト会商ヲ遂

ケタリ右会商ノ問題及経過ノ委細ハ固ヨリ機密ニ属シ之ヲ確知スルニ由ナキモ翌日ノ各新聞ニ洩レタル所ニ依レハ大統領ハ國務長官及曩ニ桑港事件調査ノ為メ同地ニ出張シタル前商工務長官現海軍長官メットカーフ氏ヲ立合シメ加州議員ヲ引接シ之ニ対シ諄々桑港事件ノ日米国交ニ及ボセル影響ノ極メテ重大ナル所以ヲ誇示シ時局ノ急ハ速ニ之カ適當ノ解決ヲ見サル可カラザルニ至レルヲ告ゲ其協カヲ促シタル結果ノートシテ加州議員ハ先ツ加州議院ニ於テ此上何等排日議案ノ発表セラルルコトヲ防止スル様十分尽力スヘキ旨加州知事ニ電照スルト共ニ学校問題ニ付大統領ト会商スル為メ直ニ華盛頓ニ出張スヘキ旨桑港市学務当局者ニ電致スルコトニ同意シタリト云ヒ尚ホ國務長官ノ起草ニ係リ加州議員ノ同意シタル所ナリト云フ左ノ通ナル

“The California Delegation has had a very full and harmonious discussion with the President, the Secretary of State, and the Secretary of the Navy on the serious questions relating the Japanese on the Pacific Coast. The character of the discussion leads us to feel confident that a solution will be reached satisfactory to all concerned”

「ステートメント」公表セラレ多数ノ新聞ハ何レモ本事件解決ノ前途好望ナルヲ報シタリ然ルニ独リ当華府ノ「ワシントン・ポスト」ハ別紙切抜甲号ノ通り特ニ Arm against Japanese ト云フカ如キ表題ノ下ニ^{荒唐}造無稽ノ挑発的記事ヲ掲ケ無智ノ人心ヲ煽動シタルヲ以テ（因ニ「ワシントン・ポスト」ノ從來甚シク排日臭味ヲ有スル新聞ナルコトハ既ニ御承知ノ通ニ有之候処同新聞ハ昨年其持主ヲ改メテ以来著シク「センセーショナル」ト相成リ何事ニ拘ラス^{エロージョナル}黄紙的記事ヲ掲ケ群盲ノ好奇心ニ訴ヘ読者ノ増加ヲ計ラントスルモノ、如ク其新聞ノ品位近頃大ニ下落シタルコトハ識者ノ一般ニ認ムル所ニ有之特ニ其現社主ハ現駐日露公使ベクメテフ夫人ノ義兄ナルヲ以テ其断^{エス}排日記事ヲ掲クルモノハ右ノ姻族關係ニ基ク感情上ノ偏僻ニ因ルコトモ少ナカラザルヘシト考フルモノモ有之次第ニ候）茲ニ日米開戦ノ機逼レリトノ誣説ハ四方ニ流传スルニ至リ蜚語紛々筆ニ咎ナク口ニ崇リ少ナキ当国ノ事トシテ有意ニ凡ユル牽強附会ノ揣摩憶説ハ事態ニ通セサル各地ノ諸新聞ニ伝ヘラレ甚キニ至リテハ日本政府ハ米國政府ニ対シ「アルチメタム」ヲ送リタルトノ暴説マデモ流布セラル、ニ立至リ從テ歐州ノ諸新聞ニモ誇大ノ感説伝ハルニ至リタル次第ニ候（此ノ「アルチメタム」云々ノ誤報ハ夫ノ最モ淺慮不謹慎ナル政界ノ野心家トシテ不断突発ノ言動ヲ敢テスルヲ以テ著名ナル退職海軍大佐ホブソン氏カ公会ノ席ニ於テ日米ノ戦争ハ到底避クヘカラサル旨ヲ演説シタル後失言カ故意カ日本ハ今回ノ桑港事件ニ関シ既ニ「アルチメタム」ヲ米國政府ニ送リタリトノ事ヲ放談シタリト云フノ流説ニ基クモノニシテ氏カ果シテ斯ル事タリヤ否ヤスラ確然セズ）

斯ル折柄加州選出上院議員パーキンス氏ハ本月一日当府地学協会講演ノ席上ニ於テ別紙切抜乙号ノ通り日米ノ衝突ハ太平洋ノ霸權掌握ノ競争上結局避クヘカラズ然レトモ實際両國ノ干戈ヲ以テ相見ユルカ如キ恐レハナカルヘシ云々ニ首尾貫徹セサル警告的演説ヲ為セルアヘテ益々人

心ニ危惧ノ度ヲ高メタルモノ、如キモ東部大都市ノ優等ナル新聞紙ハ流石ニ能ク其言動ヲ慎ミ徒ニ挑発的記事ヲ掲クルコトヲ避ケタルト共ニ國務長官「ルート」氏陸軍長官「タフト」氏ヲ初メ上下両院中有力ナル議員等ノ日米開戦談ノ最モ荒唐無稽ニシテ何等ノ根拠ヲ有スルモノニアラザルコトヲ新聞紙上ニ弁明スル所アリ本使モ亦同様右虚報ノ打消ニカメ居リタル折柄更ニ本月四日第十七号貴電ニ接到シタルヲ以テ直ニ紐育「タイムス」及市俄古「トリビューン」其趣相伝ヘル処両新聞何レモ別紙両号切抜ノ通り記事又ハ社説ヲ掲ケタルヲ以テ世人モ之ニ其惑ヲ解キ人心漸ク静穩ニ帰シタルノ觀アリ

因ニ別紙切抜丁号ハ本月三日紐育「サン」ノ所載ニ依リ國務長官ノ言明ナルヘシトテ一般ニ信セラル、所ニ有之候条御一閱相成度候

察スル所大統領ハ加州官民ノ頑迷不靈ナル専ラ楯ヲ憲法上ニ於ケル州権ノ擁護ニ借リテ其主張ヲ固持シ到底尋常ナル条理ノ軌道ニ依リテハ之ヲ説得センコト難ク去リ迎之ヲ裁判ニ一任センカ不幸ニシテ日本ニ不利ナル判決ヲ見シモ計リ難ク其曉ニ於テハ益々事態ヲ非ナラシムルノミナルヲ看取シ此ニ前頭ノ如ク加州議院ヲ引見シ陽ニ腹心ヲ開キ殊更ラ時局ノ重大危急ナル意味ヲ壯大ニ陳述シ先ツ彼等ヲ恐喝懼伏セシメ其協力ヲ得テ桑港市当局者ノ交譲ヲ促シ茲ニ妥協ノ途ヲ求ムル手段ヲ執レリ而カモ此恐喝手段ハ幸ニシテ大ニ〔奏一筆者挿入〕効シツ、アルモノナルコト殆ント疑ヲ容ルヘカラサルモノアリテ右ノ日米開戦説ノ如キモ畢竟此ノ加州議員ニ對スル大統領ノ恫喝の聲言ニ胚胎シタルモノナルヲ以テ本使ハ大統領ノ此權謀ヲ助成セサル迄モ密ニ注意シテ此際其權謀ノ徹底ヲ妨ケサル態度ヲ示シ候儀肝要ト存シ居候折柄第十号往電ノ通り金子男及横井時雄ノ言明ナリト云フ電信当加新聞紙ニ伝ヘラレ候所右ハ明ニ大統領ノ施シツ、アル策略ヲ中性化シ加州官民ヲシテ其虚喝ナルヲ疑ハシムルノ恐レナキニアラサリシヲ以テ為念閣下ノ御注意ヲ惹起候次第ニ候

右御参考迄不取敢報告申進候

敬具

明治四十年二月九日

在米

特命全權大使子爵青木周蔵

外務大臣子爵林董 殿

次にサンフランシスコの上野季三郎領事が、林外務大臣にあてたカリフォルニア州議会の排日土地法をめぐる情勢報告が収録されている。その内容によると、当時、日韓人排斥運動を組織する運動体が存在していた。これが中心となって、総選挙に当たって、事実上のレフェレンダムの色彩を帯びた諸排日法案の成立の指示を得ようとするものであった。このことによって、大統領が排日の動きにチェックを掛けたことが、現実無視であったと考えようとしているのであるが。

明治四十年三月廿七日接受

受第四五三八号

第五号

州会ニ於ケル日本人問題ノ成行及之ニ対スル運動ノ模様ニ関スル件

加州々会ハ本年一月下旬大統領ノ要求ト加州知事ノ提議トニ基キ当分日本人問題ヲ議スルコトヲ見合ハスヘキ旨ノ決議ヲ為シタル以来同州会ニ於ケル「レパブリカン」党議員ハ日本人ニ関スル諸法案ニ対シ頗ル慎重ナル態度ヲ取り遂ニ同党議員質問ニハ最早当会期中日本人反対ノ立法ヲ討議セサルヘキ旨ノ内約若クハ少クトモ默契ノ存スアラントノ風況ヲ生スルマテニ至リシカ客月二十五日付公信第五〇号ヲ以テ申達候通り日韓人排斥同盟会一派ハ例ニ依リ^{不明}□々措カス其「サクラメント」ニ派遣シタル運動員ハ桑港市検事ト共ニ州会ニ対シテ諸排日法案ノ通過ニ関シテ極力運動ヲ試ミタル結果客月二十七日桑港選出議員「キーン」(Keane)ヨリ明年十一月総選挙ニ際シ日本人排斥問題ヲ一般州民ノ投票ニ付シ其結果ヲ大統領及ヒ国会議員ニ送付スルノ議ヲ上院ニ提出致候 右ハ嘗テ支那人排斥ノ場合ニモ行ハレタル所ニシテ総選挙ノ際選挙人カ投票ヲ為スニ当リ被選挙人ノ氏名ヲ書スルト同時ニ投票者自身ノ日本人排斥ニ関スル賛否ヲモ併セテ投票用紙ニ記載スルノ方法ニシテ一種ノ「レフェレンダム」(referendum)ト見做スヘキモノニ有之勿論同案ハ未タ通過セス又其通過ニ関シテハ排日派ノ運動員自身モ大ニ其運命ヲ危フカル模様有之候 上院ノ形勢斯ノ如クナルヲ見テ 下院モ亦翌二十八日ニ至リ嘗テ其議員「ドリウ」(Drew)ヨリ提出シタル外国人土地所有法案ヲ討議ニ付シタル結果帰化權ヲ有セサル外国人ニ対シ五年以上ノ土地所有ヲ禁止シ且ツ一年以上ノ借地權ヲ無効トスルノ修正案ハ僅カニ一票ノ反対ヲ以テ通過致候ノミナラス上院ニ於テモ翌三月一日ニハ 「デ」党議員「サンフォード」(Sanford)ハ日本人ニ関スル諸議案ヲ速カニ委員ヨリ議場ニ報告センコトヲ促スノ演說ヲ試ミ且ツ日本人ノ帰化ニ反対スヘキコトヲ主張シタルニ「レ」党議員ノ多数ヲ占ムル議場ハ冷然タル態度ヲ以テ之ヲ迎ヒ加之「レ」党排日派議員ノ巨魁ト目セラレタル「キーン」スラ目下之ヲ議スルノ時機ニ適セサルヲ唱ヒ議員「ウオルフ」(Wolfe)モ之ヲ冷笑シ且ツ同日「デ」党議員「カミネチー」(Camnetti)ノ提出シタル日本人学童離隔問題ヲ關係地域一般人民ノ投票ニ付スルノ法案ニ対シテハ議員「ミラー」(Miller)等大ニ之ニ反対シ目下斯ノ如キコトヲ議スルハ日米国交上ニ悲ムヘキ影響ヲ及ホスヘキ旨ヲ論シタル結果同案ノ討議ヲ後日ニ延期スルコト、ナリタリ然レトモ上院「レ」党議員モ全ク日本人問題ヲ葬ムル能ハサリシモノト見エ「ウオルフ」ノ動議ニ基キ同問題ニ関スル法案ヲ本月五日ノ會議ニ上スヘキ旨ヲ決議シタリ而シテ同日ノ議場ニハ既ニ下院ヲ通過シタル外国人土地所有權ニ関スル法案ノ現ハレントスルノ模様アリタルニヨリ本官ハ在米日本人協議会會長安孫子久太郎ヲ促シ州会開会地ニ急行セシメタルノミナラス予テ備ヒ置キタル代言人「リンゼー」氏ニ旨ヲ含メテ土地所有權

問題其他日本人関係ノ諸議案ニ関シ極力反対運動ヲ試マシメ同時ニ「メソジスト」教日本人監督「ジョンソン」博士ニモ依嘱シテ有力ナル議員間ニ出来得ル限りノ運動ヲ為サシメタルニ上院議長「ポーター」氏其他二三ノ有力ナル議員等ヨリ日本人関係ノ法案ヲ成ルヘク調査委員ノ手ニ於テ握リ潰ス様尽カスヘク仮令右諸法案ノ議場ニ現ハル、場合ニ於テモ出来得ル限其通過ヲ妨クルノ方法ヲ講スヘキ旨ノ内議ヲ得タル趣ニ有之果シテ同五日上院ノ議場ニハ何等日本人問題ノ現ハル、無カリシト雖モ日韓人排斥同盟会ヨリ派遣セル運動員ハ議員間ニ殆ント強迫的ニ排日議案ノ通過ニ関シ前記ノ運動ヲ試ミツ、アルコトナレハ右法案ノ運命ニ関シテハ未タ全ク安堵ノ域ニ達シタリトハ云ヒ難ク候尤モ州会モ多分本月十二日ヲ以テ閉会ノ運ヒニ至ルベク本官ハ此際排日法案ノ通過防止ニ関シ極力運動ヲ試ミ居リ候 右及具報候 敬具

明治四十年三月六日

在桑港

領事 上野季三郎 公印

外務大臣子爵 林 董 殿

この史料から大統領が共和党（史料中では「レ党」と表記）所属で、しかも排日に反対していたのに対し、民主党（「デ党」）派が排日に加わっていたことを示しているが、そのことからカリフォルニア州議会においても、共和党派は大統領支持に回っていて、民主党派が排日を推進しようとしていることが、よく分かるのである。

次の史料は、民主党カリフォルニア州議員カミネティが、サンフランシスコ市民の投票によって東洋人学童の離隔を図ろうと提議したことに対して、大統領の反発を恐れた市当局・学務側は、その問題処理にはサンフランシスコ市が担当すべき事項ではないとの判断を示し、これに対して大統領と同じ共和党派の院内総理ウォルフが、むしろサンフランシスコ市民は適切に判断して東洋人学童の離隔を望まないはずではないかという認識を示した。問題はカミネティのように政略的意図をもってこの課題を扱うことこそ厳しく指弾されるべきだというのである。

明治四十年三月廿七日接受

公信第五五号

受第四五三九号

州会ニ於ケル日本人問題其後ノ検討

州会上況ニ於テハ昨七日日本人問題ヲ討議ニ付シ先ツ「デ」党議員「カミネチー」ハ其本月一日ヲ以テ提出セル東洋人離隔学校問題ヲ次期選挙ノ際関係地域即桑港市民一般ノ投票ニ問フヘキ旨ノ討議ヲ議場ニ迫リ市長及学務局員ノ学校問題ニ関スル処置ハ大統領ノ威喝ニ恐レテ権限外ノ行為ニ出テタルモノニシテ学校問題即〇〇〇ニ而テ方法如何ヲ決スルト桑港市民自身ナラ

サルヘカラスト論スルヤ「レ」党ノ院内総理タル「ウォルフ」ハ憤然起テ一大反対演説ヲ試ミ自身ハ桑港選出ノ議員ナレハ同市々民ノ意向ヲ最モ能ク解スルモノナリ桑港市民ハ敢テ東洋人離隔学校ヲ廃スルヲ欲スルモノニアラスト雖モ「カミネター」案ノ如キハ其背後ニ潜メル党派政略ノ為ニスルノ外何等ノ実効ナキモノナルコトヲ論シ同案ノ否決ヲ議場ニ促シタル結果同法案ハ十九票ニ対スル十三票ト少数ヲ以テ敗レタリ然レトモ「レ」党自身モ学校問題ニ関シ何等乎ノ議案ヲ提出スルノ必要ヲ感シタルモノ、如ク「ウォルフ」総理ハ自己ノ提出ニ係ル学童ト学年年齢制限法案ヲ同夜ノ議場ニ於テ討議スヘキコトヲ約シタリ而シテ同夜（昨夜）ノ議事日程ニハ果シテ右法案ノ現ハル、アリ之ニ関シ議員ハ約三時間ニ亘リ大ニ議論ヲ戦ハシタリ 前記「ウォルフ」ノ提出シタル入学年齢制限法案ハ兒童ノ初メテ小学校ニ入ルノ年齢ヲ十才以下ニ制限スルモノニシテ同案ハ独リ日本兒童ノミナラス一般兒童ニ適用セラルヘキモノナレハ 提出者ハ日本人ノ権利及感情ヲ害スルコトナク而モ排日法案ト同様ノ目的ヲ達スルニ十分ナルモノナリトシテ同法案ノ採用ヲ議場ニ求メタルニ「デ」党議員中同法案ハ白人兒童ノ就学ヲモ妨クルノ結果ヲ来スヘキ旨ヲ以テ之ニ反対スルモノアリタルヲ以テ提出者ハ更ニ十才以上ノ兒童ノ入学ニ関シテハ学務局又ハ学校監督ノ裁量ニ一任スル旨ノ修正ヲ加ヘ其修正ハ大ニ議場ニ歡迎セラレタリ時既ニ深更ニ近キヲ以テ其採結ヲ今八日夜ノ討議場ニ譲ルコト、ナシ多分通過ノ見込ナリ猶本官ノ内偵ニ依レハ上院ニ於ケル「レ」党ハ曩キニ下院ヲ通過シタル外国人土地所有法案ヲ右議論ノ混雜ニ紛ラシ「ウォルフ」総理ヨリ徐ロニ上限ヲ法部委員ノ手ニ再付託トナシ会期モ二三日に迫ルノ今日出来得ル限り之ヲ委員ノ手ニ握リ潰サントスル意向ナル哉ニ被察候申進候

敬具

明治四十年三月八日

在桑港

領事 上野季三郎

外務大臣子爵林 董 殿

ただし共和党派は、日本人学童が実際には小学生世代を超えて、16才前後のような青年初期世代も多く含むことには何らかの対応が必要との認識の下に、学年年齢制限法案（入学年齢を十才以下に）の提起を行った。しかし民主党派は、この措置を取ると、白人の修学差別をも引き起こす可能性があるというので、20才を上限とするとの改訂を行う方向で妥協が進められた。当時、白人といえども、20才前後までに小学校にさえ修学していないケースが見られたことがこれで分かつ。この意味は深い。すなわち民主党派が排日運動を盛んに行ってきたことが、社会的に容認される状況が生まれた。そのことから共和党派はこの動向を無視できず、妥協的な方向で調整すべく、学童就学年齢制限で応じようとしたこと、そのことがまさに、白人の首を絞める結果を生むことになる可

能性があるとして、民主党派は、これにわかに応じることは出来ない状況を想像させてくれるに十分であろう。その状況は次の史料にも十分に見て取れるであろう。

学童離隔等を含め、日本人排斥に関するカリフォルニア州民の投票に委ねる方針が州議会上院で可決された。この状況を知った大統領は遂にカリフォルニア州知事に訓電を打った。その趣旨はアンダーラインにも示したとおり「友誼的合意ニヨリ」日本人労働者排除の方策をとるべく対応してきたことを台無しにする、といったものである。これに対して州知事が早速応じ、教書を発して再考を求めた。その結果、州議会も、反対動議が提起され、これを可決している。また日本人の帰化に反対するとの決議案提起は、否決されている。

公信第五九号

州会ニ於ケル日本人問題其後ノ成行ニ関スル件

大統領ノ電報ニヨリ州会カ排日法案討議ヲ止メタル件

州会上院ハ日韓人排斥同盟会等ノ運動ニ圧迫セラレ三月八日加州学務令（ポリチカル、コード一六六二号）ヲ修正シ学童離隔条項中ニ特ニ日本人ナル文字ヲ加ヘ且ツ最初ノ入学年齢ヲ一般ニ十才ニ制限スルノ法案及日本人排斥問題ヲ次期総選挙ノ際加州^マ州民ノ投票ニ付スルノ法案ヲ通過シ翌三月九日ニハ日本移民等ニ日本人ノ帰化ニ反対スルノ決議案ヲ通過シ右三案ハ直ニ下院ニ回付セラレタリ大統領ハ州会ノ形勢スクノ如クナルヲ見テ遂ニ翌十日付ヲ以テ再ヒ加州知事ニ訓電シテ州会現下ノ行動ハ独リ日本トノ友誼的合意ニヨリ其労働者排斥ノ目的ヲ達セントスルニ障礙タルノミナラス今回議會ヲ通過シタル修正移民条例ノ実効^モヲ阻害スル結果ヲ招クノ虞アルニ依リ暫ラク日本人反対ノ立場ヲ見合ハスベキ様尽力センコトヲ請ヒタルニヨリ知事ハ本日早速右ニ関シ別紙甲号ノ通り下院ニ対シ一篇ノ教書ヲ発シ其考慮ヲ求メタルニ曩キニ日本人反対ノ演説ヲ試ミタル一議員（Grove Hanson）率先シテ大統領ノ要求ニ応シ日本人関係ノ諸議案ニ対シ何等ノ行動ヲ取ラサル旨ノ動議ヲ提出シ其動議ハ直ニ大多数ノ賛成ヲ得テ可決セラレタルノミナラス一議員（Drew）ヨリ州会ガ日本人ノ帰化ニ反対スル旨ヲ大統領ニ電報スベシトノ動議ヲ提出シタルモ採用セラレスクシテ下院ノ机上ニアリシ前頭ノ三議案ハ其議事日程ヨリ排除セラレ今期ノ州会ハ一ノ排日的議案ヲモ通過スルコトナク明日ヲ以テ閉会スル筈ニ有之候右大要ハ三月九日付電第三三号三月十日付電第三四号及三月十一日付電第三十五号ヲ以テ申進候得共為念茲ニ及御報告候

敬具

明治四十年三月十一日

在桑港

領事上野季三郎 公印

外務大臣子爵林 董 殿

尚前頭上院通過ノ学務令修正案及日本移民等ニ帰化反対該議案ハ別紙乙号及丙号ノ通りニ有之候条御参考マテニ及御送候也

以上のように、大統領の強い指示が、結果としてカリフォルニア州議会における排日方針決定を行わせない結果となった。ある意味では見事な判断であったと言ってよいであろう。まさにこうした動向をワシントン州タコマの地で多感で若き清沢洌が情報としてキャッチしていたであろうことは想像に難くない。この時、清沢は、明治38年（1905年）12月に渡航して、ほぼ1年余、拙著『清沢洌の政治経済思想』御茶の水書房、1996年で紹介しておいたように、日々の日本人に対する差別の中で、レストランのアルバイトを行いながら、タコマ・ハイスクールに通学していた。そして故郷の教師井口喜源治に宛てた便りや友人への手紙の中で、その苦悩を訴えていた。そのような状況の下での大統領の姿勢がどんなに彼を励ますものであったかを考えてみることは重要である。そればかりか、彼は井口の無教会派的キリスト教に育てられながらも、タコマでの教会牧師の俗物性にあいそを尽かして、キリスト教徒であることを止めたのであるから、頼るべきものを持ち合わせていなかったことを思えば、なおさらに心強く感じたであろう。

周知のように、1942年、フランクリン・ルーズベルト大統領は太平洋沿岸地帯の在米日本人の強制収容施設（Internment, Relocation Camp, or Concentration Camp）への連行を認める大統領令（Executive Order 9066）にサインをし、戦争終結まで日系人の苦難の時期を迎えた。もちろんよく知られているとおり、少数ながら、イタリア人、ドイツ人もまた収容されている。これらの施設がいかに粗末なものであったかは、ロスアンジェルスの日系人博物館の展示や、強制的旅立ちの際の持参物をもみても、また実際に筆者が参加したデスバレーの強制収容所歴史遺跡に佇んで見ても一目瞭然である（1995年4月29日に筆者は体験者とその家族の歴史をしのぶ収容所への旅行に参加した）。その際は、衝撃的な真珠湾攻撃による戦艦の大打撃という被害を受けたアメリカの国家威信にも関わる問題が前提にあったのである。そこに太平洋岸の日本人は日本側スパイになるかも知れないという思いこみもあった。こうした思いこみをもたらす要因の一つに、特に日本人一世の日本国家への帰属意識の強さにもあったように思われる。彼ら一世は大半が、アメリカで成功すれば故国に帰還する予定であったし、そのためにもその子女を日本での教育を身につけさせようとした。人道的には決して許されざるべきこととはいえ、こうした環境の下で、大統領府は、その「対抗措置」を取ることによって、この地域に住むアメリカ人の心を捉えようとしたとあってよからう。しかし、フランクリン・ルーズベルトは、その後、こうした判断が適切ではなかったとの意識を持ったともされているものの、いったん決定されたこの重要な措置は、アメリカ人の日本に対する不安と不信に十分に応えるものとして機能したのである。

フランクリンの時代、清沢洌は十分に強制収容所問題を知りうる位置にいたはずである。当時、

彼は外務省囑託として、若き信夫清三郎の協力を得て、『日本外交年表並主要文書』の編纂にあっていたからである。しかし彼の官憲に秘匿して書き綴った『戦争日記』（暗黒日記）には一切そうした情報は掲載されていない。しかも新聞報道も記録されていない。その事情を私は探りたいと思うが、現状では不明である。しかし確実性の高い想像は可能であろう。清沢は当面の重要課題を東條英機内閣の危険きわまりない戦争指導への批判こそが、日本国民に訴えるべきことと認識したであろうことは、『日記』の記述に明らかである。それに、彼にとっては、若き青春時代をアメリカで過ごした体験、とりわけ排日運動に対するセオドアの措置が彼に与えたであろうアメリカ合衆国への信頼があったこと、そして過激な強制収容所政策の持つ危険性を認識して、この問題で、東條内閣のあり方への厳しい批判の目を殺ぐことへのおそれを感じていたのではなかったか。

これに対してここで問題にしているセオドア・ルーズベルトの時代とは、状況が根本的に異なっていたことは疑いないであろう。セオドアの時代は、日露戦争後の躍進する日本と二重写しの状況があり、一方ではその威力に改めて中国人、朝鮮人とは異なった日本人に対する見方を形成した。その勤労意欲の強さに経緯を払いつつも、そのことの故にその威力に不安を覚えた。他方ではまさにそのことの故に、日本人に対する畏怖の念を引き起こした状況があった。上に紹介してきた史料群はこれらの状況を示していたのである。そうした時代にも1907年（明治40年）ハワイ・カナダ渡航許可を受けていた日本人のアメリカ本土への上陸を禁止する措置は取られている。その事情の幾分かは、太平洋岸在留日本人への反発をいくらかでも殺ぐことで、排日運動をかわすという意味もあったであろう。

2 大正初期のシアトル総領事館報告

シアトル総領事館報告に基づいて、当時の日本人排斥運動の実相の一端を探っておきたい。これはまさに清沢冽が在留していた時期、彼がどのような思いでこれらの諸条件を見つめていたかを知る手がかりになるだろうからである。

(1) 排日土地法問題の登場

簿冊「自大正四年米国ニ於ケル排日問題雑件一『ワシントン』州排日関係」の「ワシントン州議会ニ於ケル排日案ニ関スル件」（3, 8, 2, 288-1D）から「通公第六八号大正4年3月22日 在シアトル領事高橋清一」名で出された文書「ワシントン州議会ニ排日案ノ提出ヲ見ザリシ件」によれば、

ワシントン州議会ハ本年一月十一日ヲ以テ開会シ参月十一日ヲ以テ閉会致候処排日案ハ何等提出ヲ見ルニ及バスシテ終り候、初メオリンピックヤヨリノ通信ニ依レバピヤスカウンチーノ撰

出ノ上院議員ホワイトナルモノ、日本人ト白人農夫トノ競争ヲ防グノ目的ヲ以テ外人土地リースノ問題ヲワシントン州オレゴン州及カリフォルニヤ州ノ委員ヲ以テ研究スルノ法案ヲワシントン州議會ニ提出スルヤモ知レズトノ^{おれにき}振込モアリシガ（ホワイトハ之レヲ説明シテ此際一足飛びニ外人土地リースヲ禁止スル州憲法修正案ヲ通過スルニ於テハ之レガ為メ國際問題ヲ引キ起スベシ、故ニ沿岸參州〔カリフォルニア、オレゴン、ワシントンノ三州一引用者〕ニ於テ予メ研究ノ上一致ノ行動ヲ取ルノ必要アリ云々）、其後カリフォルニヤニ於テ排日問題景氣附カザリシ為メ遂ニホワイトハ該案ノ提出ヲ見合ハセ候因、之ニタコマ附近ノ蔬菜生産者ハ主トシテ日本人ニシテ、日本人ハ夙ニ白人農夫ヲ驅逐シタル關係ヨリ不平ノ白人農夫ニ於テ右ホワイトヲシテ何等カ排日法案ヲ提出セシメントシタルモノト被察候

とある。ここに記述されていることは明解であろう。すなわち排日運動はシアトル近郊タコマ地域（シアトルから約60^キ南の郊外、航空機製造会社ボーイング社が立地、現在、シアトルとタコマの中間地点にシータック国際空港が設置されている）の場合、日本人農民の高い生産意欲が白人を上回っていたことこそが、白人の反発を招いていたという事実であろう。たしかに清沢冽が、当時、しばしば論じていた排日運動の不当性に対する批判の重要な論点は、まさに在米日本人の勤労意欲の強靱性にあったことを、この外交史料でも裏付けているとあってよい。では議会で果たしてこうした論議がまかり通るのであるか。この点でも同史料は引き続き次のように語っている。

本年下院議員ノ職業別ハ農業廿八人弁護士廿四人、残り四十余名ハ各種ノ殘業ニ属スル旨又下院ニ於ケル外国出生議員ハ全体ノ一割以内ニシテ就中独逸国出生者ハ名若クハ皆無ナリシカト新聞ノ報導ニ依リ記憶致居候、上院ノ職業別等ハ曾テ見当ラズ候へ、尚本年州会ニ於テ銃器隱匿ヲ防グ為メ外人家宅搜索ヲ許ス法案上院ヲ通過シ、下院委員会ヲモ通過シタルガ、日本人会ヨリ当市撰出下院議員ガイ（同人ハ十数年前当州下院議長タリシ経験アリ一昨年日本人会ヨリ外人土地問題ニ関シ運動員トシテ、オリンピヤニ派遣シタル者ナルガ本年ハ議員ニ撰出セラレタリ）ニ注意シタル結果、遂ニ院議ニ附セズシテ葬ラレタリ、今回案提出ノ由来ヲ案スルニ千九百十一年ノ議會ニテ帰化ノ意思ヲ声明セザル外人ニシテ銃器ヲ携帯セントスルモノハ当該國総領事ノ願出人〔ノ〕為人ヲ証明スル書類ヲ州官憲ニ提出シ十五弗ノ免許料ヲ支払ハザルベカラズ、然ルニ近来日本人ニシテ銃獵ヲナス者少ナカラズ彼等ハ何カ誤解ノ結果、州官憲ヨリ銃器携帯ノ免許ヲ有セザル者アルニ依リ隱匿ヲ防グ為メ、家宅搜索ヲ^{Game}ゲーム^{Warden}ワーデンニ許サントシタルモノナルガ〔欄外の注記一該法案ノ最終ノ目的ハ十五弗ノ免許料ヲ励行シゲームワーデンノ収入ヲ増加スルニ在リ一引用者補充〕、誤解ハ誤解トシテ之レヲ解キ、州法ニ違反セシメザルノ必要アルモ如何輕微ノ犯罪ノ為メ家宅搜索ヲ許スガ如キハ人權ヲ無視セル嫌アルニ付

キ、前記ノ通り同案ヲ不成立ニ帰セシメサル様日本人側ニテ処置ヲ取りタル次第ニ有之共、本件ハ必ズシモ排日ナラザルモ序ヲ以テ申進候
右報告ニ及候

敬具

つまり議員構成において農業者が比較的が多いこと、それにドイツ系出身者がほとんどいないことも影響を与えているというが、その理由は今ひとつ明解ではない。推測すれば、白人、とりわけイギリス系を中心とした入植状況の下で、ドイツ系は少なからずイタリアを含む南欧系と同様に、差別的扱いを受け、かつドイツ系もまた勤勉であったとされているので、議員構成で多少ともドイツ系が存在していれば、日本人に対する差別を標榜する結果となる政策に必ずしも同意が得られないだろうという読みであろう。

この排日土地法案はその後、清沢が帰国後であるが、大正9年11月8日の「東京朝日新聞」の報道のように、ワシントン州日本人排斥同盟会が翌年一月の州議会にカリフォルニア州と同様の法案を提出する動きにつながっている。

(2) 缶詰製造所労働者の日本人排斥運動

またこの簿冊の「アナコルテス所在鮭缶製造所就働ノ本邦労働者排斥ニ関スル件」の記録には次のような記録が見られる。これは「通公第一四九号大正四年七月廿三日在シヤトル領事高橋清一外務大臣男爵加藤高明殿」として送付された文書である。

この製造所数カ所で突発した排斥問題で示威運動が起こりアナコルテス市が騒動になったと地元「ピー・アイ」紙が報道したことに関連して、玉木鶴弥書記生を派遣して調査に当たさせた報告（7月22日付け）である。同市は人口約五千、同製造所で就労する本邦人は約三百余名、白人約百余名。製造所は約3社。「近来一般ノ不景気ニ連レテ他ノ方面ニ失職セル白人労働者多数アリ而シテ是等労働者ハ毫モ組織的ノモノニ非ラズシテ其ノ所業モ放縦ニシテ縦令彼等ヲ使役スルモ到底鮭缶詰ノ如キ參四ヶ月引続キ就働スルヲ要スル職業ニ堪ヘズ旁々資本家等ノ嫌フ所ト為リ居レル折柄」一労働者が仕事を求めたところ、資本家に拒絶されたことに憤慨し、こうして23名の煽動者を生じ「無頼ノ徒」をも糾合して7月16日市会開催当日大^{mass meeting}会を開催し、日本人の解雇を決議、市会と交渉に及んだが市会が取り合わず、騒擾を招き市会は何らの審議も出来ず閉会した。その後20日にさらに退去して資本家を脅迫し、応じなければ爆裂弾を投ずるといい、翌日まで、にらみ合いとなって四百余名の大規模な運動となる。しかし一般の同情と支持をそれほど得ていなかったこと、資本家側が、決して白人に今後とも仕事の機会がなくなるものではないことを説得し、「刃傷沙汰」にいたらずに終わったという。とはいえ首謀者二名は投獄された。また市民感情としても日本

人排斥は見られないことを市長側が面談で伝えられた。しかしこの報告では他方で次のような付け加えが行われていることにも注目しておきたい。

以上ハ本件ニ関スル直接取調ノ結果ナルガ元来邦人ハ地方ノ店舗ヨリ雜貨ヲ購入セズ都会（シヤトル及タコマ）ノ日本商店ヨリ日用品ヲ買ヒ入ル、習慣アリ之レガ為メ地方ヲ潤サズ從テ平素地方ノ同情ノ無キヲ一大欠点トス

たしかに日本人排斥運動が沈静化したことは喜ばしいとしても、その底流には、在留日本人の日常生活のあり方に見られる状況も無視し得ないというのがこの報告の趣旨であろう。ここに指摘されていることは、いくつかの点で当たっている。それは日本人の集団的行動のあり方であるが、それにしても「一世」（基本的には彼らは祖国に成功者として帰還することを願う人々であったので、決して「一世」意識はなかったであろう）として居住していた彼等には、語学能力の制約も無視できないのであり、そのことがいきおい生活スタイルとしても日本人同士の協力を行う必要があったこと、そして日用品の購入にさえ、場合によれば交通上の不便をも超えて都会の日本人経営商店に依存したという事情であろう。たとえばシアトルの「古屋商会」はその点で有名であった。

(3) 洗濯業者の日本人排斥運動

「通公第貳号大正五年一月三日 在シヤトル領事高橋清一 外務大臣男爵石井菊次郎殿」文書「オロヴキル邦人洗濯業者排斥ニ関スル件」を見ておこう。よく知られているように、在米日本人は、移民当初から農業労働、底辺労働にたずさわることが多かった。その面では白人労働力とも競合するので、不況時には、白人が職を求めての対立や紛争はさけられなかった。しかも清沢の指摘していたように、日本人の場合、人口増加率も高く、日本の貧困地帯からの植民であるだけに、いわば彼らにとっては後がないのであり、それだけに勤勉であったし、言語面での制約が一層の労働への打ち込みによって生きてゆくほかなかったであろう。洗濯業にも日本人は多く参入した。

さてこの文書類には「大正四年十二月廿八日付」けの「在シヤトル領事高橋清一」より在米特命全権大使子爵珍田捨巳宛の「オロヴキル邦人洗濯業者排斥ニ関スル件」が付されている。それを紹介して、内容を把握しておきたい。

当州オカノガン郡オロヴキルハ千九百十年ノ統計表ニ依レバ人口僅カニ四百九十五ノ一小町ナルガ、爾来五年間ニ相当ノ発展ヲナシタルコト、想像セラレ候該内地ニ於テ邦人林金五郎外名洗濯業ヲ開始セントシテ準備中本月二日及八日同地旧来ノ白人蒸気洗濯業者（同所ニハーケ所アリ）ヨリ脅迫ヲ蒙リ、八日夜同洗濯業者一味ノ暴行ヲ受ケ彼等ハ邦人洗濯所ノ備品ニ点

火シ之レヲ消シ止メントシテ出張之^{一字不明}○消防夫モ予テ彼等ト内応シ居ル形跡アリ結局邦人ハ身体生命ハ之レヲ全フシタルモ財産上ノ損害物五四〇余弗ヲ蒙リタル趣ニ有之候

案ズルニ彼等排斥ノ手段ガ極メテ不法ナルコトハ申ス迄モ無之、右ニ関スル調査及善後策ニ付テハ目下日本人会之レガ衝ニ当リ居リ候該既ニ右ノ通り日本人会ニ於テ鋭意之レガ解決方尽力中ニツキテハ当館ニ於テハ、今后日本人会ヨリ特ニ願上無キ限り何等所在ヲ執ルコトハ見合スル考ニ有之候

尤モ前記ノ通り人口ノ極メテ寡少ナル土地ニ於テ既ニ比較的大仕掛ノ同業者アルニ不拘一応ノ内談モ無ク之レト競争スル事業ヲ企ツルガ如キハ、邦人側ニ於テモ聊カ不注意ノ誘ヲ免カレズト度考候

此段報告申進候

敬具

別紙添付書類

被害者ヨリノ陳述書

と報告されている。これには日本人排斥に引っかけた事情がもっぱらアメリカ側によって引き起こされたというのは一面的で、そもそも日本人側も同業者に関して事前に調査して、経営を実行すべきであったとも述べているのが興味の引かれる点であろう。在米公館であって、在米日本人を保護する責任をおっているはずであり、これまで見てきた報告でも特段現地の在留邦人の行為について評価を伴うものではなかった点から言えば、多少異質であろう。要するに、現地の白人系の職業実態を踏まえて、それに抵触しないように現地邦人は対処すべきだとの認識を示していたのである。この報告には「大正四年十二月十三日付」の被害者林金五郎・小橋甚太郎の両名による帝国領事高橋清一にあてた陳情書が添えられていた。その主張をさらに見ておきたい。

謹啓 貴館益々御繁栄ノ段大賀奉り候、陳バ我レ等大陸鉄道工夫トシテ就働仕候モ御承知ノ冬期ノ不景氣ニテ我レ等式人同所ニ其業ニ付クヲ得ズ申候間、相談ノ上夏季貯ヘシ数百弗ノ金ヲ資本ニシテ Oroville, Wash. [ワシントン州オロヴィル―筆者補注] ニテ洗濯業ヲ開始致スヘク去ル十一月十五日或ルー屋ヲ借入レ、尚同地ノ有力家数名ニ相談致セシニ皆異口同音ニ其ノ開業ヲ待ツバク申サレ候故、夫レニ必要ノ諸道具一切ヲ買入レ夫レヨリ屋内造作ニ着手仕リ居候処、本月二日ニ他ノスチーム洗濯ヤノ主人数十名ヲ連レ来リ、我レ等ニ町ヲ立チ退ク可ク申候我レ等ハ直チニ家主及他ノ有力家ニ相談仕候処別ニ行クベキ程ノ事ニアラズ開業セヨト申サレ候、尚家主ハ一切引キ受ケルト申シ候故、其儘屋内ノ造作ヲ続ケ且ツ種々ノ準備ヲ整ヘ愈々開業致スベク相成居申ノ処、又々本月八日午後第三時頃前記ノスチームランドリーノ主人数十名ヲ連レ来リ明朝ノ汽車ニテ立チ退クベク、我レ等ニ命ジ申候故、我レ等ハ明朝ノ汽車ニテ立

チ退クベク我レ等ニ命シ申候故、我レ等ハ明朝出立ハ屋内ノ及ビ種々ノ整理ノ困難故願ハクバ
今終日ノ猶予ヲ呉レト頼ミ申候ニ、彼レ等ノ申スニ若シ明朝出立スレバ此ノ方ニ於テ考ヘアル
トテ直チニ引キ返シ申候故、我レ等ハ直チニ家主ノ所ニ集リ候処、今少シ待チ居レトノ事ニ又
扱、種々考トヘ居候折柄、午后第八時頃又々前記悪人共来リ其違ニ亘リ合ウ小石大石空缶手当
リ次第ニ我レ等ノ家ノウインド見掛ケテ投ゲ込ミ申候、我レ等ハ裏口ヨリ辛ジテ家主経営ノホ
テル迄逃ゲ込ミ、漸ク難ヲ免レ申候以上、尽ク破リ最早ヤ小石如キテ破リ得ラルト見ルヤ直チ
ニポケットヨリ鉄砲ヲ取り出シ屋内見掛ケテ五六十発ヲハナチ引キ揚ゲ申候、尚ホアキ足ラズ
見シカ午後第十一時頃又々来リ、我レ等ノ屋内ノ道具及ビ着類寢具一切ヲ大道ニ引キ出シ「ガ
ソリン」ヲ掛ケ火ヲ付ケ火事ヨ火事ヨト大声ニ町中ヲ騒ガシ消防夫ヲ呼ビ水ヲ屋内恰カモ池ノ
如クニ満シテ引キ揚ゲ申候其ノ夜直チニ巡查ニ面会シテ種々話ヲ致シ申候処、巡查ノ言ニ依レ
バ我レ等ノ此ノ後ノ帯在ノ可否ハ申難イト、如何トナレバ我レ等ノ身体ニ如何ナル災難ヲ来ス
哉モ或ハ幸運ニ其ノ業ノ開始ノ出来ルヤトモ申シ居候、翌九日ニ同地ノ移民及（米国）ノ同情
ヲ蒙リ申シ候尚同官ノ御話ニ依レバ、若シ我レ等ニ「シチズンペーパーヲ有シ居レバ直チニ訴
ヘル手準ヲ致シ下サル様申シ居ラレ候モ、我レ等ニ其残ナクハ申上候ヘバ、然ラバ領事館ニ依
頼セヨト申セ候其節ハ、共ニ尽力致スト我レ等ニ力ヲ添ヘ下セ候ハ右ノ如キ事件ハ事小ノ如ク
ニ候モ、我が在留同胞一般ノ対面ニ関スル名誉ノ点ニ付テハ彼ノ如何問題ト同一ノ様考ヘラレ
申候、殊ニ此ノ華州^{ワシントン州}ニ於テ右ノ如キ事件ノ生ズルハ実ニ忍ビ難キ事ト考ヘ申候、尚移民官諸
氏ハ充分ナル損害ヲ請求セヨト申シ居ラレ候故、何卒我が在留同胞ノ權利ヲ充分ニ高揚致サセ
下サレ度、此段御願ヒ申上候

尚日本人会ヘモ同様別紙ヲ以テ御依頼申上置候間、御賢察ノ上御来車待チ申上候、我レ等ハ目
下 Curlew, Washi. ノ友人ノセクションニテ遊ビ居リ候、別紙ビルノ物品ヲ大道ニ持チ出シ火
トセシモノデ在候、御参考ノ為メ同封仕置申候

右何卒宜敷御依頼申上候

頓首

大正四年十二月十三日

在カノルノ

林 金五郎

小橋甚太郎

帝国領事

高橋清一 殿

以上のような在留邦人の具体的行動に対する迫害、差別と共に、一層深刻な差別は、日本人とア

アメリカ人の結婚を禁止しようとする動きであろう。それを示す事柄を「大正六年一月 日白結婚禁止法案ニ関スル件」の記録によってみよう。

「大正六年一月二十九日」、本野一郎外務大臣宛にシアトル総領事玉木鶴弥事務代理から「華盛頓州 Whitman 郡選出下院議員 James ヨリ日白〔日本人白人〕一結婚禁止ニ関スル法案ノ提出ヲ見タリ、目下当地商業会議所方面ヲ通ジテ運動中ナリ」と入電した。これに対して本野大臣は「三十一日」、先の電報を在米佐藤大使に転電せよと指示電報を打ち、その該当する具体的内容を電報せよとも指示し、今後はこの問題に関して在米大使と外務大臣との調整によって方向付けを行うことに決定したと通電している。「二月三日」にはこの指示通り、玉木は大使にも転電したことを連絡してきている。

この経過を経て、「大正六年二月九日午後一〇時二八分」の本野大臣宛玉木事務代理から以下のような返電があった。

第一三号

当州議會ニ於ケル日白結婚禁止法案ニ対シ小官ハ当地日本人会ヲ通シ当地商業会議所重役ノ一人ニシテ民主党ノ有力者ナル E. F. Blaine ヲシテ運動セシメタル結果下院委員會ニ於テ握潰サレタリ 大使へ転電セリ

極秘乞

というわけで今回は事なきを得た。これに対応して佐藤大使は、「二月十日」、本野大臣宛にシアトル領事事務代理からの連絡により、大使として「此上措置ヲ執ラザル積ナリ」と返電された。

3 ワシントン州の排日運動の底流

(1) 国際連盟による民族問題の扱いに対する認識

次に簿冊「米国ニ於ケル排日問題雑件別冊華州之部（一）」（自八年至十二年）（3、8、2、3 39-3）を見ておこう。そのことを通じて清沢洌が滞米期間中の排日機運を探っておきたい。念のために述べておくと、清沢は1920年（大正9年）に日本に戻っているが、ここで扱う資料はその前後に当たる時期のものである。

「政公第六四号 大正八年四月十八日」の在シヤトル領事松永直吉による外務大臣内田康哉宛の「米国上院議員「ポインデクスター」ノ国際連盟ニ関スル演説中、日本移民ニ関スル一節報告ノ件」には次のように記録されている。

華州選出米国上院議員「マイルス、ポインデクスター」ハ米国上院ニ於ケル外交通ヲ以テ聞ヘ

タルモノナルガ、四月十六日シアトルニ於テ国際連盟ニ関スル大演説ヲ試ミ連盟ハ米国ノ独立ヲ侵犯スルモノナリ、一朝他国ト紛争ヲ生スルトキ其解決ヲ当事国以外ノ連盟諸国ニ委セサルベカラストスレバ、何ノ独立カ之アラントノ趣意ヲ詳細演述シタリ、其内連盟ニ対スル日本移民問題ノ關係ニ付テハ

人或ハ移民問題ハ国内問題ナルガ故ニ連盟ト關係ナシト云フ、而カモ余ヲ以テ之ヲ見レバ日米移民問題ハ事実兩國間ノ国際問題ナルヲ如何セン、然ラバ同問題ハ連盟ニ提出シ得ルニ非スヤ、余ハ元来日本国民ニ対シテハ多大ノ尊敬ヲ有シ日米兩國ノ親善關係ノ愉ラザルコトヲ衷心希望シ、又之ヲ信ズルモノナルガ我国ノ労働界ヲ代表スル労働組合ガ日米間ノ紛争問題^{すなわちしばしば}即^{すなわちしばしば}屢加州ニ起リタル如キ問題ヲ連盟會議ノ決議ニ附スルニ異議ナキヲ見テ驚愕措ク能ハザルモノナリ(喝采)

是等ノ問題ハ太平洋沿岸ニ於ケル白人種ノ生存權ニ関シテヲ以テ、^{すべから}須ク其決定ハ米国人ノ專斷ニ留保スヘキモノナリ、吾人若シ連盟ニ加入シ而シテ連盟ガ東洋移民ニ対シ無制限ニ我門戸ノ開放ヲ命ゼバ、白人労働者ハ經濟上外交上東洋労働者トノ競争ニ堪エズシテ太平洋沿岸ニ生活スルコトヲ得ザルコトトナルベシト述ベタリ

尚同議員ハ四月十三日其郷里「スポケーン」市ニ於テ連合通信社員ニ対シ^ババ^リニ於ケル講和會議連盟委員會ガ人種ノ差別撤廃案ヲ議題トシテ上程シタルコトヲ非難シテ同委員會ノ討議及採決ハ連盟ガ米国殊ニ太平洋沿岸ニ絶大重要ノ關係ヲ有スル該問題ニ対シ管轄權ヲ有スルコトヲ前提トスルモノナリ、該案ノ秘訣其モノハ第二位ナル重要ノ意義ヲ有スルニ過ギズ、已ニ連盟ニシテ該案ニ対シ管轄權ヲ有スルコトヲ認ムル以上、将来連盟會議委員ガ如何ナル決議ヲ為スニ至ルヤ測リ知ル可カラザルナリト語リタル趣ナリ(四月十四日ピーアイ紙掲載)別紙新聞切抜添付右及報告候 敬具

本信写 在米大使(在米大使へハ切抜省略)

そこで添付されたシアトルのPI紙記事とは Seattle Port Intelligencer の1919年4月14日付け“POINDEXTER CRITICISES REVISED LEAGUE SCHEME”及び収録されている同紙4月17日付け同議員演説の抜粋の評論及び議論を示している。

(2) 排日運動の諸相と対抗の論理

前項と同じ簿冊シリーズから「米国ニ於ケル排日問題雜件 別冊華州之部」(一)(3, 8, 2, 339-3)の掲載内容を点検して、当時のシアトルにおける排日運動機運がどのように醸成され、これに対して、日本人側や現地白人系の反排日運動の動向を捉えてみよう。

機密第一号

大正九年一月二十五日

在シアトル

領事 松永直吉

外務大臣子爵内田康哉 殿

シアトル地方ニ於ケル排日状況ニ関シ報告ノ件

本件ニ関シ別紙報告書及提出候委細右ニ就キ御了承相成度此段申進候 敬具

本信写送付先 在米大使

以上の鑑を冒頭にして、次のように記録された事実資料が収録されている。

シアトル地方ニ於ケル排日状況

(大正九年一月記)

一、編言

従来シアトル地方ハ米国太平洋沿岸各地中米国人ノ対日感情最モ良好ナリト称セラレ、個人的実験ニ於テハ時ニ不愉快ナル出来事無キニ非サリシモ、未タ曾テ在留本邦人ノ一般的利益ヲ脅カシタルコトナク、又絶ヘテ日米両国ノ国交上ニ累ヲ及ホス如キ外交問題ヲ惹起シタルコトナク、地方米国人モ在留邦人モ均シク日米親善ノ事実ヲ誇リタルカ大正八年七月中「ミラー、フリーマン」(Miller Freeman)ヲ首領トスル排日一派カ「シアトル、スター」紙(The Seattle Star)ト提携シテ、約二ヶ月ニ亘リ盛ニ排日論ヲ唱道シ、或ハ排日団体ヲ組織シ、或ハ加州排日派ト連絡シ、又進ンテ中央政界ニ運動シ其結果一般在留邦人ヲシテ深憂ヲ抱カシムルニ至リタル一事ハ西北部日米関係史上一大遺憾ノコトナリトス

而シテ排日派ノ言動ハ地方米国人中有識階級ニ於テハ勿論一般公衆ノ間ニ何等排日の与論ヲ喚起スルニ至ラス、「スター」紙モ近来排日記事ヲ掲クルコト極メテ減少シタルヲ以テ排日運動ハ漸次鎮静ニ帰シタルノ観アルモ、実ハ然ラス排日派ハ与論ヲ動かスノ困難ナルヲ認ムルト共ニ、寧ロ中央及地方ニ於ケル立法的及行政的方面ニ活動スルヲ得策ナリトシ、已ニ中央議會ニハ幾多ノ排日法案提出セラレシアトル市会ニ於テハ、日本人ニ対シ免許状下附拒絕ノ事実アリ、即チ排日ハ言論時代ヨリ実行期ニ入り漸次具体的効果ヲ挙ケントスル形勢ナリ、而シテ斯カル排日状態ハ単ニ一時ノ現象ニ止マラス其氣勢ハ時ニ從ヒ消長アランモ、持続性ヲ有スト観測シ得ヘキ理由アリ。今回ノ排日運動ハ将来断続的ニ発生スヘキ地方排日問題ノ起首ニシテ他地方及中央政界ニ於ケル排日問題ト相俟テ重大ナル関係ヲ有スト認メラル、カ故ニ茲ニ其概要ヲ記述スヘシ

この報告書において、領事館が、この時期のシアトルでの排日運動が決して単発的な結果ではなく、寧ろ今後のアメリカにおける在留日本人に対する排撃運動を端緒づけるであろうとの認識を示していたのは、その後の歴史の事実⁽¹⁾に照らして、筆者としては、極めて卓見であったと考える。しかもここでの「排日」の動向が実はその他地方への広がり⁽²⁾の始まりを示すものと認識していた（「排日問題ノ起首」）。こうした「卓見」を披瀝できたのは、この報告書に記載されている様々な動向による判断であったことは言うまでもない。報告はさらに続く。

二、「ミラー、フリーマン」

ミラー・フリーマンという人物が、排日運動のリーダーとして登場したが、彼の来歴は以下の報告書に記されているとおり、予備海軍中佐、ワシントン州帰還兵保護会幹事という立場にあり、そもそも排日傾向の強い人物であり、当時主張されていた日米開戦論者でもあった。それは帰還兵の就職難と結びついており、この点で在留日本人の発展、経済的伸張などが彼等にとっての軋轢であったというのである。

日米親善ノ米国西北部ニ於テ排日ノ烽火ヲ挙ケタルモノハシアトル市ノ「ミラー、フリーマン」(Miller Freeman) ナリ、彼ハ基本職トシテ Pacific Fisherman ナル雑誌ヲ主宰セルカ^{かつ}曾テワシントン州議会ノ議員タリシコトアリ戦時中ハ予備海軍中佐トシテ、シアトル海兵養成所長タリ休戦後ハ州帰還兵保護会 (State Veterans' Welfare Commission) ノ幹事トシテ現ニ雑誌業ノ外ニ帰還兵ノ保護救済ニ従事ス

彼ヲ元来排日思想ヲ有シ先年日米開戦論ヲ唱ヘタルコトアリ、近来シアトル地方ニ於ケル日本人ノ発展著ルシキヲ見、益々之ヲ好マス、帰還兵保護会幹事トナルニ及ヒ帰還兵ノ就職難ハ日本人労働者ノ圧迫ニ依ルト称シ、排日ヲ高唱スルノ機至レリト為シ大正八年七月下旬「シアトル、スター」紙ト提携シ、同紙上ニ猛烈ナル排日記事ヲ掲ケシムルト共ニ各種ノ排日計画ニ参与シ、事実排日派ノ首領ナリ、九月中華府ニ於テ米国下院移民法委員会カ日本人問題ニ関スル審問会ヲ開キタル際、彼ハシアトル地方排日派ヲ代表シテ排日の説明ニ努メタリ

しかしシアトルの有力な実業家筋は決して排日運動に荷担する気持はなかったのである。報告は続く。排日運動者の基本は先天的な部分もあるとはいえ、政治的活動に利用しようとする野心に基づくのではないかと推測している。

シアトル市ノ重ナル実業家殊ニ商業会議所ノ有志者等ハ、「フリーマン」カ排日運動ヲ開始スルヤ、地方ノ不祥事ナリトシ之ヲ阻止セント欲シ、内密ニ有力者ヲ介シ極力反省ヲ求メタルモ、

彼ノ聴ク所トナラス、而シテ彼カ排日ヲ唱道スルハ排日ニ依リ名声ヲ博シ、之ヲ自己ノ政治的
活動ニ利用セントノ野心ニ出ツト推測スル者アレトモ、寧ロ彼ノ先天的思想ニ基クト判断スル
方当レルカ如シ

「フリーマン」カ放チタル排日ノ第一弾ハ七月二十六日「シアトル、スター」紙ニ掲載セラレ
タル彼ノ陳述ニシテ其要領ノ左ノ如シ

- 一、「シアトル」ニ於テ白人経営ノホテル数ハ二百十八戸ナルヲ以テ日本人ハホテル総数ノ四
割七分ヲ支配ス日本人ホテル業者ハ白人支配人及「クラーク」ヲ置キ所有主ヲ陰蔽ス
- 二、シアトル附近ノ最良農作地ハ殆ント全部日本人ノ手ニ帰セリ法律ハ外国人ノ土地所有ヲ禁
ス〔ル〕法ノ精神ハ外国人ニ農作物ノ収益ヲ与ヘサルニ在リ然ルニ日本人ハ借地耕作シテ美
汁ヲ吸収ス
- 三、シアトル市公設市場ハ日本人ノ支配スル所ナリ
- 四、日本人ハ「^{食料雜貨店}グローサリー」、料理店、「ガラージ」、洗濯所、古物売買店ヲ多数買収シツ、
アリ
- 五、日本人問題ハ紳士協約ニ依リ解決シ日本移民ハ絶対ニ杜絶セリト思料セラレタルニ、實際
ハ之ニ反シ多数ノ渡米者アリ、自ラ労働者ニアラスト云フ者ニ対シテハ旅券発給セラレ渡米
後労働ニ従事スルモ何等問フコトナシ
- 六、日本人ノ能力、勤勉、節儉ハ吾人之ヲ認ム、サレト我々米人カ労働時間ノ短縮ト賃金増加
ノ為努力シツ、アルニ際シ、日本人ハ一日十五時間乃至十八時間労働ス、斯カル経済的圧迫
アリテハ吾人ノ努力水泡ニ帰ス
- 七、千九百十九年六月三十日ヲ以テ終リタル一ヶ年間ニ、日本婦人ノ渡来シタル者千八百六十
二名アリ、此等婦人ハ何レモ六人乃至十人ノ子女ヲ産ム、其子女ニ基ク米国市民タリ加州サ
クラメント平原ニ於ケル日本人ノ生産率ハ白人ノ五倍ナリト云フ事実アリ、遂ニ日本人ハ太
平洋岸ノ政治ヲ左右スルニ至ラン
- 八、日本ハ其臣民カ外国市民トナルモ、尚之ニ対スル管理ヲ棄テス
- 九、我シアトル地方ハ日本ト通商關係ヲ増進セシムル為、日本人ニ対シテ従来多大ノ好意ヲ表シ
タルハ事実ナリ、然ルニ日本人ハ之ヲ以テ移民ヲ歓迎スルモノト誤解セリ
- 十、日本人ハ米国人ニ同化スル能ハス、日本人ハ永久日本人トシテ存ス、日米雜婚ノ不成績之
ヲ証ス
- 十一、日本人カ白人ヲ驅逐スル事実ハ加州及^{ハワイ}布哇ニアリ、ヤガテ当地方モ同様ナラン
- 十二、余ハ今ヤ本問題ニ関シ率直ナル意見ヲ吐露スル機会至レリト信ス、余ハ白人太平洋沿岸
主義ヲ主張ス、日本人ヲシテ其本国ニ退カシメヨ、余ハ日本移民ノ渡航ヲ将来ニ禁止スルニ
止マラス、我政府カ現ニ当国ニ移住セル日本人ヲ漸次其母国ニ追放スルノ方法ヲ日本ト協商

スルノ必要アリト信ス

フリーマンがシアトル・スターで主張した排日の思想は上述の通りであるが、ホテル経営、日本人が借地によって農業経営を行い成功している状況、そしてシアトル市場を支配し、その他の産業分野にも多く進出し、勤勉さが労働時間短縮への白人の努力に水を差し、日本女性が多数渡航してきて白人よりも出産率が高く、白人に脅威を与えている、その上、離婚を好まず、白人が放逐される運命にあるのだと断じている。

ではこのシアトル・スター紙は一体どのような経緯で排日運動の扇動を始めたのかを、報告書によってさらに見ておきたい。

三、「シアトル、スター」紙と排日キャンペーン

興味深いのは、シアトル・スター紙が元来黄色紙 (yellow paper) として認識されていたが、何れにしても「低級ナル労働者」に愛読されていたことである。日本に対する態度は「良好ナラス」というのであるが、先のフリーマンの主張から推測するに、底流には低級労働者層での日本人との労働市場を巡る紛糾があったと考えられる。それは経済状況が良好であれば、それほど多くの問題とはなり得ないものの、経済が低迷すると、労働機会の奪い合いが生じるからである。

今回シアトル地方ニ起リタル排日運動ノ機関紙トシテ宣伝最モ努メタルハ「シアトル、スター」紙 (Seattle Star) ナリ、元来同新聞ハ劣悪ナル扇情的記事ヲ報道スルコトヲ以テ特色トシ、知識階級ノ顧ミル所トナラス、家庭ニ入レサルモ、低級ナル労働者間ニ愛読セラレ、日本ニ対スル態度ハ良好ナラス、当地方ニ於ケル唯一ノ黄色紙ト目サレ居タルカ、如何ナル理由ノ存シタルヤ大正七年春頃ヨリ排日的記事ノ跡ヲ絶チ、或ハ社員ヲ日本ニ派遣シテ、其好意的ニ日本ヲ紹介スル通信ヲ紙上ニ掲クル等、親日的傾向ヲ示シ在留日本人ヲシテ寧ロ奇異ノ感ヲ起サシメ居リタリ、然ルニ今回排日運動ノ勃発ト共ニ以前ノ排日的態度ニ復帰シ、傍若無人ノ排日論ヲ唱フルコト、ナレリ

而シテ同紙カ排日態度ヲ回復シタル事情ニ関シテハ、大正八年二月シアトルニ総同盟罷業行ハレタル際、同紙ハ総罷業ニ反対ノ態度ヲ執リタル為、甚シク労働者ノ怨恨ヲ買ヒ労働組合ハ組合員ニ対シ、同紙ノ購読ヲ禁シタル結果、同紙ノ売行頓ニ減少シ経済的ニ大打撃ヲ蒙ルコト、ナリタルヲ以テ、^{ひたすら}只管労働者ノ人気回復ノ機会ヲ待チタルニ、^{たまたま}偶々排日派ノ誘フ所トナリタルヲ以テ好機乗スヘシトナシ、排日紙トシテ再現スルニ至リタリト推断スル者多シ

この報告記事が興味深い事実を述べているのは、上記のように、そもそもは労働組合の総罷業に反対の態度を取ったために、労働者の批判にさらされ、購読者数が減少したことへの対応策として

も、排日論に転換せざるを得なかったというのである。

兎ニ角同紙ハ排日派ト提携シ「フリーマン」ノ陳述書ヲ掲載シテ以来、約二ヶ月間ハ殆ント連日ノ如ク論説ニ雜報ニ排日記事ヲ掲載シ、殊ニ最初ノ間ハ拳大ノ活字ヲ以テ扇情的標題ヲ印シ新聞第一面ノ全部又ハ其大部分ハ排日記事ヲ以テ之ヲ埋メ極力排日氣勢ヲ昂進センコトニ努メタリ、排日記事ノ概念ヲ示セハ左ノ如シ

と述べて45本の掲載記事の概要をそれぞれ整理して掲載している。それは7月26日から1月21日まで及んでいる。それらの中から、注目すべき記述を拾ってみよう。

- ・「太平洋沿岸ヲ永ク白人国タラシメントセハ今日日本人ヲ驅逐セサルヘカラス」（7月29日論説）
- ・「毎年平均千六百名ノ写真結婚婦人シアトル港ニ渡来シ其産児率ハ白人ニ五倍スルヲ以テ「シアトル」ノ日本人ハ急激ニ増加ス、移民官ハ日本移民ヲ拒絶セント欲スルモ写真結婚婦人ノ入国ヲ阻止スルヲ得ス」（7月30日）

当時、排日運動の激化の下で、日本人の渡米を進める一策として、「写真花嫁」(picture bride)が行われていた。それは在米日本人を定着させる上で、効を奏したとあってよいが、アメリカ白人にとっては当然攻撃の対象であった。在米日本人青年に対して、この写真花嫁はまさに写真にのみ依存しての結婚であり、また日本から渡航する女性にとってはもっと不安な見ず知らずの遠く離れたアメリカの地に定着するという問題でもあった。アメリカ側の非難はその「非人間的あり方」に集中したことはいうまでもない。時代は下るけれどもまさにこの「大陸花嫁」とも言うべき事業が政策的にも展開されたのは、対中国侵略が本格化した1930年代の「満州開拓武装移民」事業であった。この時も「満州」に開拓移民で渡った若い青年を定着させる目的で、「写真花嫁」斡旋事業が取り組まれたのであった。しかしこのことはアメリカの白人たちの目にはおそらく異様な文化に写ったことであろう。

- ・「シアトル及其附近ニ於テ日本人ノ管理ニ属スルモノトシテ事業又ハ営業約五十五種ヲ列挙シ日本人發展ノ一斑ヲ表示ス」（7月30日）
- ・「白人国カ日本人国カ今日日本人ノ侵入ヲ撃退セサレハ日米戦争ヲ避クルヲ得ス」（7月30日論説）
- ・「相互実業倶楽部ト米国在郷軍人会（American Legion）ト共同シ七月三十一日排日方法ヲ

- 討議研究ス同会ニハ親日牧師「モルフィー」氏出席日本人ヲ弁護ス演説及問答ヲ詳報ス（8月1日）
- ・「ホテル及アパートメントニ於ケル室代ノ暴騰ハ日本人ノ投機的売買ニ因ルコト多シ」（8月9日）
 - ・「相互実業倶楽部ハ州知事ニ書面ヲ送り日本人カ州法ヲ犯シ白人名義又ハ法人組織ノ下ニ土地ヲ所有シ居ルヲ以テ速ニ之ヲ摘発所罰スヘキコト及日本ハ紳士協約ニ違反シ多数ノ移民ヲ渡航セシメ居ルヲ以テ中央政府ニ対シ州知事ヨリ抗議ヲ提出スヘキコトヲ申請シタリト報ス」（8月6日）
 - ・「八月十一日夜相互実業倶楽部主催ニテ排日大会ヲ開キ二百五十名ノ出席者アリ西北部特ニワシントン州ニ於ケル各種ノ日本人問題（事項列挙）ヲ中央議會特別委員ニ依リ審査セシコトヲ州選出議員「ジョンソン」ニ申請スルノ決議ヲ通過ス、同大会ニテ「フリーマン」、「サリヴァン」其他数名ハ排日論ヲ述ヘ「モルフィー」牧師及「フランク、タレス」ハ日本人ヲ弁護ス」（8月12日）
 - ・「日本人ノ土地所有ニ関シ州検事総長「トムソン」ノ意見トシテ州法ハ一般的ニ外国人ノ土地所有ヲ禁止スルモ遺産相続ノ場合、抵当流ノ場合及鉱山採掘ノ場合ニハ外国人モ適法ニ土地ヲ所有スルコトヲ得、外国人カ他人名義又ハ法人名義ヲ以テ土地ヲ所有スルモ現行土地法上刑事訴追ノ途ナシ、唯其土地ヲ没収スルコトヲ得ルモ土地所有ノ権原ニ関シ証拠ヲ蒐集スルコト至難ナルヲ以テ事実没収不可能ナリ、サレハ唯一ノ救済法トシテハ州議會及中央議會ニ於テ嚴重ナル排斥法ヲ制定スルノ外ナカラン（8月13日）
 - ・「日本人ノ侵入ハ「シアトル」、「タコマ」附近ニ止マラズ落機山地方「コロラド」州ニ迄及ヘリト報ス、「シアトル」附近ノ白河平原内ニハ約九千頭ノ乳牛アリ内六千頭即全数ノ八割五分ハ日本人ノ所有スル処ナリ、千九百九年「オブライエン」学校ニハ日本人児童一名白人児童百名ノ割合ニテ通学シ居リタルカ、千九百十九年ニハ日本人生徒四十名白人生徒四十五名アリ、日本人ノ侵入ニ対スル策ハ地主ヲシテ日本人ニ借地ヲ許与セシメサルニアリ、「タコマ」附近ノ「ピヤラップ」平原ニハ日本人ハ二万二千英加ノ最良農地ヲ耕作シ、「タコマ」市需要ノ野菜ハ七割五分迄日本人ニ仰ク又「タコマ」市内ニ日本人ノ經營スルホテル二十六個アリ、其宿代ハ無法ニ高価ナリ、「コロラド」州ノ名産「メロン」ハ八割五分マテ日本人ノ耕作スル所ナリ、彼等ハ團結シテ「メロン」ノ市価ヲ高ムルニ努メ、其品質ヲ改良セサルヲ以テ漸ク声価ヲ失墜セントス」（8月15日 詳述）

このような記事を見ると、当時、日本人の発展が至る所に見られて、それに驚異を感じた白人の意識が大変よく示されていると思われる。とにかく農業方面での発展ぶりは大きく、清沢が過ぎし

たタコマは野菜生産面でも大きな役割を果たし、同市の需要に重要な役割を果たしていたことや乳牛所有も日本人が圧倒的な位置を占めていたのである。よく知られていることであるが、カリフォルニア州のナパ (Napa) のワイナリー地域におけるブドウ生産には日本人移民が大きく役割を果たした歴史があり、それが今日の特産的なカリフォルニア・ワインを誇る結果となって現れている。

- ・「八月十八日「シアトル、グロッサー」組合ノ集会ニ「フリーマン」及相互実業倶楽部幹事「カ^キヤー」出席シ例ニ依リ排日ヲ唱ヘ日本移民排斥及日本人ノ経済的發展阻止ノ目的ヲ以テ常久的排日団体ヲ組織スルノ必要ヲ説キ「グローサー」組合ハ極力援助スル旨ヲ約言ス同夜別席ニ催サレタル「大戦参加軍人会」支部集会ニモ「フリーマン」出席シ排日団体ノ計画ヲ説明シ同軍人会ヨリモ委員ヲ任命シ協助セシムルコト、ナル」(8月19日)

この記事に明白なことは、日本人排斥の基礎にはその経済発展力に対する恐怖感とでも言うべき感情が充満していることを、改めて確認できるであろう。結局は日本人の生活力の旺盛さに対する羨望と恐怖感がない交ぜになった意識状況である。これも考えてみれば、何れの地域でも生じがちな意識、感情と言ってもよいであろう。

- ・「凱旋軍人会ハ市民ニ非サル者ハホテル、アパートメント、ルーミングハウス、料理店、肉店、市場売店ヲ経営シ貸自動車及行商ニ従事スルコトヲ禁スル市条例案ヲ起草シ市会ニ提出セントスト報ス」(8月26日)

軍人たちの急進的なアメリカニズムは、これを民族主義と言うには少し異なるとは言え、それに類似する白人優先主義あるいは白人主義となっていることが、ここで確認される場所であるが、ちょうどそれは日本における在郷軍人会が地域の保守主義的意識形成の基盤の一つであるのと同様であろう。

- ・「「タコマ」ノ郡学校監督ハ日本人設立ノ国語学校ニ校舎賃借ヲ禁止シ得ヘキ法規ナキヤヲ州検事総長ニ質問シタリト報ス」(9月2日)
- ・「日本人ノ生産率ヲ雀及兎ノ増殖ニ関スル伽^{おとぎばなし}譚ニ譬ヘ目下米国上院ニ提出セラレ居ル外国移民比例輸入案ニシテ通過セハ米国ニ於ケル日本人々口ハ千九百二十三年ニハ三十一万八千六百九百三十三人ニハ五十四万二千人千九百四十三年ニハ八十七万五千人今ヨリ百六十年後ニハ二億千六百万人ノ多数ニ達スヘシト説ク」(9月3日)

この指摘に見られるのは、偏狭な白人優先主義がいかにか非人間的な主張を作り出しているかということであろう。日本人の出生率の高さを、あたかもウサギと同等視しているのである。白人に対する日本人の人口比例が、上回る可能性を説くのであり、ここから白人アメリカンに在米日本人に対する恐怖感をあおっている。

- ・「十月十九日シアトル市第一美以教会牧師「ゼー、イー、クラウサー」(J. E. Crowther) 博士カ朝夕二回ノ日曜説教ニ於テ日本及日本人問題ヲ主題トシ諸種ノ排日論ヲ一々弁駁シ「スター」紙ノ態度ヲ非難シ多数ノ聴衆ニ多大ノ感動ヲ与ヘタルコトアリ翌日ノ「スター」紙ハ教壇ノ人ハ社会ノ実情ヲ知ラス世人ヲ誤ルトテ反駁シ亜米利加第一ヲ忘ル、勿レト叫フ」(10月20日論説)
- ・「論説欄ニテ再ヒ「クラウサー」博士ヲ攻撃シ読者欄ニハ「ク」博士親日論ニ対スル賛否両派ノ投書四通ヲ掲ク」(10月21日)
- ・「日本人理髪者ヲ称賛スル親日的投書ヲ冷評シ排日投書ヲ掲ケテ結フ」(10月25日)
- ・「「セント」及「オーバン」附近ノ日本ニ農業者ハ狩猟ノ為ニ日本人カ其農場ニ入ルヲ許スモ白人ノ入ルヲ許サス好猟者間ニハ漁獵權ヲ米国市民ニ限ルノ法案ヲ州議会ニ提出セントスル議アリト報ス」(10月29日)
- ・「排日親日兩種ノ投書ヲ掲ケ親日寄書者ヲ罵評シ其罪ヲ憎ムモ其人ヲ愛スト結フ」(11月3日)
- ・「「ミネアポリス」ニテ開催シタル「アメリカン、レジョン」大会ノ排日決議ニ関シ真ニ米国主義ナリト評シ米国魂ノ好試練ハ排日問題ニ在リト唱フ加州ニ於ケル多数新聞及「オレゴン」州ノ労働団体ハ疾ニ排日態度ヲ宣明セルニ反シ「シアトル」ノ中央労働協会ハ日本人問題ニ関シ如何ナル態度ヲ取ラントスルヤ「ピー、アイ」紙ハ如何「タイムス」紙ハ如何將又商業會議所ハ如何ト論シテ斯ク方面ニ挑戦ス」(11月14日論説)
- ・「排日及親日ノ投書ヲ掲ケ排日論ヲ附加ス」(11月14日及17日)
- ・十一月十八日シアトル市「マウント、ベーカー」区市民大会ト称スル排日集会催サレ「サリヴェン」「カネヤー」等排日ヲ説ク「モルフィ」牧師日本人ヲ弁護シタルカ群衆ノ妨害ニ依リ中止シ来ルトキハ地価ヲ低下セシムル虞アルニ依リ日本人ニ土地ヲ周旋セサル様土地売買業者ニ勸告スルコトヲ決議シタルト同時ニ移民法修正、紳士協約廃止、排日州土地法制定ノ必要ヲモ決議ス(11月19日)

以上のいくつかの報道記事から、注目したのは、排日一辺倒が当時のアメリカ社会であるかのよう理解することの一面性だろう。というのは排日報道に関わっているこの新聞にも、排日とともに親日、または排日否定論もまた一定の力を持っていたということであろう。清沢冽は排日運動の

盛んな時期にアメリカに渡航し、その動きに反発を持ったであろう。同じことから、カリフォルニア州に移住し、当地の新聞に関わりを持って、後に日本に帰国してから反米主義的傾向を持っていた松岡洋右のような意識状態とは、異質であった。

- ・「公設市場ニテ日本人ヨリ買フ勿レト大商店ニ忠告ス」(11月22日)
- ・「十一月二十六日「ピー、アイ」紙カ日本号ヲ発刊セルニ対シ「仮面落ツ」ト題シ「ピー、アイ」紙ノ親日態度ハ愈判明シタルカ彼ノ最モ驚クヘキ桑港日本字新聞新世界ノ社説ヲ掲載セサルヲ^{かきん}瑕瑾トスト皮肉リ排日恐ルニモ足ラストスル同社説ノ英訳ヲ掲ク」(11月26日)
- ・「ホテル及アパートメントノ室内掃除ニ従事スル白婦人ハ安給金ノ日本婦人ニ依リ駆逐セラレ居レリ救済策ヲ講スルノ必要アリト某女ノ談話ヲ掲ク」(1月17日)
- ・「加州選出上院議員「フィーラン」カ米国出生日本人ニ対スル市民権拒否ノ憲法修正決議案ヲ提出シタル等^{ワシントン}華府ノ電報ヲ掲ク」(1月21日)

ここでも「ピー、アイ」紙のように親日かどうかは問わずとも、少なくとも排日に与みしない新聞も存在していた事実は、アメリカン・デモクラシーの姿を示していたとしては過大評価であろうか。もしも排日一色に陥っていたとすれば、さすがに清沢も果たして後年に至るまで堅持していた日米親善主義をこの時期に貫けたかどうかは、難しい問題ではなかったろうか。

四、排日ノ理由

この報告書の第四項は、以上の当時のジャーナリズムを中心とした記事内容から整理した「排日ノ理由」を整理している。

- 一、日本ハ紳士協約ヲ破リ多数移民ヲ渡航セシム
- 二、日本人ノ産児率ハ白人ニ五倍ス
- 三、日本ヨリ多数ノ写真結婚婦人渡米ス
- 四、以上ノ結果太平洋沿岸ニ於ケル日本人ノ人口ハ逐年急激ナル増加ヲ示ス
- 五、日本人労働者ハ一日十五時間乃至十八時間労働ス
- 六、米国帰還兵ノ就職名ハ日本人労働者ノ存在ニ因ル
- 七、日本人ハ専ラ貨殖ヲ念トシ生活改善ヲ努メス
- 八、日本人ハ到底米国ニ同化シ得ス
- 九、各種事業又ハ営業中已ニ日本人ノ支配ニ帰シタルモノアリ
- 十、日本人ハ経済的ニ太平洋沿岸ヲ征服セントス

等排日ノ理由トシテ挙クル所ハ許^{あまた}多ナルモ要スルニ日本人ノ増加及經濟的發展ハ好マシカラサルヲ以テ之ヲ排斥スヘシト云フニ歸スヘシ

と要約的に述べている。

以上の指摘は現象的には当たることも多いが、要するに日本人の人口増殖が白人の立場を脅^{おびや}かす、勤労意欲が高く、かつ質素であることに因る賃金水準の低さと蓄積欲への不安であって、何れにしても1850、60年代、カリフォルニア州の金鉱開発と大陸横断鉄道建設に流れ込んだ中国人に対する労働者の反発と同様のものではあったと言えよう。このような現象に対する清沢洌の認識は、やはり白人系の日本人批判がいかにも誤っているかを中心に展開していることは、拙著『清沢洌の政治經濟思想』や拙編『清沢洌評論集』の収録論文に鮮明である。それらは、ある種の「一世」（一時的に在米している予定であった彼らがそのまま居住を続けた結果としての「一世」）的皮膚感覚に近い反発にも似た表現を彼は残したのである。勤労意欲の高いことがどうして批判されなければならないのか、日本人が増殖してどうして良くないのかを知りたい、とでもいう口調であった。ではこうした排日運動がいかなる効果を発揮したのであろうか。これを次に見ておこう。

五、排日運動ノ効果

「フリーマン」一派ノ排日者ハ「スター」紙ト提携シ針小棒大又ハ虚構ノ事ヲ宣伝シテ極力一般民衆ノ間ニ排日氣勢ヲ昂進セント努メタルカ知識階級ノ米国人ハ何等之ニ耳ヲ傾ケシアトル市ニ於ケル二大新聞「ピー。アイ」紙及「シアトル、タイムス」紙ハ排日運動ニ関シ遂ニ一言モ記スルコトナク全然不関知ノ態度ヲ取り又労働組合ノ如キモ日本人ニ好意ヲ表シテ排日ニ雷同セス其結果在留邦人ハ其營業上又ハ労働上直接何等打撃ヲ受ケサリシヲ以テ与論ヲ動かサント努メタル排日派ノ計画ハ失敗ニ歸シタル次第ナリ

「スター」紙ノ如キハ最初熱狂的ニ排日ヲ咆哮シ^{すべから}須クニ世論ノ沸騰ヲ挑発シタルモ予期ニ反シテ何等ノ反響ナカリシヲ以テ漸次其筆法論調ヲ収メ排日記事ハ依然其跡ヲ絶タサルモ其數甚タ減少シ自ラ起稿又ハ蒐集シタルモノ稀ニシテ他来的材料ヲ掲載スルニ止レル狀況ナリ

サレド排日論者ハ其目的ヲ抛棄シタルニアラス彼等ハ中央及地方ノ政治家ヲ動カシ立法及行政方面ニ於テ排日ノ効果ヲ挙ケント欲シ加州方面ノ排日派ト連絡シテ中央議会ニ各種ノ機ニ地方案提出ヲ運動シ着々歩武ヲ進ムルト共ニ地方ニ在リテハ県知事等ニ對シテモ排日的処置ヲ取ラシメテ請求シシアトル市会ニ對シテハ日本人ニ對スル營業免許狀下附拒絕法案ヲ建議シ同市会多数決ニヨリ大正八年十二月初旬日本人ノ「プール」室營業免許、労働周旋業等ニ對シ免許狀ヲ更新又ハ下附セサルコト、ナリタルヲ以テ現ニ当地日本人会後援ノ下ニ関係者ヨリ市ニ對シ行政訴訟ヲ提起シ其曲直ヲ争フコト、ナレリ（免許狀下附拒絕事件ハ別信ニテ報告ス）

思フニ排日派ハ今後米国ニ於ケル中央及地方ノ立法及行政ノ方面ニ益々其猛威ヲ振フナラント
観測セアラル

考えてみれば、サンフランシスコ学童事件以来、太平洋沿岸地方における排日運動は、オレゴン州、ワシントン州へと広がりを見せ、これらの動きが伏線となって、第一次大戦前後の時期の各州における日本人に対する土地所有否認法とも言うべき「外国人土地法」の導入の動きを強め、一九二〇年代の運動へと引き継がれていったという歴史的事情がある。しかし重要なことは、そうした動向の下で、これに反対する、あるいは消極的立場も厳然として存在していたことであり、これが先に述べたように排日運動に対して機械的感情的に反発する余り反米主義に陥ることのない清沢列の立場を創出する上で少なくない現実的状况でもあった。そうした現実は、実際的に見ても、ワシントン州ないしシアトルでも十分な排日運動組織化が形成されていなかったことを、次の報告で極めて鮮明に見ることができるとともに、同時に軽視できない将来の排日運動への動きもまた忘れられてはならないことを警告している。

六、排日機関及主動者

「フリーマン」カ排日運動ヲ開始シ排日氣勢ヲ興サント企ツルヤ排日ノ宣伝活動及通報機関トシテハ「スター」紙ヲ利用シタルカ排日活動ノ主体タルヘキ団体ノ存在ヲ必要ト認メ最初ハ相互実業倶楽部ナル名義ノ下ニ排日集会ヲ催シタルカ元来此ノ如キ倶楽部ハ存在シ居リタルモノニ非ス単ニ方便トシテ恰モ倶楽部カ存在スルカ如ク称ヘタルニ過キス、サレバ同倶楽部ナルモノハ何時トハナシニ消失シ其後正式ニ排日同盟会ノ組織セラレタルハ八月十八日「グローサー」組合ノ集会席上ニシテ茲ニ排日派ハ初メテ常久的排日団体ノ組織化ヲ完了シタルナリ而シテ右排日同盟会ハ広ク会員ヲ募集シ又運動資金ヲ集ムルコトヲ企テタルモ何レモ失敗ニ帰シタルモノ、如シ

排日派ノ首魁ハ「フリーマン」ニシテ其帷幄ニ参スル者ハ弁護士「ジョン、ゼー、サリヴァン」(John. J. Sullivan) ナリ彼等ハ各種ノ排日方法ヲ参画シ各種ノ排日集会ニ出席シ或ハ中央及地方ニ於ケル政治家ノ間ニ奔走シ排日活動ノ中心人物ナリ

「フリーマン」及「サリヴァン」ハ在郷軍人系ニ属スルヲ以テ「アメリカン、^{在郷軍人会}レジョン」ヲ土台トシテ活動ス

日本人ノ従事セル各種營業中白人営業者ト最モ競争ノ地位ニ在ルモノハ「グローサー」業ナルヲ以テ排日派ハ白人「グロサー」ヲ誘説シ排日同盟ノ如キモ「グローサー」組合ヲ基礎トシテ組織シタリ

これをようするに
要之排日同盟会ハ主トシテ帰還兵士系ト小商人系ノ構成支持スル所ナリ

以上の報告に見る通り、排日運動の組織化は、容易ではなかった。でっち上げ組織で集会を持つとか、資金集めがもくろまれたものの、はかばかしいものではなかったことが読み取られるであろう。排日運動の中核に在郷軍人会が存在していたことも、興味深いところであるが、その理由には、もちろん戦争に動員された者の持つ一種の偏狭なナショナリスティックな感性も無視できないが、それ以上に問題なのは、おそらく上の指摘にも見られるように、復員後の職業が充分には保障されず、在留日本人の、社会的にはより低級の労働に従事する状況が、彼等との労働の奪い合いになることを考えることは充分にあり得るところであって、それが故に、特殊に排日の気風を醸成したと考えられるところである。この点では、労働組合が必ずしも排日運動に同調しなかったのとは対照的であった。つまり労働組合員は労働職場を持っていたからであろう。排日同盟会が「帰還兵系ト小商人系」によって支持を受けているというのもその意味において捉えておきたい。

七、排日ヲ反駁スル米国人

「シアトル」市ノ有識階級殊ニ商業會議所ノ有力者ハ排日運動ヲ以テ日米親善上及市ノ發展上甚タ好マシカラストナシ陰ニ排日運動ノ揉ミ消シテ誠ミタルモ成功セス、然ルニ之ヲ表面ヨリ阻止セント企ツルコトハ却テ排日派ノ反抗的氣勢ヲ^{亢進}セシムル眞アリトナシ不関知ノ態度ヲ取りタルカ^{これにはんし}反^之排日運動ヲ黙視スヘカラスト為シ積極的ニ排日派ヲ攻撃シ日本人ヲ弁護シタル者アリ其最モ著ルシキ左ノ三氏ナリ

(一)、牧師「ユー・ゲー・モルフィー」氏 (U. G. Murphy)

「モルフィー」氏ハ曾テ十四年間宣教師トシテ日本ニ在住シタルコトアリ大ノ親日家ニシテ常ニ在留日本人ノ利益増進ニ努力セル人ナルカ七月二十九日最初ノ排日集会同八月十一日ノ排日大会及十一月十八日「マウント・ベーカー」区排日集会等ニ出席シ自己ノ日本人ニ関スル所見ヲ述ヘ有ユル質問ニ応答シ毎ニ日本人側弁護ノ任ニ当レリ

(二)、牧師「ゼー・イー・クラウサー」博士 (Dr. J. E. Crowther)

シアトル市第一美以教会ノ牧師ナル同博士ハ学識及人格ニ於テ当地宗教界ノ重鎮ナルカ十月十九日(日曜)朝ノ説教ニ於テ沿革的ニ日本ノ外交ト其世界的地位ヲ論シテ日本ヲ弁護シ夜ノ説教ニ於テハ「米国ニ於ケル日本人」ト題シテ最モ熱心ニ在留日本人ヲ推奨シ各種ノ排日論ニ對シテハ一々之ヲ反駁シ大堂宇ニ集会セル多数ノ聴衆ニ對シ多大ノ感動ヲ与ヘタリ

(三)、「サミュエル・ヒル」氏 (Sammyuel Hill)

同氏ハ大北鉄道会社社長故「ゼームス・ヒル」氏ノ女婿ニシテ鉄道及道路ニ関スル造詣深く曩ニ日本ニ遊ヒテ道路修築ノ急ヲ叫ビ日本ニ於ケル道路改良ノ機運ヲ振作シタル人ナルカ帰来「シアトル」ヲ排日派ノ跳梁セントスルヲ見黙視シ得ス諸種ノ集会席上排日反駁ノ演説ヲ為シ排日集会等ニハ其信頼セル友人能弁家「フランク・タレス」(Frank Terrace)ヲ派シテ親日説ヲ

述ヘシメ又華府ニ於ケル排日派ノ運動ニ對抗セシムル為「タレス」ヲ同地ニ派シ中央政客ニ対シ日本人弁護ニ努ム

以上諸氏ノ親日運動ハ在留邦人等ヨリ特ニ依頼シタルニアラス又邦人側ニ於テ何等經濟的援助ヲ与ヘ居ルモノニ非ス何レモ全ク自己ノ発意ニ依リ行動シタルモノニシテ其好意ハ在留邦人ノ感謝措ク能ハサル所ナリ

この三人の紹介から見るとおり、当時の排日運動の動きに対して、いわば自主的な在留法人支援の主張があったことが注目されてよい。清沢冽が渡米した前後に、排日運動の厳しい環境が彼を取りまいていたことは、前著ですでに示したところであるが、その一方でこのような反対姿勢も見られたところに、当時のアメリカ社会の民主制というべきか、言論状況のあり方を見ることができよう。日本の場合、多かれ少なかれ、大勢順応社会的傾向、支配体制の操作的一方的考え方に染まりやすい状況が見られたのであるから、これは確かに清沢にとって新鮮さを感じさせてあまりあろう。そうした20世紀初頭のアメリカン・デモクラシー形成状況を考慮するならば、2001年9月11以降のブッシュ大統領による一方的な反イスラム「宗教戦争」もどきと、アメリカ社会の一方的価値観の横溢に見える状況も、あまりにもその異質性を感じさせられる。もっともこのあり方に類する状況は、1942年の在米日系人強制収容所移送事件の場合にも見られたことではあった。ただそれにしても公平のために指摘しておくべきことがあるように思われる。それはこの外交史料に見られた当時の状況では、市民社会レベルでもまた国政レベルでも、アメリカではなお排日運動が支配する状況にはなかったし、最高指導者たちもそれに同調していたわけではなかった。さらに1942年の場合も、フランクリン・ルーズヴェルト大統領は必ずしも同調していた形跡はない。あるいは当時の日系人隔離政策の遂行に関しては、ルーズヴェルトの一時的判断の過誤であったとさえ認識されているほどのものである。

それに比べて、21世紀初頭状況はより深刻であろう。すなわち大統領自らが「国家」、「キリスト教」を誇大に強調し、国際政治面でも「ならず者国家」論や「先制攻撃」論に基づく軍事侵略の正当化を図るなど、およそ人類が嘗々として獲得してきた国際法上の成果をも踏みにじって平然としている態度などは、いかにも乱暴な民主主義否認に行き着き、価値観の多様性を誇るべきアメリカ市民社会の伝統を大きく逸脱するものであることを、あらためて考えさせるであろう。もっともアメリカ人はこの動向の下でもっぱらブッシュ式認識をのみ基本に生きているかと言えば、そうではない。現にブッシュの対イスラム制圧の政治には批判が存在し、2003年の対イラク侵略の不当性については、2004年大統領選挙を前にして、ブッシュ支持の急落も生じている。同様なことはブレアのイギリスでも生じている。翻って日本では、対岸の火事視よろしく依然として国際法上不当性が明白なブッシュ政治を大声で支持する政治支配層が国民の支持を取り付けている。もっとも国民の

多数は軍事出動を最早支持している状況にはないが、そこから一步抜きんでた判断が形成されているとは到底言い得ない状況である。

八、在留邦人ノ対度

排日論「スター」紙ニ依リテ宣伝セラルルヤ在留邦人殊ニ各種ノ營業ニ従事スルハ大ニ不安ヲ感シ頗ル憂色アリ依テ排日運動ノ憂フヘクシテ必シモ恐ルルニ足ラサルコトヲ知ラシメ人心ヲ安定スルノ必要アリト認メ排日運動發生ノ当時日本人会主唱ノ下ニ各種營業ノ代表者ヲ集メ相談会ヲ催フシ排日対応策ヲ議シタルガ結局猥リニ排日反駁策ヲ行フコトハ却ツテ排日派ノ反抗心ヲ熾烈ナラシムル眞アルヲ以テ大体ニ於テ傍觀的監視ノ対度ヲ取ルニ衆議一決シ唯排日理由中在留邦人ノ反省セサル可カラサルモノナキニ非ルヲ以テ此等ニ関シテハ自省ヲ行フノ必要ヲ認ムト云フニ一致セリ

其後排日運動ハ与論ヲ動カシ得サリシヲ以テ在留邦人モ一先ヅ安堵スルニ至リタレドモ排日ノ時流ハ容易ニ衰滅セサルヲ以テ在留邦人ニ於テモ予メ相当ノ準備ヲ有スルノ必要ヲ認メ日本人会主唱ノ下ニ米化委員会ナルモノヲ組織シ資金ヲ集メ排日問題ニ対シ研究スルコトトナリ現ニ「シアトル」市營業免許状下附拒絶事件ニ付テハ同委員会ニ於テ斡旋中ナリ

当地方在留邦人ハ地方排日問題ノ解決ニ関シテハ可成在留民自身ノ力ニヨリテ之ヲ解決センコトヲ欲シ可成帝国外交ヲ煩ハサザラント欲ス (完)

この部分で、シアトル総領事館からの排日運動に関する報告書はいったん終わっている。この文章からあらためて明確になっているように、当時の排日運動が、決して全社会的規模、あるいは全階層的規模において繰り広げられたと見るべきものではなかったのである。状況を熟知できない情報量の下では、あたかも過激さをもつ排日運動が、全社会的規模で見られるように錯覚しがちであろう。とくに日本のような誤った「一民族一国家」観の横溢しやすく、一面的情報に左右されやすい国柄ではなおさらである。何よりも民族排外主義的傾向を強めつつあった日清、日露戦争以降の日本の場合と比べて、アメリカにあっては、多民族性を基調とするそのあり方が、たしかにアングロサクソン優越とイタリア、ギリシャなど南欧諸国からの移民に対する差別性を持っていたにせよ、「民族の坩堝」という実態を持っている以上、排日運動にアメリカの「民族」性を根拠にしていると見ることは困難であろう。白人優越主義、アフリカ人、黄色人種蔑視を指摘することは可能であろう。とくにアメリカ的特色と言え、その成り立ちからしてアフロ・アメリカンに対する奴隷主としての白人のあり方が人種偏見の出発点であったことは容易に見ることができよう。何れかと言え、既に報告に見てきたとおり、排日運動の根底には、第一次大戦前後の下層労働職種に対する白人系と在留日本人との競争があり、この底流の上に復員兵士の就職問題があったことを認めるこ

とが可能であろう。

とすれば、19世紀後半、中国人が大量にアメリカ西海岸に殺到し、金鉱採掘労働と大陸横断鉄道敷設労働に従事していた当時にも、中国人排撃運動が活発に繰り広げられていた事情とも通底する問題であったと理解することも可能である。のみならず第一次大戦後不況状況の下で、日本の植民地政策の結果、引き起こされた朝鮮農業の危機により、朝鮮人が、大量に日本労働市場に殺到し、やはり底辺労働市場での日本人との対立を引き起こしたことが、朝鮮人蔑視や偏見を生み出し、その後、関東大震災の危機に乗じた支配権力の朝鮮人差別化政策へと展開していったこととも比較して捉えることが重要な問題ともなろう。筆者は、これら一連の問題状況には類似した課題があると認識しておきたい。

3 「州会及州議員ノ排日言動」

「州会及州議員ノ排日言動」として取りまとめられた、二通の連絡文書が、暗号電報の形態で、廣田在シアトル領事から内田外務大臣に宛てられている。一九二〇年三月から四月の時期に当たるが、それらによれば、ワシントン州議会の動向が記されている。

三三五二（暗）「シヤトル」発本省着 大正九年三月十二日前十一時

廣田領事

内田外務大臣

第四〇号

三月二十二日ヨリ当州臨時議會召集セラルベク其ノ当面ノ目的ハ高等教育費補充及婦人会参政權ノ討議ニアルモ時節柄此ノ機ヲ利用シ排日的議論ノ提出アルヤモ計ラズ折角注視中ナリ

在米大使、晚香坡、桑港、「ポートランド」、「ロスアンゼルス」へ暗号ノ俣郵送セリ

在シアトル領事としては、時節柄、滞米日本人排斥問題が、州議会のテーマとなるかどうかに注目を寄せている様子を伝えている。さらに、次の連絡では、排日運動の扇動が州議会に及ぶことを伝えている。日本人の侵入をいかに阻止するかということである。日本人から土地周旋権を回収することを奨励する、これに成功する者には、その土地の半分を給与するというもので、これはカリフォルニア州、オレゴン州に同調する一策であった。

四五二〇（暗）シヤトル発本省着 大正九年四月二日前九、四〇

内田外務大臣

廣田領事

第四二号

往電第四〇号ニ関シ議會近クニ從ヒ「フリーマン」一派（一月二十五日附機密第一号拙信参照）ハ演説及「スター」新聞紙上ニ於テ排日テ煽動シ一方当市排日ノ首領 Clifford ハ知事ニ対シ今期議會ニ日本人侵入防止策ヲ考究セム事ヲ建議シ又排日下院議員 Grass ハ

- (一) 日本人ノ侵入ニ對抗スル措置ヲ考究スル為メ当州議會ヨリ委員ヲ華盛頓ニ派遣スル事
- (二) 本問題ニ関シ「オレゴン」及加州ニ対シ当州ト同一歩調ヲ取ル様^{しようよう}懇^{しん}懇^んスル事
- (三) 日本人ノ所有スル土地ヲ回収スル目的ヲ以テ私人ニ対シ土地周旋權ニ関スル審査ヲ為スノ權限ヲ附与シ又日本人ヨリ土地周旋權ヲ回収スルニ成功セシモノニハ其ノ土地ノ半分ヲ給与スルノ法律ヲ制定スル事其ノ他日本人ノ侵入ヲ防止スベキ方法ニ関シ州ノ事業トシテ審査ヲ開始スベシトノ議案提出ニ努メタリシガ議會開會前上下両院ヨリ成ル Caucus ニ於テ審議ノ結果今回ノ臨時議會ハ当初召集ノ目的タル議案以外一、二緊急案件ヲ加フル外他ノ問題ヲ討議セズ一日モ速カニ閉会スルノ方針ニ決定シ又開會中ニ於テモ新ニ排日案ノ動議生ズル事無ク婦人参政權及教育費案ヲ可決シ三月二十四日閉会シタリ然ルニ右ノ如ク排日案ノ葬ラレタルハ知事始メ各議員ガ今次臨時議會ヲ成ル可ク短時日ニ切り上ゲタシトノ希望ニ依リ予定ノ議案以外他議ニ巨ラザル様努メタル結果ニシテ必ズシモ議員ノ多数ガ排日案其ノモノニ反対セルニアラズ又排日議員側ハ明年一月ノ定期議會ニハ必ズ提出スベシト声明シ居リ今後益々注意ヲ要スル次第ナリ。

在晚香坡領事ハ暗号ノ俣郵送セリ。

しかし当時の重要課題が婦人参政權問題であって、結果的には排日問題を取り組む状況ではなかったために、上に要約した排日策は承認されるには至らなかった。その後、同年 5 月 7 日の内田大臣宛の廣田領事からの連絡によれば、共和党ワシントン州選出議員とされる Poindexter が中心となって、州共和党大会で「帰化權無キモノノ今後米国籍取得ヲ禁ズル憲法修正案並帰化權無キ移民ノ入国禁止法案ノ通過ニ賛成スル旨ヲ発表シタ」と伝えている。

また次のような興味深い情報もたらされている。すなわち市内の僅かばかりの日本人養豚業者が、残飯を市内料理店などから買い求めてきた事実があるが、市会では、これに対して衛生上の問題ありと称して、市が一括管理しようという提起がなされた。これに対して市内料理店、旅館業者が、反対行動に立ち、結局廃案に追い込んだということである。

機密公第一三号

大正九年五月八日

在シアトル

通商局長 サイン

領事 廣田守信 公印

外務大臣 子爵内田康哉 殿

邦人養豚業者ノ駆逐ヲ目的トセル「シアトル」市市会案ニ関スル件

「シアトル」市附近ニ於テ養豚業ヲ営ミ居ル邦人（戸数九名、養豚数約二千）ハ其飼料トシテ「シアトル」市内ノ料理店又ハ旅館ヨリ獸鳥魚ノ臟腑又ハ残肴等ヲ買受ケ居候処今般歐戰帰還將校ノ一人ニシテ市會議員タル「チンドル」ハ別紙写（省略）ノ如キ市会案ヲ市会ニ提出致候該案ニ依レハ「シアトル」市ハ其認許セル請負者ノ手ニ依リ市内ノ肉屑（garbage）ヲ蒐集運搬及処分スル專權ヲ有スヘク（第三項）而シテ右請負業者ハ之ヲ米國市民又ハ株式ノ全部カ善意ヲ以テ米國市民ニ依リ所有セラル、会社ノミニ限ラントスル次第ニ有之候（第四項）而シテ其理由トスル所ハ衛生上ノ見地ニ有之候何等右ハ疑モ無ク前掲邦人養豚業者ノ飼料買入ヲ阻止シ彼等ヲシテ廃業ノ止ムナキニ至ラシメントスルモノニ有之聞ク所ニテハ米人同業者ノ運動ノ結果ニ基クモノナリトノコトニ有之候然ルニ一方市内料理業者及旅館業者側ニ於テハ従前ハ自ラ出金シテ此等汚物ノ搬出ヲ求メシ程ナルニ近年邦人養豚業者ノ發展ニ伴ヒ反対ニ補償ヲ得テ売却スルニ至リタル様ノ次第ニテ邦人養豚業者ハ彼等ニ取り好個ノ顧客ニ有之若シ新市会通過ノ結果市ノ專權ヲ以テ汚物ノ價格ヲ断定セラル、カ如キコト、ナラハ自己ノ不利益少カラサルヘキニ顧ミ該市会案ニ対シ盛ニ反対ヲ唱ヘ排日紙ヲ以テ名アル「シアトル、スター」紙上ニ広告シテ「チンドル」案ノ不必要ヲ唱道致候而シテ本案ハ五月五日市會議事堂ニ於テ hearingニ附セラレ候処前述料理店及旅館業者側ヨリ現ニ何等衛生上ノ欠陥ナキニ拘ラス更ニ新法ヲ採用スルノ必要ナカルヘク若シ衛生上ノ欠陥アルニ於テハ之ヲ摘發シテ取締ノ嚴重ニセハ可ナルヘキニ非サヤ若シ市ニ於テ独占ノ結果肉屑買取料低下スルニ於テハ之ニ依リ料理業者ノ負フヘキ損失ハ軋シテ顧客ノ負担トナルヘシト威嚇シ討論二時間ニ亘リ遂ニ決セス次回ノ集會議ルコト、相成候本件ハ僅々九名ノ邦人養豚業者ノ運命ニ関スル義ニ有之候何等当地方排日派ハ去ル一月三十日機密第三号ヲ以テ松永領事ヨリ報告セル通昨今立法行政ノ方面ニ於テ排日ノ効果ヲ収メンコトニ焦慮シツ、アリ決シテ油断ナリ難キ次第ニ付本官ハ之等邦人当業者ヲシテ其居常ヲ慎ミ衛生ヲ重シ排日派ノ目標ト成ラサル様注意セシムルト共ニ米人側例之「マーシェース」博士等ヲ通シテ斯カル排日氣運ノ掃蕩ニ尽力セシムル様目立タサル方法ニ拠リ隨時努力致居候右及報告候 敬白候

本信写送付先 在米大使

この文書から見ても、排日動向については、社会の諸階層の利害の不一致が当然ある以上、社会は必ずしも打って一丸となつての排日運動への同調一色にはならなかつたことが、如実に示されている。この事実の意味は清沢洑にとっておおいなる感動ではなかつたらうか。というのは彼にとつ

ては、もともと日本社会との二重写しで、その状況が目映じたのではないか。日本ではファナティックな社会意識の全面同調の傾向が強く、そこに日本近代の「国有」型教育、画一的価値観の強制システムの恐ろしさを、彼は絶えず意識して発言を、続けていたからである。

機密公第一二号

大正九年五月八日

在シアトル

通商局長 サイン

領事 廣田守信 公印

外務大臣子爵内田康哉殿

「シアトル」市営電車内ニ掲示セル排日的広告撤去方交渉ノ件

去ル三月下旬頃ヨリ当市市営電車内広告欄ニ別紙甲号ノ如キ広告掲示セラレ右ハ昨今隆盛ニ赴キタル邦人「グロサリー」業者ニ対スル排日団体及米国人同業者ノ繁閑ノ結果ニ他ナラズ候処市ハ電車内ノ広告欄ヲ「ワシントン」広告会社ナル広告取次業者ニ売下ケ居レルニヨリ市ト該広告会社トノ契約関係ニ付内探シタルニ不都合ナル広告ニ対シテハ市ハ会社ニ対シ広告ノ撤去ヲ命ズルノ権利アル旨ヲ確メ候仍テ本官ハ四月十四日公文ヲ以テ当市市長ニ対シ本件ニ関シ注意ヲ喚起致候処其後数日ニシテ各車内ニアリシ本件広告ハ悉ク撤回セラレ候而シテ本月四日ニ至リ市長ハ本官ノ書翰ニ対シ鉄道局長ニ命ジテ本件広告撤去方取計ラハシメタル旨公文ヲ以テ回答致越候

然ルニ一、両日前ヨリ又々各電車内ニ別紙乙号写ノ如キ広告現ハレ右ハ前述広告撤去ノ結果排日団体乃至米人「グロサリー」業者ニ於テ研究ノ結果趣向ヲ變ヘ日本人ナル語ヲ用キシテ同一ノ目的ヲ達セムト努メツ、アルモノト被察候該文言ハ日本人ナル文字ヲ用キサル点ニ於テ前掲ノ場合ノ如ク正面ヨリ日本人ノ感情ヲ害スル性質ノモノト趣ヲ異ニスルノミナラス其ノ効果ニ於テハ却テ邦人「グロサリー」業者ノ広告トモ相成ル次第ニ有之候間右新広告ニ対シテハ別ニ抗議的措置ニ出テサル考ニ候此段報告申進候 敬具

追テ現在当市内ニ在ル邦人「グロサリー」業者（店舗ヲ有スル者）ハ其数約百ニ達シ内半数ハ商業街並住宅区域中白人区域日本人区域（日本人ノ多数集団セル区域ヲ意味ス）ニ営業シ居候別紙甲号広告ニ掲示セル百八十六ナル数ハ故意ニ誇張セルカ或ハ市場ニ於ケル一時的青物業者ヲモ算入セルモノト被察候

この文書に見える電車内の排日的広告とはどのようなものであったかを、具体的に掲げておこう。

甲号

THE JAPANESE INDUSTRIAL ARMY

has penetrated to the Seattle sector, capturing over 186 grocery stores and is now besieging the rest of the neighbourhood grocers who are fighting for their existence and your economic independence.

WHICH SIDE ARE YOU HELPING ?

Washington Advertising

Research Department.

Brokerage Company

この広告は「日本産業軍」はシアトル市内の186以上もの食料雑貨商を支配し、さらにその他の商店をも支配せんとうかがい、ついには彼等の生存のために君たちの経済的自立性をも奪うという状況だと、在留邦人に対する過度の恐怖感をおおる内容からなっていて、当然に在シアトル公館としても無視し得なかったであろう。そこで掲示の撤去を求めたものの、程なくまた以下のような掲示が現れたというのである。しかも広告業者が同一会社であったことにも注意が必要であろうとしている。

乙号

You can eliminate YOUR NEIGHBOURHOOD GROCER

——— if you can afford to perform his services yourself!

He is serving your neighbourhood and accomodating YOU in many ways for small compensation of 3% net profit on every dollar he receives.

CALL YOU BEAT IT ?

Washington Advertising

Research Department.

Brokerage Company

「近隣の食料雑貨商を排斥することができる」とばかりに題されたこの広告は、日本人商業者はずかしの償いで君たち隣人にサービスもするし、君たちに適切対応もするだろう、諸君がそれを打破することを訴えるという激越な内容でさえあった。

4 「在郷軍人団ノ斎藤領事演説ニ反対決議ヲ通過セル件」

この書類に収録されている文書中、興味ある内容を紹介しておこう。次の史料によれば、そもそも排日新聞の報道によるものなので、ワシントン州に訪問視察して西北部移民局担当者への、関係者による排日要請の内容のまとめ方が適切かどうかという問題がなくもないけれども、当時のこの

州での排日運動の論理とその背景を把握する上では、大いに参考となるだろう。

機密公第四一号

大正十一年十月二十八日

通商局長 印

在シアトル

領事 齋藤 博 公印

外務大臣伯爵内田康哉 殿

労働務次官及移民総監ニ対シ排日陳情報告ノ件

十月二十六日労働務次官「ダブリュー・ジェー・ヘンニング」氏、及移民総監「ダブリュー・ダブリュー・ハズバンド」氏ハ西北部移民局状況視察ノ為来州セルガ同日当地方排日家部参事会員フィリップ・チンダル、シアトル及紐育雑誌記者「ミラー・フリーマン」在郷軍人会華盛頓州前支部長「トーマス・エヌ・スエール」等ハ両氏ヲ訪問シ西北部地方ニ於ケル日本人ノ平和的侵入ニ関シ陳情シ官憲ノ助力ヲ懇願シタル趣ナル処右ニ関シ排日新聞「シアトル、スター」紙ノ報ズル彼等ノ陳情要旨ハ左ノ如シ

西北部ニ於ケル日本人ノ脅威ハ日々其ノ逼迫ノ度ヲ増加シツ、アリテ今ニシテ何等カノ断乎タル処置ヲ採ルニ非レバ米國ヲ米國人ノ為ニ保留救済スルコト能ハサルニ到ルヘキノミナラス日米國交ノ破裂ヲ免レサルヘシ。最近当地移民局ノ発表ニ依レハ日本人ノ渡米者ハ殆ンド帰国者数ニ伯仲シ何等日本移民ノ脅威無キカ如キモ是レ切リニ外觀ヲ見テ内実ヲ遺レントスルモノナリ

当地方ヲ退去スル日本人ハ大多数ハ結婚ノ為ニ一時的帰国ヲ為スモノニ過ギズ其他ハ多ク米國生レノ未成年子女ニシテ日本ノ教育ヲ受ケシカ為ニ一時的帰国スルモノニシテ彼等ハ再ヒ渡米シ来リ米國市民權ヲ行使スルコトヲ得ルモノナリ。然ルニ当地方ニ渡米スル日本人ハ多ク永久的ニ土着セントスルモノナルヲ以テ右数字ノミヲ以テ日本人問題ノ解決ヲ告ケタクト見ルヲ得サルナリ。今例令日本移民カ實際上減少シツ、アリトスルモ尚問題ハ重大ナリ。日本人士着者ハ既ニ西北部ニ於テ永久的且ツ漸進的殖民ヲ確保スルニ充分ナル数ニ達シタリ。彼等ノ子女ハ現行法上米國市民ニシテ土着白人ト同様ニ完全ナル市民權ヲ行使スルモノナリ。今、日本人ノ子女ノ増加ヲ白人ノソレニ比較スルニ昨年シアトルニ於テ出生者八人ニ付キ日本人一人ノ割合ニシテ本年ハ七人ニ付キ一人ノ割合ナリ。明年ハ恐ラク六人ニ付キ一人ノ割合トナルベシ事態斯クノ如クニ進展スルニ於テハ日本人出生者ヲ報ユルニ到ル必シモ遠キニ非ルヘシ又有ラユル方法ニ依リテ今回同州法律ハ日本人ニ依リテ違反セラレツ、アリ。且ツ我等ノ最モ遺憾トスル事ハ有力ナル米人ニシテ東洋実業家ニ買収セラレ居ル事ナリ。最後ニ附加スヘキハ我等今回ノ訪問ハ当沿岸ニ於テ排日運動ヲ為シツ、アルモノハ決シテ排日狂奔

者ニ非スシテ国家ノ将来ヲ杞憂スル地方代表的人物ナルコトヲ適當官憲ニ知悉セシメントス
ルニアリト

右陳情ニ対シ両氏ハ何等賛否ノ意見ヲ陳ヘスシテ単ニ吾人ハ行政官トシテ所謂紳士協約ノ趣旨及
法律ヲ勵行シ日本政府ノ發給スル旅券ノ所持者ニハ入国ヲ拒絕スル事ヲ得ズト述ヘタル趣ニ候尚
両氏ハ当地移民局ノ視察ヲ遂ケ同日「セントラリア」ニ向ケ当地ヲ出發致シ候

右報告申進候 敬具

本信写、 在米大使

この史料に基づけば、この時期に日本人渡航者が、帰国者数に比して少なくなっているかほぼ同
程度なので、西海岸が日本人に占拠されるとの認識が過大評価との判断が見られていたが、これに
対して、そうではなく、現状の日本人の帰国が学業のための一時帰国であって、また帰米が予定さ
れるので、西海岸の日本人が人口的に見ても白人支配力が低下することを見通すべきだろうという
主張である。また白人系アメリカ人で、日本人排斥運動に消極的な向きは、日本人、日本国に買収
されている実業家たちを中心に形成されているとの認識であった。だから排日運動家たちは決して
狂信的な集団によっているのではなく、一般の民間レベルの空気をも反映していることに注意が必
要だと警告している。問題は日本人がこの地に多数居住していることに恐怖感が醸成されるのでは
なく、白人系アメリカ人と競争関係が生じる部分が、軋轢を引き起こすという点であろう。

「アメリカン・リージョン其他ノ邦人市民権附与反対運動 十二年八月」には次のような史料が
含まれている。

シアトル発本省着 大正十二年八月十七日 一〇・五〇

内田外務大臣 大橋領事

第七三号

十五日当地夕刊「スター」ハ、『「シアトルリージョン日本人市民権附与反対運動ヲ開始ス』ト
ノ大ナル見出ヲ掲ケ小澤帰化訴訟判決后或種ノ日本人ニ市民権ヲ附与セントスル法案中央議會
ニ提出サレルコト、ナリタルカ「サクラメント」日本（邦字新聞）ニ拠レハ「オクラホマ」選
出上院議員「ロバート オーエン」ハ右法案ヲ支持スヘキコトヲ声明シタリト云フ 右ニ対シ
華盛頓州「アメリカンリージョン」東洋人会長「スウェール」ハ書ヲ「オーウェン」ニ送り日
本人問題最良ノ解決ハ彼等カ自由意思ヲ以テ全部米國ヨリ退出スルニアリ 素々日本人ハ米國
市民トナル為ニ非スシテ渡米セリ 彼等カ混血ニ依リ米國民ニ同化シ得サル以上何処迄モ別種
民族トシテ生存スヘシ 故ニ太平洋沿岸ノ人民ハ日本移民ハ勿論米國生レノ日本人ニモ市民権
附与ヲ欲セス、太平洋岸ノ奪取ヲ公然声明スルカ如キ人種ニ市民権ヲ与フル法案ノ愚ナルハ明

白ナリ 右法案ニシテ通過スルニ至ランカ布哇及太平洋ノ沿岸ニ於テ數クモ五十万ノ日本人ハ投票權ヲ獲得シ日本移民渡來解禁ニ関スル日本政府ノ要求支持ノ為一団トナリテ投票スヘシト述ヘタリ 尚ホ「スウェール」ハ西部「リージョン」ハ右法案反対運動ヲ計画シツ、アリト声明シタル旨報ス 本日ノ「ポストインテリヂェンサー」モ亦同様ノ記事ヲ載セ居レリ

たしかにここで指摘されているとおり、当時の渡米日本人は、いわば一旗組意識で、アメリカで稼ぎして故郷に錦を飾りたいとして、渡航した人物も多いだろう。だからここにいうとおり、米國に帰属する意識が希薄であったことは疑いないであろう。しばしば考えられるように、在米一世の日本帰属意識が強く、望郷の念も一入であったろう。米國「市民權」を欲しないというのも一面の心理であろう。このアメリカの地で稼いだ力を、祖國に帰って活用したいというのであろう。

次に極めて興味深い情報が残されている。これを見ておきたい。

機密第一四号

大正九年五月十日

在シアトル

通商局長 サイン 領事 廣田 守信 印

外務大臣 子爵 内田康哉 殿

「マシューズ」牧師ノ筆ニ成レル排日反駁新聞切抜送付ノ件

去ル四月六日本官当市 First Presbyterian Church 主任牧師「エム、エー、マーシューズ」ヲ往訪シ貴電第八号前段ノ趣旨ヲ伝ヘテ金五千弗ヲ手交シ次テ同人ノ排日鎮圧計画ニ付質問シタルニ其内ニ華府ニ趣キ当局ト懇談スル外隨時必要ナル手段ヲ執ルヘシト漠然回答シタルニ付本官ヨリ排日問題時今ノ形勢ヲ指摘シ此俟ニ推移セハ國交上懸念スヘキ結果ヲ齎スヤモ料ラレサル旨ヲ説示シ「マ」氏ノ熱意ヲ喚起^起シ置キタル次第ハ四月七日往電第四十九号ヲ以テ報告申進シタル通ニ有之候然ルニ其後何等ノ行動ニ出テタル様子モ無之ニ付隨時同人ノ注意ヲ喚起スルノ適當ナルヲ認メ四月二十八日重ネテ同人ヲ往訪シ日米問題ニ付種々意見ヲ交ヘ目下懸案中ノ養子入國拒絶問題、シアトル市附近邦人養豚業者驅逐計画及当州共和党綱領中ニ現ハレタル排日の宣言等ニ付テモ同人ノ注意ヲ惹キ夫レトナク同人ノ熱心ヲ喚起スルニ努メ置キ候処同人ハ五月九日当市ノ最多數ノ読者ヲ有スル「シアトル、タイムズ」ノ日曜号ニ於テ別紙切抜ノ如キ論述ヲ發表致候右論述ノ内容ハ前掲二回ノ改憲ノ際本官ノ語リタル所ヲ基礎トシ之ニ自己ノ意見ヲ加ヘタルモノニ有之候尚記事ノ反響如何ニ付テハ折角注視致居候

此段報告申御座候 敬具

追而「マ」氏ハ明五月十一日当地出發華府ニ趣キ約三週間滞在シー層ノ尽力可致旨本官ニ

内報越候ニ付其旨在米大使へ内報致置候

本信送付先 在米大使

この文書の興味深い点はすでに明らかであろうけれども、当地の排日運動反対派の人物であるプレスビテリアンの宗教家に、排日思想への反撃の仕方を、日本の領事が教示して、地元新聞に掲載させるという手法を取ったことである。もしもこの方策が暴露されれば、シアトル領事は立場を失いかねない状況であったことだけは明白であろう。しかも金銭授受も行われ、その人物が首府ワシントンに出向いて、排日運動への反撃を進めていたことであろう。そしてこの文書にあるとおり、Seattle Sunday Times, May 9, 1920年に“Racial Predjudice is Un-American and Un-Christian”と題する Rev. M. Matthews の論説が掲載されたのである。

5 外務省記録「米国ニ於ケル排日問題雑件一別冊華州之部」(自八年至十二年)(3-8-2 339-3)

外務省記録「米国ニ於ケル排日問題雑件一別冊華州之部」(自八年至十二年)により、さらに清沢洌が在米した時期前後のシアトル総領事館の記録を追ってみよう。そこでは、上院議員ポインデクスターが行った国際連盟批判を紹介する。

政公第六四号

大正八年四月十八日

在シヤトル

領事 松永直吉 公印

外務大臣子爵内田康哉 殿

米国上院議員「ポインデクスター」ノ国際連盟ニ関スル演説中日本移民ニ関スル一節報告ノ件

華州選出米国上院議員「マイルス、ポインデクスター」ハ米国上院ニ於ケル外交通ヲ以テ聞ヘタルモノナルガ四月十六日シアトルニ於テ国際連盟ニ関スル大演説ヲ誠ニ連盟ハ米国ノ独立ヲ侵犯スルモノナリ一朝他国ト紛争ヲ生スルトキ其解決ヲ当事国以外ノ連盟諸国ニ委セサルベカラズトセバ何ノ独立カ之アラントノ趣意ヲ詳細演述シタリ其内連盟ニ対スル日本移民問題ノ関係ニ付テハ

「人或ハ移民問題ハ国内問題ナルガ故ニ連盟ト関係ナシト云フ而カモ余ヲ以テ之ヲ見レバ日米間移民問題ハ事実両国間ノ国際問題ナルヲ如何セン然ラバ即チ同問題ハ連盟ニ提出シ得ルニ非サヤ余ハ元来日本国民ニ対シテハ多大ノ尊敬ヲ有シ日米両国ノ親善関係ノ愉ラザルコトヲ衷心希望シ又之ヲ信ズルモノナルガ我国ノ労働界ヲ代表スル労働組合ガ日米間ノ紛争問題

即屢加州ニ起リタル如キ問題ヲ連盟會議ノ決議ニ附スルニ異議ナキヲ見テ驚愕措ク能ハザルモノナリ（喝采）

是等ノ問題ハ太平洋沿岸ニ於ケル白人種ノ生存權ニ關係ナルヲ以テ須ラク其決定ハ米国人ノ專斷ニ留保スヘキモノナリ

吾人若シ連盟ニ加入シ而シテ連盟ガ東洋移民ニ對シ無制限ニ我門戸ノ開放ヲ命ゼバ白人労働者ハ經濟上社交上東洋労働者トノ競争ニ堪エズシテ太平洋沿岸ニ生活スルコトヲ得ザルコトナルベシ」

ト述ベタリ

尚同議員ハ四月十三日其郷里「スポケーン」市ニ於テ連合通信社員ニ對シ^マ^リニ於ケル講和會議連盟委員會ガ人種的差別撤廃案ヲ議題トシテ上程シタルコトヲ非難シテ同委員會ノ討議及採決ハ連盟ガ米国殊ニ太平洋岸ニ絶大重要ノ關係ヲ有スル該問題ニ對シ管轄權ヲ有スルコトヲ前提トスルモノナリ該案ノ否決其モノハ第二位ナル重要ノ意義ヲ有スルニ過ギズ已ニ連盟ニシテ該案ニ對シ管轄權ヲ有スルコトヲ認ムル以上将来連盟會議委員ガ如何ナル決議ヲ為スニ至ルヤ測リ知ル可カラザレバナリト語タル趣ナリ（四月十四日ピーアイ紙掲載）

別紙新聞切抜添付右及報告候敬具

本信写在米大使（在米大使へハ切抜省略）

この発言に見られるとおり、排日主義者の認識は、国際連盟といえども、アメリカ合衆国にとっての重要問題である在米日本人（東洋移民）の処遇をめぐる件につき、介入主義的決議や指示をすべきではない。それはこの問題が白人の安心して生活を営む権利を、日本人の存在が危機に追い込むであろうからと言うのである。白人労働者の労働機会を損なうということからである。アメリカの「独立」を脅かすとの認識には根拠のない排日、反アジア主義が横溢していると言わざるを得まい。この発言の報道が行われた1919年4月14日付の Seattle Post Intelligencer が添付されている。またシアトルにおける4月16日の上掲の国際連盟批判演説は同じく4月17日付で報道されていて、やはり添付されている。以下掲出する史料は「(2) 排日運動の諸相と対抗の論理」の冒頭に掲げたものとほぼ同一であるもののやや異なる部分を含むので、あえて掲げることにした。簿冊のあり方を尊重してのことである。

機密第一号

大正一月二十五日

在シアトル

通商局長印

領事 松永直吉 公印

外務大臣子爵内田康哉 殿

シアトル地方ニ於ケル排日状況ニ関シ報告ノ件

本件ニ関シ別紙報告書及提出候間委細右ニ就キ御了承相成度此段申進候 敬具

本信写送附先 在米大使

1

シアトル地方ニ於ケル排日状況

(大正九年一月記)

一、緒言

従来シアトル地方ハ米国太平洋沿岸各地中米国人ノ対日感情最モ良好ナリト称セラレ個人的実見ニ於テハ時ニ不愉快ナル出来事無キニ非サリシモ未タ曾テ在留本邦人ノ一般的利益ヲ脅カシタルコトナク又絶ヘテ日米両国ノ国交上ニ累ヲ及ホス如キ外交問題ヲ惹起シタルコトナク地方米国人モ在留邦人モ均シク日米親善ノ事実ヲ誇リタルカ大正八年七月中「ミラー、フリーマン」(Miller, Freeman) ヲ首領トスル排日一派カ「シアトル、スター」紙 (The Seattle Star) ト提携シテ約二ヶ月ニ亘リ盛ニ排日論ヲ唱道シ或ハ排日団体ヲ組織シ或ハ加州排日派ト連絡シ又進ンテ中央政界ニ運動シ其結果一般在留邦人ヲシテ深憂ヲ抱カシムルニ至リタル一事ハ西北部日米関係史上一大遺憾ノコトナリトス

而シテ排日派ノ言動ハ地方米国人中有識階級ニ於テハ勿論一般公衆ノ間ニ何等排日的与論ヲ喚起スルニ至ラス「スター」紙モ近来排日的記事ヲ掲クルコト極メテ減少シタルヲ以テ排日的運動ハ漸次鎮静ニ帰シタルノ觀アルモ実ニ然ラス排日派ハ与論ヲ動カスノ困難ナルヲ認ムルト共ニ寧ロ中央及地方ニ於ケル立法的及行政的方面ニ活動スルヲ得策ナリトシ已ニ中央議會ニハ幾多ノ排日法案提出セラレシアトル市会ニ於テハ日本人ニ対シ免許状下附拒絶ノ事実アリ即チ排日ハ言論時代ヨリ実行期ニ入り漸次具体的効果ヲ挙ケントスル形勢ナリ而シテ斯カル排日状態ハ単ニ一事ノ現象ニ止マラス其氣勢ハ時ニ從ヒ消長アランモ持続性ヲ有スト觀測シ得ヘキ理由アリ。今回ノ排日運動ハ将来断続的ニ發生スヘキ地方排日問題ノ起首ニシテ他地方及中央政界ニ於ケル排日問題ト相俟チ重大ナル関係ヲ有スト認メラル、カ故ニ茲ノ其概要ヲ記述スヘシ

ここでの指摘によれば、本来、ワシントン州などの北西部は排日運動とは無縁の地域であった。しかしカリフォルニア州の運動の影響を受け、また運動家の流入によって、運動が組織されていった模様である。清沢洌もこのような地域に在住していたのであるが、運動の余波は、彼の身边にも及んでいたことがこれで分かるであろう。

二、「ミラー、フリーマン」

日米親善ノ米国西北部ニ於テ排日ノ烽火日ヲ挙ケタルモノハシアトル市ノ「ミラー、フリーマン」(Miller Freeman) ナリ彼ハ其本職トシテ Pacific Fisherman ナル雑誌ヲ主宰セルカ曾テワシントン州議會ノ議員タリシコトアリ戰時中ハ予備海軍中佐トシテシアトル海兵養成所長タリ休戦後ハ州帰還兵保護会 (State Veterans' Welfare Commission) ノ幹事トシテ現ニ雜誌業ノ外ニ帰還兵ノ保護救済ニ従事ス

彼ハ元來排日思想ヲ有シ先年日米開戦論ヲ唱ヘタルコトアリ近来シアトル地方ニ於ケル日本人ノ發展著ルシキヲ見益々之ヲ好マス帰還兵保護会幹事トナルニ及ヒ帰還兵ノ就職難ハ日本人労働者ノ圧迫ニ依ルト称シ排日ヲ高唱スルノ機至レリト為シ大正八年七月下旬「シアトル、スター」紙ト提携シ同紙上ニ猛烈ナル排日記事ヲ掲ケシムルト共ニ各種ノ排日計画ニ参与シ事實排日派ノ首領ナリ、九月中華府ニ於テ米国下院移民委員会カ日本人問題ニ関スル審問会ヲ開キタル際彼ハシアトル地方排日派ヲ代表シテ排日的説明ニ努メタリ

シアトル市ノ重ナル実業家殊ニ商業會議所ノ有志等ハ「フリーマン」カ排日運動ヲ開始スルヤ地方ノ不祥事ナリトシ之ヲ阻止セント欲シ内密ニ有力者ヲ介シ極力反省ヲ求メタルモ彼ノ聴ク所トナラス而シテ彼カ排日ヲ唱道スルハ排日ニ依リ名声ヲ博シ之ヲ自己ノ政治的活動ニ利用セントノ野心ニ出ツト推測スル者アレトモ寧ロ彼ノ先天的思想ニ基クト判断スル方当レルカ如シ「フリーマン」カ放チタル排日ノ第一号ハ七月二十六日「シアトル、スター」紙ニ掲載セラレタル彼ノ陳述ニシテ其要領ノ左ノ如シ

一、「シアトル」ニ於テ白人經營ノホテル数ハ二百八十一個ナルニ對シ日本人經營ノホテルハ二百十八個ナルヲ以テ日本人ハホテル総数ノ四割七分ヲ支配ス日本人ホテル業者ハ白人支配人及「クラーク」ヲ置キ所有主ヲ陰蔽ス

二、シアトル附近ノ最良農作地ハ殆ント全部日本人ノ手ニ歸セリ法律ハ外国人ノ土地所有ヲ禁ス法ノ精神ハ外国人ニ農作物ノ収益ヲ与ヘサルニ在リ然ルニ日本人ハ借地耕作シテ美汁ヲ吸収ス

三、シアトル市公設市場ハ日本人ノ支配スル所ナリ

四、日本人ハ「グローサリー」、料理店、「ガラージ」、洗濯所、古物売買店ヲ多数支配シツ、アリ

五、日本人問題ハ紳士協約ニ依リ解決シ日本移民ハ絶対杜絶セリト思料セラレタルニ實際ハ之ニ反シ多数ノ渡米者アリ自ラ労働者ニアラスト云フ者ニ對シテハ旅券發給セラレ渡米後労働ニ従事スルモ何等問フコトナシ

六、日本人ノ能力、勤勉、節儉ハ吾人之ヲ認ム、サレト我々米人カ労働時間ノ短縮ト賃金増加ノ為努力シツ、アルニ際シ日本人ハ一日十五時間乃至十八時間労働ス斯カル經濟的圧迫アリ

テハ吾人ノ努力水泡ニ帰ス

七、千九百十九年六月三十日ヲ以テ終リタル一ヶ年間ニ日本人婦人ノ渡来シタル者千八百六十二名アリ此等婦人ハ何レモ六人乃至十人ノ子女ヲ産ム其子女ハ尽ク米国民タリ加州サクラメント平原ニ於ケル日本人ノ生産率ハ白人ノ五倍ナリト云フ事実アリ遂ニ日本人ハ太平洋岸ノ政治ヲ左右スルニ至ラン

八、日本ハ其臣民カ外国市民トナルモ尚之ニ対スル管理ヲ棄テス

九、我シアトル地方ハ日本ト通商關係ヲ増進セシムル為日本人ニ対シ従来多大ノ好意ヲ表シタルハ事実ナリ然ルニ日本人ハ之ヲ以テ移民ヲ歓迎スルモノト誤解セリ

十、日本人ハ米国人ニ同化スル能ハス日本人ハ永久日本人トシテ存ス日米雜婚ノ不成績之ヲ証ス

十一、日本人カ白人ヲ驅逐スル事実ハ加州及布哇ニアリ、ヤガテ当地方モ同様ナラン

十二、余ハ今ヤ本問題ニ関シ率直ナル意見ヲ吐露スル機会至レリト信ス余ハ白人太平洋沿岸主義ヲ主張ス日本人ヲシテ其本国ニ退カシメヨ余ハ日本移民ノ渡航ヲ将来ニ禁止スルに止マラス我政府カ現ニ当国ニ移住セル日本人ヲ漸次其母国ニ追放スルノ方法ヲ日本ト協商スルノ必要アリト信ス

以上のミラー・フリーマンの議論の基調は、労働力としての日本人が、旺盛に働く実態と、人口増殖率の高さが、白人を遙かに凌ぎ、ついには太平洋岸から米国人を追放し、しかも日本国家の在米日本人に対する処遇も依然として、日本臣民として扱い、米国人になりきらないと断定している。労働面で白人の労働を奪う結果になることは、深刻だと考えていたのである。しかしアメリカ市民社会とはいったい何であろうか。本当に民族の混淆が進んでいたと言って良いのか。その中でも日本人は、その他の民族と異質と思えるほどの境界線を引いていたと言って良いのだろうか。よく知られているとおり、アメリカ白人社会は、実は渡航してきた母国の人物同士のつきあいや結婚が基本をなしていたし、当時はまだヨーロッパ社会からの渡航者はせいぜいのところ一世、二世が多数派であったと考えられるのであり、その場合、一層、同民族間の交流が基本で、それもイングランド人が主体であって、これにアイルランドや、フランス系、イタリア系、ドイツ系などが流入していたのであるが、これには民族間差別意識が底流をなしていたことも忘れられるべきではない。しかもそれぞれの民族ごとの定住地が形成されていたのである。日本人の場合も、カリフォルニア州やワシントン州に多く定住したのは、日本からの渡航船が投錨した港からそれほど遠くない地域に定住したこと、またこの地域が19世紀後半以降のアメリカ産業革命の進展によって、労働力が必要となったことも重要であろう。

三、「シアトル、スター」紙

今回シアトル地方ニ起リタル排日運動ノ機関紙トシテ宣伝最モ努メタルハ「シアトル、スター」紙 (Seattle Star) ナリ元来同新聞ハ劣悪ナル扇情的記事ヲ報道スルコトヲ以テ特色トシ知識階級ノ顧ミル所トナラス家庭ニ入レサルモ低級ナル労働者間ニ愛読セラレ日本ニ対スル態度ハ良好ナラス当地方ニ於ケル唯一ノ黄色紙ト目サレ居タルカ如何ナル理由ノ存シタルヤ大正七年春頃ヨリ排日の記事ノ跡ヲ絶チ或ハ社員ヲ日本ニ派遣シテ其好意的ニ日本ヲ紹介スル通信ヲ紙上ニ掲クル等親日の傾向ヲ示シ在留日本人ヲシテ寧ろ奇異ノ感ヲ起サシメ居リタリ然レニ今回排日の運動ノ勃発ト共ニ以前ノ排日の態度ニ復帰シ傍若無人ノ排日論ヲ唱フルコト、ナレリ而シテ同紙カ排日の態度ヲ回復シタル事情ニ関シテハ大正八年二月シアトルニ総同盟罷業行ハレタル際同紙ハ総罷業ニ反対ノ態度ヲ執リタル為甚シク労働者ノ怨恨ヲ買ヒ労働組合ハ組合員ニ対シ同紙ノ購読ヲ禁シタル結果同紙ノ売行頓ニ減少シ経済的ニ大打撃ヲ蒙ルコト、ナリタルヲ以テ只管労働者ノ人気回復ノ機会ヲ待ちタルニ偶々排日派ノ誘フ所トナリタルヲ以テ好機乗スヘシトナシ排日紙トシテ再現スルニ至タリト推断スル者多シ

兎ニ角同紙ハ排日派ト提携シ「フリーマン」ノ陳述書ヲ掲載シテ以来約二ヶ月間ハ殆ント連日ノ如ク論説ニ雑報ニ排日記事ヲ掲載シ殊ニ最初ノ間ハ拳大ノ活字ヲ以テ先導の標題ヲ印シ新聞第一面ノ全部又ハ其大部分ハ排日記事ヲ以テ之ヲ埋メ極力排日氣勢ヲ昂騰センコトニ努メタリ排日記事ノ概念ヲ示セハ左ノ如シ

一、「フリーマン」ノ陳述書ヲ掲載ス (七月二十六日)

一、太平洋沿岸ヲ永ク白人国タラシメントセハ今日日本人ヲ駆逐セサルヘカラス (七月二十九日論説)

一、相互実業倶楽部 (Mutual Business Club) ト称スル排日団体ノ組織及七月二十八日夜同倶楽部ノ集会ニ於ケル「フリーマン」ノ提案並ニ其他ノ排日演説ヲ詳報ス (七月二十九日)

一、毎年平均千六百名ノ写真結婚婦人シアトル港ニ渡来シ其産児率ハ白人ニ五倍スルヲ以テ「シアトル」ノ日本人ハ急激ニ増加ス移民官ハ日本移民ヲ拒絶セント欲スルモ写真結婚婦人ノ入国ヲ阻止スルヲ得ス (七月三十日)

一、シアトル及其附近ニ於テ日本人ノ管理ニ属スルモノトシテ事業又ハ營業約十五種ヲ列挙シ日本人發展ノ一斑ヲ表示ス (七月三十日)

一、白人国カ日本人国カ今日日本人ノ侵入ヲ撃退セサレハ日米戦争ヲ避クルヲ得ス (七月三十日論説)

一、太平洋沿岸問題ヲ正当ニ解決スルノ緊要ナルハ日米人共ニ同シ沈黙ヲア平和ニ利ナシ独リ正直ナル論議ニヨリテノミ紛争ヲ避ケ得ヘシ (七月三十一日論説)

一、相互実業倶楽部ト米国在郷軍人会 (American Legion) ト共同シ七月三十一日排日方法

- ヲ討議研究ス同会ニハ親日牧師「モルフィー」氏出席日本人ヲ弁護ス演説及問答ヲ詳報ス（八月一日）
- 一、十二年前始メテパイキ公設市場開設セラレタルトキハ一名ノ日本人ナカリシカ今日ハ約百名ノ日本人出店者アリ出店者ノ半数ヲ占メ市民ノ需要スル野菜物ハ事実其左右スル所ナリ（八月二日）
- 一、目下シアトルニハ一万二千乃至二万ノ日本人アリ全市ノ四五分ヲ占メ其増殖ハ熾盛ナリ今日日本人問題ヲ解決セサルトキハ他日悔ユルトモ及ハス（八月五日論説）
- 一、ホテル及アパートメントニ於ケル室代ノ暴騰ハ日本人ノ投機的売買ニ因ルコト多シ（八月九日）
- 一、相互実業倶楽部ハ州知事ニ書面ヲ送り日本人カ州法ヲ犯シ白人名義又ハ法人組織ノ下ニ土地ヲ所有シ居ルヲ以テ速ニ之ヲ摘発所罰スヘキコト及日本ハ紳士協約ニ違反シ多数ノ移民ヲ渡航セシメ居ルヲ以テ中央政府ニ対シ州知事ヨリ抗議ヲ提出スヘキコトヲ申請シタリト報ス（八月六日）
- 一、東洋貿易会社ハ紳士協約ニ反シ過去十年間ニ約五万ノ日本人労働者ヲ鉄道会社ニ供給シタリト報ス（八月九日）
- 一、八月十一日夜相互実業倶楽部主催ニテ排日大会ヲ開キ二百五十名ノ出席者アリ西北部特ニワシントン州ニ於ケル各種ノ日本人問題（事項列挙）ヲ中央議会特別委員ニ抛リ審査センコトヲ州選出議員「ジョンソン」ニ申請スルノ決議ヲ通過ス。同大会ニテ「フリーマン」、「サリヴァン」其他数名ハ排日論ヲ述ヘ「モルフィー」牧師及「フランクス、タレス」ハ日本人ヲ弁護ス（八月十二日）
- 一、「フリーマン」ハキング郡民主党集会ノ席上日本人ノ一大「シンデケート」アリ毎年多数ノ写真結婚婦人ヲ輸入シ巨利ヲ博スト述フ（八月十二日）
- 一、日本人ノ威嚇ハ今日尚初期ニアリ此際強硬ナル態度ニヨリテ解決スレハ永遠ノ平和ヲ確保シ得ヘシ（八月十二日論説）
- 一、日本人ノ土地所有ニ関シ州検事総長「トムソン」ノ意見トシテ州法ハ一般的ニ外国人ノ土地所有ヲ禁止スルモ遺産相続ノ場合、抵当流ノ場合及鉱山採掘ノ場合ニハ外国人モ適法ニ土地ヲ所有スルコトヲ得外国人カ他人名義又ハ法人名義ヲ以テ土地ヲ所有スルモ現行法上刑事訴追ノ途ナシ唯其土地ヲ没収スルコトヲ得ルモ土地所有ノ権原ニ関シ証拠ヲ蒐集スルコトハ至難ナルヲ事実没収不可能ナリサレハ唯一ノ救済法トシテハ州議会及中央議会ニ於テ嚴重ナル排斥法ヲ制定スルノ外ナカラン（八月十三日）
- 一、日本人ノ侵入ハ「シアトル」、「タコマ」附近ニ止マラス落機山地方「コロラド」州ニ迄ニ及ヘリト報ス「シアトル」附近ノ白河平原内ニハ約九千頭ノ乳牛アリ内六千頭即全数ノ八割

五分ハ日本人ノ所有スル処ナリ千九百九年「オブライン」学校ニハ日本人兒童一名白衣人兒童百名ノ割合ニテ通学シテ居リタルカ千九百十九年ニハ日本人生徒四十名白人生徒四十五名アリ日本人ノ侵入ニ対スル策ハ地主ヲシテ日本人ニ借地ヲ許与セシメサルニアリ「タコマ」附近ノ「ピヤラップ」平原ニハ日本人ニハ二万二千英加^{エーカー}ノ最良農地ヲ耕作シ「タコマ」市需要ノ野菜ハ七割五分迄日本人ニ仰ク又「タコマ」市内ニ日本人ノ經營スルホテル二十六個アリ其宿代ハ無法ニ高価ナリ、「コロラド」州ノ名産「メロン」ハ八割五分マテ日本人ノ耕作スル所ナリ、彼等ハ團結シテ「メロン」ノ市価ヲ高ムルニ努メ其品質ヲ改良セサルヲ以テ漸ク声価ヲ失墜セントス（八月十五日詳述）

- 一、八月十八日「シアトル、グロッサー」組合ノ集会ニ「フリーマン」及相互実業俱樂部幹事「カネヤー」出席シ例ニ依リ排日ヲ唱へ日本移民排斥及日本人ノ經濟的發展阻止ノ目的ヲ以テ常久的排日団体ヲ組織スルノ必要ヲ説キ「グローサー」組合ハ極力援助スル旨ヲ約言ス同夜別席ニ催サレタル「大戦参加軍人会」支部集会ニモ「フリーマン」出席シ排日団体ノ計画ヲ説明シ同軍人会ヨリモ委員ヲ任命シ協助セシムルコト、ナル（八月十九日）
- 一、八月二十一日「フリーマン」、^{「サリヴァン」}、「カネヤー」等主唱ノ下ニ各種団体代表者総計約二十名集リ排日同盟会ヲ組織ス（八月二十一日）
- 一、外戦軍人会ハ市民ニ非サル者ハホテル、アパートメント、ルーミングハウス、料理店、肉店、市場売店ヲ經營シ賃自動車及行商ニ従事スルコトヲ禁スル市条例案ヲ起草シ市会ニ提出セントスト報ス（八月二十六日）
- 一、排日同盟会ハ八月二十九日より会員及資金募集ニ着手ス（八月二十九日）
- 一、「タコマ」ノ郡学校監督ハ日本人設立ノ国語学校ニ校舍賃借ヲ禁止シ得ヘキ法規ナキヤ州検事総長ニ質問シタリト報ス
排日同盟会評議員会ハ日本人ノ金融方法ニ関シ私人ノ資金ナルヤ会社又ハ銀行ノ融通スル所ナルヤ又ハ日本政府カ日本人ノ發展ヲ監督援助シ居ルニアラサルヤヲ調査セント報ス（九月二日）
- 一、九月三日排日同盟会評議員集会シ会員及資金募集ニ関シ議ス（九月三日）
- 一、日本人ノ生産率ヲ雀及兎ノ増殖ニ関スル伽譚ニ譬へ目下米国上院ニ提出セラレ居ル外国移民比例輸入案ニシテ通過セハ米国ニ於ケル日本人々口ハ千九百二十三年ニハ三十一万八千六百八人千九百三十三年ニハ五十四万二千人千九百四十三年ニハ八十七万五千人今ヨリ百六十年後ニハ二億千六百万人ノ多数ニ達スヘシト説ク（九月三日）
- 一、「オリンピア」地方ノ牡蠣養殖地ニテハ数年前日本人労働シタル以来他ノ労働者ヲ駆逐シ其数目下五十名ナルカ已ニ自ラ牡蠣養殖地ヲ租借シタルモノアリ（九月四日）
- 一、九月十日排日同盟会評議員会ニテ同盟会ハ州法ニ依ル会社組織ノ下ニ組織スルコト及加州

排日論団体ト連絡スヘキコトヲ決議ス（九月十一日）

一、米国下院移民委員会ニ於ケル「フリーマン」及加州ノ「マックラチー」ノ陳述要旨ノ電報ヲ掲ク（九月二十五日）

一、十月十日シアトルニテ開催ノ「アメリカン、レジョン」州大会ニ於テ太平洋沿岸日本人問題ヲ十一月「ミネアポリス」ニテ開催ノ第ナル全国大会ニ提出スル件ヲ可決ス（十月十一日）

一、十月十九日シアトル市第一美以教会牧師「ゼー、イー、クラウサー」(J. E. Crawther) 博士カ朝夕二回ノ日曜説教ニ於テ日本及ビ日本人問題ヲ主題トシ諸種ノ排日論ヲ一々弁駁シ「スター」紙ノ態度ヲ非難シ多数ノ聴衆ヲ多大ノ感動ヲ与ヘタルコトアリ翌日ノ「スター」紙ハ教壇ノ人ハ社会ニ実情ヲ知ラス世人ヲ誤ルトテ反駁シ亜米利加第一ヲ忘ル、勿レト叫フ（十月廿日論説）

一、論説欄ニテ再ヒ「クラウサー」博士ヲ攻撃シ読者欄ニハ「ク」博士親日論ニ対スル賛否両派ノ投書四通ヲ掲ク（十月二十一日）

一、シアトル市対岸「ベーンブリッジ」島ニテ発刊スル「キプツァップ、カウンテー、ヘラルド」ノ排日論ヲ転載シ又排日投書ヲ掲ク（十月二十三日）

一、日本人理髮者ヲ称賛スル親日投書ヲ冷評シ排日投書ヲ掲ケテ結フ（十月二十五日）

一、「ケント」及「オーバン」附近ノ日本人農業者ハ狩猟ノ為ニ日本人カ其農場ニ入ルヲ許スモ白人ノ入ルヲ許サス好猟者間ニハ漁獵權ヲ米国市民ニ限ルノ法案ヲ州議會ニ提出セントスル議アリト報ス（十月二十九日）

一、排日親日兩種ノ投書ヲ掲ケ親日寄書ヲ罵評シ其罪ヲ憎ムモ其人ヲ愛スト結フ（十一月三日）

一、「ホワイト・ハウス」ノ農業者及商人集リ現時同地方ニハ一名ノ日本人無キモ「ヤキマ」方面ヨリ移住セントスル模様アルヲ以テ予メ嚴排ヲ決議ストノ電信ヲ掲ク（十一月五日）

一、排日投書ヲ掲ク（十一月九日）

一、「ミネアポリス」ニテ開催シタル「アメリカン、レジョン」大会ノ排日決議ニ関シ是レ真ノ米國主義ナリト評シ米國魂ノ好試練ハ排日問題ニ在リト唱フ加州ニ於ケル多数新聞及「オレゴン」州ノ労働団体ハ疾ニ排日態度ヲ宣明セルニ反シ「シアトル」ノ中央労働協会ハ日本人問題ニ関シ如何ナル態度ヲ取ラントスルヤ「ビー、アイ」紙ハ如何「タイムス」紙ハ如何將又商業會議所ハ如何ト論シテ各方面ニ挑戦ス（十一月十四日論説）

一、排日及親日ノ投書ヲ掲ケ排日論ヲ附加ス（十一月十四日及十七日）

一、十一月十八日シアトル市「マウント、ベーカー」区市民大会ト称スル排日集会催サレ「サリバン」「カネヤー」等排日ヲ説ク「モルフィ」牧師日本人ヲ弁護シタルカ群衆ノ妨害ニ依リ中止セシメラル同集会ハ日本人カ住宅区域内ニ移住シ来ルトキハ地価ヲ低下セシメル虞アルニ依リ日本人ニ土地ヲ周旋セサル様土地売買業者ニ勧告スルコトヲ決議シタルト同時ニ移

- 民法修正、紳士協約廃止、排日州法制定ノ必要ヲモ決議ス（十一月十九日）
- 一、公設市場ニテ日本人ヨリ買フ勿レト一般ノ主婦ニ勸告シ日本人ヲ使用スル勿レト大商店ニ忠告ス（十一月二十二日）
 - 一、十一月二十六日「ピー、アイ」紙カ日本号ヲ発刊セルニ対シ「仮面落ツ」ト題シ「ピー、アイ」紙ノ親日的態度ハ愈判明シタルカ彼ノ最モ驚クヘキ桑港日本字新聞新世界ノ社説ヲ掲載セサルヲ瑕瑾トスト皮肉リ排日恐ル、モ足タストスル同社説ノ英訳ヲ掲ク（十一月二十六日）
 - 一、米国民トナリ得サル者ノ子孫ニハ米国内ニ出生スルモ市民権ヲ与ヘストノ米國憲法修正案遠カラス上院議員「ジョーンス」ニヨリ提出セラルヘシトノ華府電報ヲ掲載ス（十二月一日）
 - 一、帰還兵保護会幹事「イングリシ」大佐（W. M. Inglis）ハシアトル陸海兵俱樂部ニ使用シタル日本人十名ヲ解雇シ帰還兵ヲ以テ補充シタルト報ス（十二月五日）
 - 一、シアトル愛光写真館カ華客ニ配附シタル札曆ニ貼付シタル日本人子供ノ集会写真ヲ「カット」トシテ現ハレ之レ将来ノ米国民ナリト題シ下段ニ他日此内ヨリシアトル市長ヲ出シ国会議員ヲモ出スヘキカト話ス（大正九年九月七日）
 - 一、日本人ハ鱈事業ニ發展シ太平洋沿岸ノ米國鱈業ヲ圧倒セントステ「フリーマン」主宰ノ漁業雜誌中ノ記事ヲ轉載ス（一月七日）
 - 一、ホテル及アパートメントノ室内掃除ニ従事スル白婦人ハ安給金ノ日本婦人ニ依リ驅逐セラレ居レリ救済策ヲ講スルノ必要アリト某女ノ談話ヲ掲ク（一月十七日）
 - 一、大哲「スペンサー」ハ千八百九十二年已ニ日本移民反対ノ説ヲ述ヘタリトテ彼ノ雜婚不可説ヲ引用ス（一月廿日）
 - 一、加州選出上院議員「フィーラン」カ米國出生日本人ニ対スル市民権拒否ノ憲法修正決議案ヲ提出シタル旨ノ華府電報ヲ掲ク（一月二十一日）

以上

（「スター」紙排日宣伝ノ一斑ヲ示ス為別紙切抜ヲ添附ス）

これらの記述から見ると、当時、シアトルの大衆紙が、労働組合のストライキ報道で、これに反発する態度をとったことから、労働組合側の読者層を大量に失って苦境に陥っていたことが、たまたま排日運動をその読者層拡大の機会に利用したことが大きい。それと共に当時の北西部における日本人の大活躍の事実が当地方の白人底辺労働の職場を奪う結果にもなっているという状況が、大衆紙の拡張に利用されたとも言っても良いだろう。日本人の大活躍には当時の様々の職種に及んでいたことがこの記述からも知られるとおりで。果たしてこのような排日的主張で社会が運営可能

なのかどうかは大いに問題ありと言うよりもマイナスであったろう。シアトルの都市食生活を支える農産物一つを見てもそれは自明なはずである。

四、排日ノ理由

「シアトル」地方ニ於ケル排日論ノ概要ハ前述「ミラー、フリーマン」ノ項及「シアトル・スター」紙ノ項ニ叙述シタル通りニシテ排日理由ノ要点ハ其間ニ悉クセラレタルヲ以テ茲ニ再述ヲ省略スルモ其主要ナルモノヲ摘挙スレハ

- 一、日本ハ紳士協約ヲ破リ多数移民ヲ渡航セシム
- 二、日本人ノ産児率ハ白人ニ五倍ス
- 三、日本ヨリ多数ノ写真結婚婦人渡来ス
- 四、以上ノ結果太平洋沿岸ニ於ケル日本人ノ人口ハ逐年急激ナル増加ヲ示ス
- 五、日本人労働者ハ一日十五時間乃至十八時間労働ス
- 六、米国帰還兵ノ就職難ハ日本人労働者ノ存在ニ由ル
- 七、日本人ハ専ラ貨殖ヲ念トシ生活改善ヲ努メス
- 八、日本人ハ到底米国ニ同化シ得ス
- 九、各種事業又ハ營業中已ニ日本人ノ支配ニ帰シタルモノアリ
- 十、日本人ハ經濟的ニ太平洋沿岸ヲ征服セントス

等排日ノ理由トシテ挙クル所ハ許多ナルモ要スルニ日本人ノ増加及經濟的發展ハ好マレカラサルヲ以テ之ヲ排斥スヘシト云フニ帰スヘシ

ここでの指摘はこれまでの内容の概要と言って良いであろう。従って特段の解説を要さない。しかしこれまでの紹介からも分かるとおり、排日運動に対して、これに反対し、対日親交を主張する動向もあったことが明確に知られる。と言うよりもそもそも排日運動がこの西北部に持ち込まれたのであって、必ずしもこの地の土着の運動であったからではない。

五、排日運動ノ効果

「フリーマン」一派ノ排日者ハ「スター」紙ト提携シ針小棒大又ハ虚構ノ事ヲ宣伝シテ極力一般民衆ノ間ニ排日氣勢ヲ昂進セント努メタルカ智識階級ノ米国人ハ何等之ニ耳ヲ傾ケスシアトル市ニ於ケル二大新聞「ピー、アイ」紙及「シアトル、スター」紙ハ排日運動ニ関シ遂ニ一言モ記スルコトナク全然不関知ノ態度ヲ取り又労働組合ノ如キモ日本人ニ好意ヲ表シテ排日ニ雷同セス其結果在留邦人ハ其營業上又ハ労働上直接何等打撃ヲ受ケサリシヲ以テ与論ヲ動カサント努メタル排日派ノ計画ハ失敗ニ帰シタル次第ナリ

「スター」紙ノ如キ最初熱狂的ニ排日ヲ咆哮シ頻ニ世論ノ沸騰ヲ挑発シタルモ予期ニ反シテ何

等ノ反響ナカリシヲ以テ漸次其筆法論調ヲ収メ排日記事ハ依然其跡ヲ絶タサルモ其数甚タ減少シ自ラ起稿又ハ蒐集シタルモノ稀ニシテ他来的材料ヲ掲載スルニ止マレル状況ナリ

サレド排日論者ハ其目的ヲ抛棄シタルニアラス彼等ハ中央及地方ノ政治家ヲ動カシ立法及行政方面ニ於ケル効果ヲ挙ケント欲シ加州方面ノ排日派ト連絡シテ中央議會ニ各種ノ排日法案提出ヲ運動シ着々歩武ヲ進ムルト共ニ地方ニ在リテハ州知事等ニ対シテモ排日の処置ヲ取ランコトヲ請求シシアトル市会ニ対シテハ日本人ニ対スル營業免許状下附拒絶法案ヲ建議シ同市会ハ多数決ニヨリ大正八年十二月初旬日本人ノ「プール」室營業免許更新ヲ拒絶スル決議ヲ為シ又古物商 (junk) 營業、労働周旋業等ニ対シ免許状ヲ更新又ハ下附セサルコト、ナリタルヲ以テ現ニ当地日本人会後援ノ下ニ關係者ヨリ市ニ対シ行政訴訟ヲ提起シ其曲直ヲ争フコト、ナレリ (免許状下附拒絶事件ハ別信ニテ報告ス)

思フニ排日派ハ今後米国ニ於ケル中央及地方ノ立法及行政ノ方面ニ益々其猛威ヲ振フナラント觀測セラル

このように記されていることから、再度、排日運動が当地の自生的運動ではなく、外部から持ち込まれ、従って支持を受けるには充分ではなく、ここに排日記事についても、必ずしも当地では制作されているわけではなく、むしろ排日記事には批判的である状況だった。しかしそれでもこの排日派の運動は軽視されるべきものではなく、全国的に見ると、逆に発展の可能性があるかと判断されていた。このような状況を知れば、清沢冽が排日運動にアメリカの将来を見たのではなく、逆に排日運動よりも国際平和主義、あるいは諸民族の友好関係の発展、アメリカ社会の民主主義の発展に希望を見いだしたとしても疑うことは困難であろう。清沢が暮らした西北部、シアトル、タコマという地域の状況の持った意義も見逃せないように思われる。

六、排日機関及主動者

排日運動の煽動者フリーマンの運動組織化の方策が次のように記されている。すなわちメディアの活用だけでは充分ではなく、活動主体を持たねばならなかった。「相互実業倶楽部」がそのために組織された。しかしその組織もいわばこの運動のためにでっち上げられたものとしてよい。実は有名無実の会というのがこの意味であろう。その後「排日同盟会」の組織が結成される。するといつの間にか先の倶楽部は消滅していたというわけである。しかしながらこの組織も資金集めに成功をせず、その限りでは根無し草の運動となるのである。この運動の中心は帰還兵士と小営業者であったこと、それ故に運動内容でおおよそ想像可能な方向性を持つものであった。

「フリーマン」カ排日運動ヲ開始シ排日氣勢ヲ興サント企ツルヤ排日ノ宣伝及通報機関トシテ

ハ「スター」紙ヲ利用シタルカ排日活動ノ主体タルヘキ団体ノ存在ヲ必要ト認メ最初ハ相互実業倶楽部ナル名義ノ下ニ排日集会ヲ催シタルカ元来此ノ如キ倶楽部ハ存在シ居リタルモノニ非ス単ニ方便トシテ恰モ倶楽部カ存在スルカ如ク称ヘタルニ過キス、サレバ同倶楽部ナルモノハ何時トナシニ消失シ其後正式ニ排日同盟会ノ組織セラレタルハ八月十八日「グローサー」組合ノ集会上ニシテ茲ニ排日派ハ初メテ常久的排日団体ノ組織ヲ完了シタルナリ而シテ右排日同盟会ハ広く会員ヲ募集シ又運動資金ヲ集ムルコトヲ企テタルモ何レモ失敗ニ帰シタルモノ、如シ

排日派ノ首魁ハ「フリーマン」ニシテ其帷幄ニ参スル者ハ弁護士「ジョン、ゼー、サリヴァン」(John J. Sullivann) 及「フランク、イー、カネヤー」(Frannk S.Kannair) ナリ彼等ハ各種ノ排日方法ヲ参画シ各種ノ排日集会ニ出席シ或ハ中央及地方ニ於ケル政治家ノ間ニ奔走シ排日活動ノ中心人物ナリ

「フリーマン」及び「サリヴァン」ハ在郷軍人系ニ属スルヲ以テ「アメリカン、レジョン」ヲ土台トシテ活動ス

日本人ノ従事セル各種営業中白人営業者ト最モ競争ノ地位ニ在ルモノハ「グローサー」業ナルヲ以テ排日派ハ白人「グローサー」ヲ誘説シ排日同盟ノ如キモ「グローサー」組合ヲ基礎トシテ組織シタリ

要之排日同盟会ハ主トシテ帰還兵士系ト小商人系ノ構成支持スル所ナリ

先に述べたような排日運動の当地における実質のなさは十分に注目すべきことであるが、それと共にあるいはそれ以上に筆者が注意したいのは、この文書でも確認されているとおり、渡日経験のある牧師を中心に排日運動への批判が社会には存在していたことである。もちろん外部から持ち込まれた排日運動という宿命があった、この地では、日常的な便益を共有する在留邦人と白人の関係が存在していたことを無視できない。それを端的にしめすものこそは、シアトル方面の市場に供給される野菜や、肉類、あるいは商店経営、洗濯業など何れも人々の不可欠の日常的サービスの提供者としての日本人の地位であろう。しかしそうした知日派的な人々の活動だけでは充分ではない。

七、排日ヲ反駁スル米国人

排日運動の扇動に対して、日米親善上、シアトル市の発展上好ましいわけではないとして、敢えて無視する態度で沈静化を図ろうというのが、商業会議所あたりの認識であったという。商業会議所がこのような姿勢を取ったには理由があろう。それは先にも述べたようにシアトルの消費市場が日本人によって十分に役割を果たしていたことに知られる、日本人の生業としての農業、商業等を無視してはアメリカ人商業活動を困難に陥れるとの危惧であったろうことは容易に想像可能である。

しかしこの排日運動の組織化に対して無視という態度では根絶できないとも考えたのが、3人の牧師たちの活動だったといえる。この三者の特徴点を資料に沿って見ておこう。14年間の滞日経験を持つ牧師、宗教界の重鎮で、当地の日本人を推奨する立場、日本を訪問した経験を持つ事業経営者、三者三様であるが、何れも日本側が組織した人々ではなく、自発的意志に基づく意向の表明であるだけに貴重であつたらう。まさに在留邦人には「感謝」以外の何ものでもないのである。

「シアトル」市ノ有識階級殊ニ商業會議所ノ有力者ハ排日運動ヲ以ツテ日米親善上及市ノ發展上甚タ好マシカラストナシ陰ニ排日運動ノ揉ミ消シヲ試ミタルモ成功セス、然ルニ之ヲ表面ヨリ阻止セント企ツルコトハ却テ排日派ノ反抗的氣勢ヲセシムル虞アリトナシ不関知ノ態度ヲ取リタルカ反之排日運動ヲ黙視スヘカラスト為シ積極的ニ排日派ヲ攻撃シ日本人ヲ弁護シタル者アリ其最モ著ルシキハ左ノ三氏ナリ

(一)、牧師「ユー、デー、モルフィー」氏 (U. G. Murphy)

「モルフィー」氏ハ曾テ十四年間宣教師トシテ日本ニ在住シタルコトアリ大ノ親日家ニシテ常ニ在留本邦人ノ利益増進ニ努力セル人ナルカ七月二十九日最初ノ排日集会同八月十一日ノ排日大会及十一月十八日「マウント、ベーカー」区排日集会等ニ出席シ自己ノ日本人ニ関スル所見ヲ述ヘ有ユル質問ニ応答シ毎ニ日本人側弁護ノ任ニ当レリ

(二)、牧師「ゼー、イー、クラウザー」博士 (Dr. J. E. Crauther)

シアトル市第一美以教会ノ牧師ナル同博士ハ学識及人格ニ於テ当地宗教界ノ重鎮ナルカ十月十九日(日曜)朝ノ説教ニ於テ沿革的ニ日本ノ外交ト其世界的地位ヲ論シテ日本ヲ弁護シ最モ熱心ニ在留日本人ヲ推奨シ各種ノ排日論ニ対シテハー々之ヲ反駁シ大堂宇ニ集会セル多数ノ聴衆ニ対シ多大ノ感動ヲ与ヘタリ

(三)、「サミュエル、ヒル」氏 (Samuel Hill)

同氏ハ大北鉄道会社社長故「ゼームス、ヒル」氏ノ女婿ニシテ鉄道及道路ニ関スル造詣深く曩ニ日本ニ遊ヒテ道路修築ノ急ヲ叫ヒ「日本ニ於ケル道路改良ノ氣運ヲ振作シタル人ナルカ帰来「シアトル」ヲ排日派ノ跳梁セントスルヲ見黙視シ得ス諸種ノ集会席上排日反駁ノ演説ヲ為シ排日集会ニハ其信頼セル友人能弁家「フランク、タレス」(Frank Terrace)ヲ派シテ親日説ヲ述ヘシメ又華府ニ於ケル排日派ノ運動ニ對抗セシムル為「タレス」ヲ同地ニ派シ中央政客ニ対シ日本人弁護に努ム

以上諸氏ノ親日運動ハ在留邦人等ヨリ特ニ依頼シタルニアラス又法人側ニ於テ何等經濟的援助ヲ与ヘ居ルモノニ非ス何レモ全ク自己ノ発意ニ依リ行動シタルモノニシテ其好意ハ在留邦人ノ感謝措ク能ハサル所ナリ

八、在留本邦人ノ対度

排日論ノ「スター」紙ニ依リテ宣伝セラルルヤ在留邦人殊ニ各種ノ營業ニ従事スル者ハ大ニ不安ヲ感シ頗ル憂色アリ依テ排日運動ノ憂フヘクシテ必シモ恐ルルニ足ラサルコトヲ知ラシメ人心ヲ安定スルノ必要アリト認メ排日運動發生ノ当時日本人会主唱ノ下ニ各種營業ノ代表者ヲ集メ相談会ヲ催フシ排日対応策ヲ議シタルガ結局猥リニ排日反駁策ヲ行フコトハ却ツテ排日派ノ反抗心ヲ熾烈ナラシムル眞アルヲ以テ大体ニ於テ傍觀的監視ノ対度ヲ取ルニ衆議一決シ唯排日理由中在留邦人ノ反省セサル可カラサルモノナキニ非ルヲ以テ此等ニ関シテハ自省ヲ行フ必要ヲ認ムルト云フニ一致セリ

其後排日運動ハ与論ヲ動カシ得サリシヲ以テ在留邦人モ一先ツ安堵スルニ至リタレドモ排日ノ暗流ハ容易ニ衰滅セサルヲ以テ在留邦人ニ於テモ予メ相当ノ準備ヲ有スルノ必要ヲ認メ日本人会主唱ノ下ニ米化委員会ナルモノヲ組織シ資金ヲ集メ排日問題ニ対シ研究スルコトナリ現ニ「シアトル」市營業免状下附拒絶事件ニ付テハ同委員会ニ於テ斡旋中ナリ

当地方在留邦人ハ地方排日問題ノ解決ニ関シテハ可成在留民自身ノ力ニヨリテ此ヲ解決センコトヲ欲シ可成帝国外交ヲ煩ハサザラシメント欲ス

(完)

こうして排日運動を現地の人々が支持する状況が生まれなかったことも幸いして、在留日本人は彼等の運動におそれを感じていたが、取り立てて問題視することよりも、黙視し、その上で、邦人として反省すべきは反省するという自省心も持って対応していったというのである。その一環として在留邦人は、あえて外交問題とする道をも取らなかつたとも指摘されている。ここにあらためて当時の排日運動の動き、とりわけてそれ以前まで、邦人と白人の間で取り立てての対立状況も生んではいなかったワシントン州シアトルという土地柄の下では、ファナティックな邦人迫害運動が組織される状況にはなかつたことが、この資料によっても確認されると共に、渡日経験を持つ賢明な宗教家その他の知識人がこうした運動に公然と批判の矢を放っていたこと、またそれを認める当地の人々の日常性の意味を考えさせてくれよう。

それにつけても渡日経験や、日常生活の中での相互理解が育てられていれば、容易には「民族間対立」を醸成する環境は生じないということも、この報告書が示していると思われる。

もっとも無視し得ない情勢が州議会にあったことを、廣田領事が暗号電報で内田外務大臣にあて「大正九年三月十二日前十一時」付で打電している。それによると三月二十二日から始まった州臨時議会に高等教育費補充及び婦人参政権問題が議せられ、これら为先議として閉幕したが、同時にこの議会には「フリーマン一派」の蠢動でシアトル市「排日ノ首領 Cliford」が州知事に「日本人侵入防止策」を決定させようと動いていた。この措置を実施するために州議会からワシントンに委員を派遣すること、オレゴン、カリフォルニア州と同一歩調をとるよう働きかけを行うこと、日

本人所有地の回収車にはその土地の半分を給与することなどを盛り込んでいたが、提案者たちは今期の州議会での決定を断念するものの、次期を期待して運動することを宣言したから、今後の注意がいるということであった。

明治40年（1907）2月23日、オレゴン州ポートランド市においてオレゴン州在留日本人大会が開催された。その代表委員として伴新三郎、下村真鋤、蜂谷証吉、若林性随、熊本秀太郎、長谷川利衛、染川愿策、有末与一、早川万次郎、加藤詳三郎、工藤陽太郎、浅井恵定の12人が外務大臣宛に活字印刷による長文の陳情書を提出している。

その構成は「労働移民渡米の必要性」（合衆国の資本主義興隆発展の状況が労働移民を必要としていること）、「渡米許否の標準」（教育は必要ではあるがそれ以上に重要なのは体格、意志、性質、「年齢弱く意志定まらず世態に経験少なき者は自由放任の此国に於ては往々誤って悪経路を辿り易き次第」、女子の渡米は厳格にすべきだが、同時に身元確実の場合はこれを認めることは「我移民発展上最も必要」）

「オレゴン州に於ける日本人の現状」（在留者は約4500人、そのうち約一割が自己資本で業務に従事し、その他は被雇用農業労働者、最大規模の労働は鉄道労働、次いで農業。数年の労働によって得た貯蓄で農業その他事業に取り組んでいる）

「オレゴン州に於ける日本労働者の歓迎」（日本人排斥があるからと言って、サンフランシスコでさえ、日本人労働者の失業状態が存在しているわけではない、かえって賃金が上昇させている。オレゴン州では長期的に見て決して排日運動の騒ぎが日本人に不利に働いている状況は見られない。過去5年間で3割の賃金増額をもたらしている。日本人が他国に比して迫害を受けている比率は少ないであろう。）

「オレゴン州移民の奨励」「各国より渡米する移民」（略）

「日本人渡米の増減」（日露戦争期には渡米者が過少であるが、それは徴兵などの要因が加わっている。1904年14264人、05年10332人、06年13835人）

「オレゴン在留帝国臣民の希望」（渡米の自由を拡大すること、米国からの送金は1000万円の多額に達していること、しかも日本人の入植者はアメリカ人口の稀少地帯であって、入国を阻止される理由はない、また日本人がアメリカ人に危害を与えているとは到底考えられない、日本人の同化を要求するのであれば、アメリカ人は日本国内での同課に勤めているとでも言えるのか、これも実情は逆であろう、日本人の方がよほどアメリカ国内で同化に務めているはずだ、自由労働移民は大いに入国を認められてしかるべし）

以上のように展開して日本側がアメリカに屈して、日本人移民の規制に走るべきではないことを要請している。

むすびにかえて

以上、詳細をきわめた史料紹介を中心に、清沢冽在米時代のアメリカ社会と日本人の関係に関する検討を行ってきた。冒頭にも述べたように、これはまだ完成された内容には及ばない。なぜなら筆者の手元には、なお残された史料群があり、これらの分析をも加えてこの課題の結論としたい予定があるからである。

さて本論で詳細に紹介してきた史料とその解説から、およそ以下のように述べるのが暫定的結論として意義があろう。

第一に、当時の排日運動は、社会全体を覆った現象ではなく、一部の扇動家が組織しようと取り組んでいたことが分かる。その際彼等の力を実際以上に大きく見せたのは、彼等にいわば買収された地域のジャーナリズム、特にイエローペーパーとされた、低俗なキャンペーン主義に走ったメディアであったこと、しかも彼等は大衆受けをねらうことによって、発行部数を拡大するという経営的姿勢を持っていたことである。

第二に、社会の諸階層の中で、持ち込まれた排日運動は、労働市場面で日本人と競合する分野の大衆であった可能性がある。それは排日運動家の発表した当時の主張内容から想像できることであった。しかし社会には冷静にこれを見る態度もみられ、特に宗教家の動きには注目すべきであろう。彼等は日米友好と、在米日本人との市民的友好を打ち出していたからであり、彼等に対する社会的信頼も十分に見られたと思われるからである。その一例証に、一見排日運動に荷担したかに見えるメディアが同時に日本人との友好を訴える宗教家たちの主張を掲載していることである。ではなぜそうした「ねじれ」とでもいうべき状況が見られたのであろうか。

それを第三の点として述べておく。すなわちシアトルにせよタコマにせよ、人々の日常生活において、日本人の恩恵を大いに受けており、しかも日常的には対立関係の構造が見られなかったことであろう。日本人は当時、野菜作り農家であったり、小商店経営者としての地位で日常生活の物資供給者として十分に役割を果たしていたことである。たしかに排日キャンペーンを張ったグループに、退役軍人の会のように、地域に帰還したものの、見るべき生業を確保できないと騒いだ一定の人々もいて、彼等はことさらに、日本人の労働に不満を投げかけていたのである。

筆者はこのように析出してみても考えるに、一つの社会で、民族主義的対立感情をむき出しにする状況は、特定の民族の勤労意欲の高さが、時には在来のエスニックグループに反発を呼ぶのは、意図的にそれを煽り立てるグループの存在なしには生じないであろう。しかも単に「勤労意欲」が特定のエスニックグループの属性として認識されてはならないことである。というのは何れの集団であれ、その集団が新たな地で活動する上で、当然、相当に厳しい周辺環境を前提にして生きる以上、大変な生活維持のための努力が必要であるから、「勤勉」に働くことで、一定の地歩を獲得しよう

とするのである。それにしても、ではこうしたエスニック間の対立を際立たせる煽動を許すのは、当時のアメリカの場合、産業発展が著しく社会の不安定化の時期であったからこそ一層形成される状況が生まれていたと考えることが出来よう。

しかしそれだけでは十分ではない。一定の政治勢力の加担とジャーナリズムの援護であろう。社会的には特別の対立感情が形成されていなかったワシントン州にあって、ジャーナリズムもことさらに排日運動に加担する動きはなかったにも拘わらず、煽動者たちによるメディアの買収行為が、一時的にそれを可能にした事実である。そうしたメディア支配こそが、社会に存在する不満と日本人に何らかの驚異感を持った集団の存在によって、排日運動を増幅させていったと考えられる。そのことは排日運動者達の陳情や議会での発言に、例えば、日本人の出生率の高さ、それも兎の繁殖率のように高いと蔑視感を際立たせていたが、西海岸の白人支配のみならずアメリカ全土の支配をも危機に陥れるだろうといった過激な主張にもっともよく示されているであろう。

またこうした煽動家達の動向に加勢をしたもの、それこそは議会における党派的グループであり、もしもこのような同調がなければ、運動は単なる社会の過激な動向の一つに過ぎなかったことになるだろう。つまり政治家達の識見が著しく問われるポイントたる問題の重要な要素がこうした人種間対立、あるいは時にそれを背景とした宗教的対立感情の政治的利用にほかならない。

最後に、第四の論点として以下のことを指摘しておきたい。それは、清沢冽が、排日運動が燃えさかっていた時期に、それを見聞きしていながらも、排米主義者、あるいは反米主義者に陥らなかったことの意味に関わることである。本論で詳細に紹介してきたように、特にカリフォルニア州議会における日本人学童排斥の動向に対して、セオドア・ルーズベルト大統領が厳しく批判を展開し、州議会の決議提起を中止に追い込んだ事実である。地域の政界は地元の排日動向に左右され、過激な排日方針を決定しようとしたにも拘わらず、大統領がサクラメントの州議会に乗り込んでこれに反対する方向で説得を行ったという事実は、極めて重いと考えるべきであろう。ここに20世紀前半期のアメリカ社会の民主主義的成熟の程度がうかがわれるものと見てよいのではなかろうか。この状況が根本的に覆されるのは、1942年、在米日本人の強制収容所への連行であった。筆者は、真珠湾攻撃によるアメリカ艦船の大量破壊という現実の前に、人々に引き起こされた対日驚異感をも引き金とした戦時体制の下での状況であったと考えておきたい。

しかしこのショービニズムの形成と強制収容という深刻な状況の発生を当然知りうる位置にあったと思われる清沢の当時の記述には一切登場しない。しかも彼の『戦争日記』という詳細を極めた指摘記録にさえ登場しない。もしもこの事件を清沢が問題視すれば、当時の日本軍国主義を先導していた東條内閣には格好の材料であったと思われる。事実には忠実な態度を取り続け、齒に衣を着せず政治と社会を批判してきた彼にしては、ある意味で、極めて不思議である。しかしこの点は、確証は得られないが、恐らく清沢は、その事実を知りつつも、当面の課題としての東條政権批判を正

面に押し出そうとの意図の下に、在米日本人の問題をはずしたと考えることが出来るかも知れない。これは極めて政治的判断の部類に属していよう。またむしろ、上に述べてきたような20世紀初頭の多元主義的なアメリカの精神風土に深く学んだ彼としては、一時的狂信状況としてこの問題を無視したがったのかも知れない。これは心情的な部分を多分に含むであろう。何れにしてもこれらの推測はある程度可能であろうと思われる。これらの点につき清沢冽の娘池田まり子さんに、2004年11月25日、お話を伺ったが、当時少女であったまり子さんには、アメリカのそうした事情については一切話されたということにはなかった、それだけではなくむしろアメリカで育った青年達を迎えては、同国の教育のよさを確認していたということであった。

〔そえがき〕本稿は、近刊予定の拙著『清沢冽—その多元主義と平和思想の形成』（仮題）の一部として執筆中の素稿であり、もともとは拙著刊行までは公表の予定はないものであった。しかし諸般の事情により、本誌編集者の要請があり、未定稿ながら、ここに公表する。筆者の構想ではなお、この作業は引き続き行うことを予定しているので、読者にはその中間報告であることをお断りしておきたい。とはいえ近刊拙著での収録内容を大きく逸脱したり、変更を伴うものではないが、いわば八合目の作品として受け取って頂いてよいと考える。

それにしても比較的長文の内容となったのは、論証材料を可能な限り公表することで、非力な筆者が事柄の評価を過たないことを願っている現れとご理解頂ければ幸いである。

本稿執筆に当たっては外務省外交史料館のお世話になったことをここに付記する。

（2004年11月25日）